

「あきる野市生涯学習推進計画」

あきる野学びプランⅡ

あなたが主役、創ろう！ともに学び、支えあい
心豊かなまちを^{はぐく}育む市民の生涯学習

(案)

あきる野市

平成23年7月

も く じ

あきる野市生涯学習推進計画の改訂にあたって

第1章 あきる野市生涯学習推進計画改訂の背景

「学びプラン」改訂の背景

- 1 計画改訂の背景と趣旨 1
- 2 今、生涯学習に求められているもの 2

第2章 市民アンケート調査からみたあきる野市の生涯学習の現状

- 1 生涯学習の認知度について 3
- 2 生涯学習の内容について 3
- 3 生涯学習活動における施設のあり方について 4
- 4 生涯学習の成果を活かすことについて 4
- 5 今後の取組みについて 5

第3章 「学びプランⅡ」の基本的考え方

- 1 市を取り巻く状況と改革・改善の取組み 6
- 2 計画改訂の目的と位置づけ 6
- 3 基本理念 7

第4章 「学びプランⅡ」の基本目標

- 1 「学びプランⅡ」の構成 8
- 2 改訂の方針 8
- 3 「学びプランⅡ」の基本目標 9

第5章 「学びプランⅡ」の重点施策・重点事業選定の視点

- 1 重点施策の考え方 10
- 2 重点施策・重点事業選定の視点 10

第6章 「学びプランⅡ」の施策の目標、重点施策

- 1 施策の目標 11
 - 2 施策の目標、重点施策 11
- 生涯学習推進計画「あきる野学びプランⅡ」体系図 17

第7章 「学びプランⅡ」の計画期間 19

第8章 「学びプランⅡ」の施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、 重点事業、そして3年後の目標

- I 「学びをつむぐ」（学習機会提供の拡充）の課題 20
- II 「学びをひろげる」（生涯学習推進体制の整備）の課題 35
- III 「学びを伝える」（学習情報提供と相談体制の整備）の課題 39
- IV 「学びの環境をつくる」（生涯学習関連施設の整備と充実）の課題 44

V「学びをつなぐ」(人材育成の充実)の課題	47
VI「学びを創る」(社会参加活動の充実)の課題	51

第9章 「学びプランⅡ」の施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

I「学びをつむぐ」(学習機会提供の拡充)	58
II「学びをひろげる」(生涯学習推進体制の整備)	83
III「学びを伝える」(学習情報提供と相談体制の整備)	86
IV「学びの環境をつくる」(生涯学習関連施設の整備と充実)	89
V「学びをつなぐ」(人材育成の充実)	93
VI「学びを創る」(社会参加活動の充実)	97

資料編

あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	112
あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿	113
あきる野市生涯学習推進本部設置要綱	114
あきる野市生涯学習推進本部委員名簿	115
あきる野市生涯学習推進本部幹事会名簿	116
用語解説	117
法律及び答申等(要点及び抜粋)	126

第1章

あきる野市生涯学習推進計画

改訂の背景

「学びプラン」の改訂の背景

あきる野市では、平成16年3月、あきる野市総合計画前期基本計画の方針の一つである『生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市を目指して』の第2節「生涯学習社会の振興」における主な施策「生涯学習推進計画の策定」に基づき、あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」を策定しました。この推進計画では、基本理念を「つくろう！ とともに学び 支えあう 市民の生涯学習」とし、「いつでも、どこでも、だれもが学べる場づくり」など4つの基本目標を掲げました。以来7年間、学習を通して学んだ成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指して各種施策・事業を展開してきました。

このほど、総合計画前期基本計画の計画期間満了に伴い、生涯学習推進計画の改訂を行うことになりました。改訂にあたっては、これまでの成果を評価しつつ、社会の急激な変化に対応した生涯学習のあり方等について、生涯学習推進市民会議での検討・協議を踏まえ、時代に即応した実行性のある計画づくりを行いました。それがあきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプランⅡ」です。

1 計画改訂の背景と趣旨

これまでの事業を生涯学習の視点から整理し、274事業を推進事業と位置付けました。そして、まちづくりの主役は市民であり、その基礎となる生涯学習活動を市民が主体的に取り組むことにより心豊かなまちづくりにつながるものであることを基本に施策を展開してきました。

生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」策定後、7年が経る中、生涯学習を取り巻く環境は大きく変化しています。平成18年12月の教育基本法の全面改正、平成20年6月の社会教育法等の関連法令の改正、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」などを通して、生涯学習は、余暇活動だけでなく、自己の能力の向上を目指した学

習、あるいは新しい公共の担い手として、市民がその成果を活かした社会貢献活動等への展開がさらに求められてきています。

このような状況の中、あきる野市においては、学びの場の提供をはじめ、生涯学習推進の担い手となる人材の養成と活動の場づくりに取り組んできました。これにより、学習活動の成果を活かした次のステップに向かっての活動が徐々に広がってきています。

2 今、生涯学習に求められているもの

少子高齢化の加速と団塊世代の退職という大きな節目を迎え、生涯学習・社会教育行政の役割が変化していく中で、平成18年12月に教育基本法が全面改正されました。教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と新たに生涯学習の理念が規定され、定義付けられたことを背景に、改めて生涯学習の重要性とその役割について、市として位置付ける必要が出てきました。

これまでの「学びの場の提供」を中心とする施策から市民自らが主体的に学習し、それぞれの自己実現と個人の学習の積み重ねを基に、その学習成果を活かした社会活動への展開・転換への後押しが生涯学習行政の大きな課題として捉えられるようになってきました。

現計画においても、「社会参加活動の充実」の施策目標において、地域の活性化とまちづくりにつながる生涯学習の推進にあたり、市民と行政とがパートナーシップを確立し、事業の企画・運営だけでなく、施設の管理運営等へ積極的に参画できる体制と環境整備を掲げてきましたが、今回の改訂にあたっては、「市民と行政との協働」、「市民同士の協働」による学習・交流活動のあり方、生涯学習によるまちづくり、地域づくり活動への展開方策等について、それぞれ事務事業の成果目標を具体的に定め、市民や地域社会が求める様々な要望、要請に対応する具体的な事業について整理し直すことをねらいとしています。

第2章

市民アンケート調査結果からみた

あきる野市の生涯学習の現状

1 生涯学習の認知度について

「生涯学習」という言葉については、84.8%の人が聞いたことがあると回答しており、さらに、この1年間に生涯学習をしたことがあると答えた人が80.8%と、平成13年に実施した市民意識調査結果の66.5%と比較して、この10年間で生涯学習活動をしている市民が着実に増えているということがわかります。さらに、その6割の人が毎週1回以上生涯学習をしており、活動の頻度も高く、生涯学習活動が活発になってきているといえます。

一方、生涯学習をしたことがないという回答が19.2%と前回の30.9%と比較して減少しているものの、まだ5分の1近くあり、年代別では、30代と50代が多くなっています。

生涯学習をしていない理由としては、「仕事が忙しいから」という回答が14.4%と1番多く、続いて、「きっかけがつかめない」、「特に理由がない」という回答と合わせ27.5%となっています。

そして、今後の生涯学習の意向について聞いたところ、およそ8割の人が、今後も生涯学習をしてみたいと回答しているものの、したくないと思わない人の割合が16.1%ありました。10年前の市民意識調査では26%だったことと比較して生涯学習に対する意欲は高くなっているといえます。しかしながら、「めんどうだから(13.4%)」「特に必要ないから(12.0%)」「仕事が忙しいから(10.6%)」「きっかけがつかめない(10.2%)」など、生涯学習のきっかけづくりとPRにより、生涯学習に対する理解が進むものと考えられることから、改善に取り組んでいくことが重要であり、課題と考えられます。

2 生涯学習の内容について

実際にどのような生涯学習が行われているかについては、生涯学習をしたことがある人と今後生涯学習をしてみたい人の多くが「趣味的なもの」と「健康・スポーツ」に関するものや「老後の人生を有意義にするため」などをあげており、生涯学習のきっかけづくりとして、生活をより快適に豊かに過ごすことなど、自

己実現や心の充足感を生涯学習に求めていることが伺えます。また、生涯学習の機会として、「市及び関係機関の講座や教室」が15.0%、「自宅での学習活動」が14.5%、「民間の講座・通信教育」が13.9%、「サークル活動」が10.6%などとなっており、学習形態や学習の場の多様化が進んでいることが考えられます。一方で、市に対して今後充実して欲しいとする学習の機会に「市及び関係機関の講座や教室」をあげている人が約3割、社会教育施設が実施する講座等の充実を要望している人を含めると4割を超えています。にもかかわらず市が主催又は共催する事業に参加しなかった人が4割近くいることから、何らかの理由で参加できない状況にあることが考えられ、市が実施している講座等の内容や開催方法も含め改善していく必要があります。

3 生涯学習活動における施設のあり方について

この1年間で利用した社会教育施設について聞いたところ、図書館が18.2%と最も多く、次に体育館等の屋内体育施設が12.7%、そして中央公民館が10.0%、キララホールが9.1%などとなっています。

さらに、施設ごとの利用について聞いたところ、図書館については、利用した人が48.2%あるものの、利用形態はリピーター利用が多く、まだ利用していない人も44.4%あります。また、世代別に見ると若い世代は図書館をよく利用し、公民館は高齢者世代に多く利用されていることがわかります。このように、利用者の特徴を活かした事業展開を進めるとともに、利用していない世代に対する取組みを検討する必要があります。

4 生涯学習の成果を活かすことについて

回答した9割の人が、身につけた知識・技能を自分以外のために活かすべきであると考えており、63.7%の人がその知識・技能を社会的に評価されることを望んでいます。また、地域や社会における教育、学校支援ボランティアなどの支援や指導に参加してみたい人が54.3%と、多くの市民が生涯学習の成果を活かす場として、学校や子育て支援、学習活動への助言・指導に参加したいと考えているという結果になっています。

しかしながら、現状では実際に参加している市民は少なく、放課後子ども教室ではボランティアの人数が十分でない状況があるなど、PRの方法や成果を活かした地域活動、社会活動等に参加しやすい環境づくりの充実を図ることが必要といえます。

5 今後の取組みについて

このアンケート結果から、計画の改訂に当たっては、計画期間を今後3年間の計画として、生涯学習の成果を活かした活動の場の充実、いわゆる「知の循環型社会」に向けた体制整備を進め、図書館、学習ボランティア等さまざまな学習資源を活用し、市民自らが地域課題、学習課題解決に向けた学習を通して、まちづくりにつながる施策の展開が重要と考えられます。そして、生涯学習の情報提供の充実や、住民ニーズを把握し、反映した事業の実施、施設におけるサービスの充実にも取り組む必要があることがわかります。

第3章

「学びプランⅡ」の基本的考え方

1 市を取り巻く状況と改革・改善の取組み

市は、厳しい社会経済状況に伴う財政の健全化に対応するため、行財政改善に向けた取組みを進めています。市の高齢化率が23%を超え(平成22年1月現在)、少子高齢化や環境問題など社会情勢が変化する中、市民ニーズの多様化が進み、均一なサービスを基本とする行政運営だけでは十分な対応が難しくなってきました。また、景気の低迷が続き、税収の落ち込みなど財源不足が課題となっています。このような状況を打開するため平成21年度を行政改革元年と位置付け、歳出の縮減に取り組み、平成22年3月には第2次行政改革推進プランを定めました。

また、まちづくりの基本方針として、「協働のまちづくりの推進」を掲げ、地域による行政運営への市民参画の取組みを開始しました。

あきる野市の地域特性を活かした「防災・安心地域委員会」による地域防災組織体制づくり、市域の6割を占める森林を市の重要な地域資源として捉えた「郷土の恵みの森構想」の策定など、地域力の強化を図り、市民との協働によるまちづくりを進めることの具体的な施策の展開を進めています。

2 計画改訂の目的と位置づけ

そして、このような中、あきる野市総合計画後期基本計画の策定作業が進められました。後期基本計画は、厳しい財政状況と社会情勢を踏まえて、機敏に対応できる基本計画とすべく、計画期間を3年とし、平成23年度から平成25年度までの具体的な目標を掲げた内容として、平成23年3月に策定されました。

生涯学習推進計画は、上位計画である後期基本計画の策定過程に合わせて、改訂を進めることとしました。現計画の進捗状況を検証するとともに、市民アンケート調査の結果をあわせ、事業を振り返りつつ、今、必要とされている生涯学習の具体的な取組みを掲げ、推進していくこととし、後期基本計画を踏まえ、平成23年度の早い時期に改訂し、平成25年度までを計画期間とすることとしました。

これまでの計画は、生涯学習に関するすべての事業を推進事業として捉え、体系化されているものの網羅的であり、特徴が不明確、具体的な取組がわかりにくいなどの指摘がありました。改訂にあたっては、後期基本計画の3年の計画期間を踏まえ、メリハリのある、取り組むべき課題をわかりやすく、焦点を当てた施策の展開

を目指しました。

3 基本理念

「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、

心豊かなまちを育む市民の生涯学習」

市では、「学びプランⅡ」の改定にあたり、実効性のある計画にするため、3年間で取り組むべき課題について、よりわかりやすく、かつ焦点を当てた施策の展開を図ることが必要であるとししました。

そこで、これまでの生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」で掲げた基本理念を基に、教育基本法第3条に規定された生涯学習の理念、定義を踏まえ、「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」を学びプランⅡの基本理念に掲げました。これは、市民一人ひとりが生涯にわたる学習活動を通して得た成果を活用し、自己実現を図りつつ地域社会の発展に寄与することにより、心豊かでいきいきとしたまちを創ることにつながるものと考えたことによります。

生涯学習の主体者である市民と行政とが協働して良きパートナーシップのもとに、あきる野市民がいきいきと活動する「知の循環型社会」の創出に取り組んでいくことを目指し、基本理念を定めました。

第4章

「学びプランⅡ」の基本目標

キーワードは

「学ぶ」

「活かす」

「創る」

「育む」

1 「学びプランⅡ」の構成

平成16年3月策定のあきる野市生涯学習推進計画（あきる野学びプラン）の構成を基本とし、「基本理念」「基本目標」「重点施策」「施策の目標」について、生涯学習環境の変化等を踏まえ、改訂しました。

改訂にあたっては、具体的施策について、これまでの成果を検証し、「学びプランⅡ」における3年後の目指すべき目標を設定しました。そして、現計画の275事業について、次世代育成支援行動計画、男女共同参画プラン及び教育基本計画において進行管理する事業と生涯学習推進計画で取り組む事業を整理し、スリム化して「学びプランⅡ」の推進事業としました。また、計画期間である3年間の取組みの姿勢を明確にするため、3年間で重点的に取り組むべき事業を具体的施策ごとに事業選定し、重点事業としました。

すべての推進事業について、行政による学習の場や機会の提供から市民参加型学習、提案型学習への転換を進めるため、行政と市民との協働を前提とした各施策目標、具体的施策として取り組むものとししました。

2 改訂の方針

改訂にあたって次の点について留意して取り組むこととしました。

(1) わかりやすさ、読みやすさ

① 改訂する計画については、抽象的な理念にとどまらず、「この話に興味を覚えた」「こういうことなら私にもできる」など市民自らが意欲を持って取り組もうとする自覚を促す内容とすることとしました。

② 市民との協働のまちづくりにつながる学習活動を展開するため、重点的に取り組むべき具体的事業を掲げ、市民が取り組みやすい計画とすることとしました。

(2) 推進体制の位置づけ

生涯学習推進本部を頂点とした行政内部の推進体制を再確認するとともに、生涯学習推進市民会議における推進状況のチェック機能等役割を明確化し、市民と行政とが連携、連動した推進体制の構築を図ることとしました。

(3) 行政の役割

行政の役割について、中央図書館の建設をはじめ、公民館・体育館の改修等を行い、基本的な学習拠点施設は整えてきました。「学びプランⅡ」ではこの3年間において、生涯学習活動の育成、地域の連携、交流、情報交換の体制づくりを進めていきます。

また、計画改訂の基本として、行政による事業の実施から市民・市民団体との協働による事業展開への移行・転換を進めるための啓発支援に努めます。

厳しい財政状況の中、市民の幸福感や健康で文化的な生活を実感できる機会として、「生涯学習」は有効な場であり、ますます重要度を増してくると考えています。

(4) 学習成果を活かす「知の循環型社会」づくり

「学びプランⅡ」において、「いつでも、どこでも学ぶことができ、また、学習した成果を適切に評価し、個人の活動が地域社会におけるさまざまな社会活動や教育活動に活かされるための仕組みづくり」、中央教育審議会答申で提唱されたいわゆる「知の循環型社会」の実現を目指した学習の拡充を図ります。

そして、地域の教育力を向上させるため、家庭、学校、地域がそれぞれが持つ機能を活かして連携した仕組みづくりを進めるとともに、学習の成果を地域における教育活動に活かす機会や事業の提供を行います。

3 「学びプランⅡ」の基本目標

「学びプランⅡ」では、以下の4点を基本目標として決めました。

- ①いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくりを進めます。(学ぶ)
- ②さまざまな地域資源や学んだことを活かした学習を推進します。(活かす)
- ③自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援する仕組みを創造します。(創る)
- ④学習をつなぎ、支えあい、豊かな心に基づく地域力を育む学習を推進します。(育む)

第5章

「学びプランⅡ」の重点施策・重点事業 選定の視点

1 重点施策の考え方

基本目標を実現し、市民の総合的な学習を支援するため、優先的に取り組む必要がある施策を重点施策として位置づけ、展開します。

重点施策の選定にあたっては、行政による学習の場や機会の提供から市民参加型学習、提案型学習への転換と学習成果を活かす「知の循環型社会」づくりを進め、市民と行政との協働による地域づくり・まちづくりを推進することを目指し、次の3点を重点施策の視点として位置づけ具体的施策に取り組みます。

2 重点施策・重点事業選定の視点

① 学びを地域に活かす

市民自らが地域の課題解決など、学習の成果を活かして、まちづくりにつながる施策を展開していくことが重要です。学習の成果を活かした様々な活動を通して、家庭・学校・地域が連携するための仕組みづくりを進めることにより、地域の教育力が向上します。そのための施策を重点施策に、また、具体的事業を重点事業として位置づけ、展開を図っていきます。

② 人材を活かす

多くの市民が自身の経験や学習で得た成果を活かしたいと考えていますが、実際には活かしていない、あるいは活かされていない状態にあることが多く見受けられます。地域の教育力（地域力）の向上を図るためには人材をいかに活かしていくかが重要です。そのための施策を重点施策に、また具体的事業を重点事業として位置づけ、展開を図ります。

③ 図書館を活かす

知の循環型社会に向けた体制整備を進める上で、公民館をはじめ社会教育施設はさまざまな学習機能を持っています。中でも図書館は最も重要な役割を果たす施設の一つです。生涯学習を進める上で、図書館が持つ学習資源を活用していくことが重要であり、そのための施策を重点施策に、また具体的事業を重点事業として位置づけ、展開を図ります。

第6章

「学びプランⅡ」の施策の目標、重点施策

施策の体系と具体的施策については前計画を基本としました。また、施策の目標については具体的なイメージとして、つかみやすい表現としました。

1 施策の目標

- ・ I 「学習機会提供の拡充」 → 「学びをつむぐ」
- ・ II 「生涯学習推進体制の整備」 → 「学びをひろげる」
- ・ III 「学習情報提供と相談体制の整備」 → 「学びを伝える」
- ・ IV 「生涯学習関連施設の整備と充実」 → 「学びの環境をつくる」
- ・ V 「人材育成の充実」 → 「学びをつなぐ」
- ・ VI 「社会参加活動の充実」 → 「学びを創る」

2 施策の目標、重点施策

I 「学びをつむぐ」 学習機会提供の拡充

重点施策

体系図施策番号1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

家庭、学校、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進するため、生涯学習の成果を、学校の支援や指導に活かしていくための人材の活用と成果を生かす場の充実を図ります。

体系図施策番号4 健康で生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

アンケート調査の結果から、生涯学習をしてみたい理由の大半が趣味や健康・体力づくりのためという回答でした。このため市としても、スポーツや運動の振興に取り組むべきものとして、年齢層にあったスポーツの開発・振興を

進めます。

体系図施策番号6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

あきる野市には、自然と伝統文化が豊富に存在しています。「郷土の恵みの森構想」の描くふるさとあきる野の森の姿や、森とのかかわりの中で生まれた暮らしの知恵や技、文化などにふれあい、体験を通じて学び、世代間交流や地域活性化を図りながら次世代へと伝えていく場づくりを進めます。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 市民との協働による学習社会の創出と、学習の場や機会の提供の拡充を図ります。
- ・ 市民との協働の効果が最も期待される施策であり、企画段階からの市民参加や市民団体への事業委託などを積極的に進めます。
- ・ あきる野市の豊かな自然と伝統文化を活用し、子どもから高齢者まで多くの市民が体験活動や交流を通じて、あきる野らしさの醸成や次代への継承等が行えるよう総合的な学習の場づくりを継続的に実施します。特に、障がい者の学習機会の提供については、関係部署や市民団体が連携・協力した取組みを進めます。

Ⅱ【学びをひろげる】 生涯学習推進体制の整備

重点施策

体系図施策番号3 市民との協働による運営体制づくり

市民の視点にたった生涯学習を推進するため、生涯学習推進市民会議において生涯学習の進捗状況を検証するなど、市民と行政の協働による推進体制の整備を進めます。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 市民が主体的に取り組める生涯学習推進体制への転換を図ります。
- ・ 生涯学習推進本部を中心に、推進本部幹事会や生涯学習推進市民会議において、体系的な生涯学習の推進を図ります。
- ・ 生涯学習の中核となる施設（例：中央公民館）を明確化し、整備していきます。
- ・ 各施策の担当部署においては、事業の実施にあたり、学びプランに基づいていることを認識し、担当部署間の連携を図ります。
- ・ 生涯学習を担う市民団体同士の連携・協力をさらに進めるためには、情報交換の場づくりが必要であり、今後、各団体の代表者による「（仮称）生涯学習推進連絡協議会」を設置するなど、各団体間の連絡・調整を図っていきます。
- ・ 各種団体に対し、市民が主体となって取り組むための支援を行っていきま

す。

Ⅲ【学びを伝える】 学習情報提供と相談体制の整備

重点施策

体系図施策番号4 情報収集・提供手段の充実

市民が必要とする学習情報の収集と、わかりやすい形で市民に提供する手段の充実を図ります。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 市民が必要とする学習情報の提供手段の整備と、相談体制の構築を図ります。
- ・ 各種団体の活動等に関する情報を行政が一元管理し、わかりやすい形で住民に提供することが必要です。市広報の掲載方法や、新しい情報誌の発行についてなど検討を進めていきます。また、市広報については行事のお知らせだけでなく、生涯学習や社会教育に関する特集記事の掲載について検討していきます。
- ・ 学習相談への対応については、市民参加を踏まえ、市民との協働による推進体制の整備を図っていきます。
- ・ IT利用による情報提供は、検索方式などの工夫により、多くの情報が収集できる便利な情報提供の手段になります。さらに、生涯学習情報の伝達、収集について、相互提供の迅速性が必要であることから、ITの活用をさらに推進していきます。

Ⅳ【学びの環境をつくる】 生涯学習関連施設の整備と充実

重点施策

体系図施策番号3 市民が利用しやすい施設運営の充実

市民が利用しやすく、活動しやすい環境を整備する必要があります。特に、図書館については市民が最も利用している施設であり、学習情報を得るためには最も有効な施設であることから充実を図っていきます。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 生涯学習関連施設の充実と、相互の連携を図ります。
- ・ 図書館、体育館、公民館などは施設が整備され、利用度も高いことがアンケート調査結果からもわかるものの、学習サービスの向上を図るためには、今後、中央公民館の土・日の職員対応など、生涯学習拠点として学習相談などの対応ができる体制も必要であり、検討を進めていきます。
- ・ 市民活動がしやすい環境を作るため、適正な人員配置と市民団体との連携

による施設管理について検討を進めます。

Ⅶ【学びをつなぐ】 人材育成の充実

重点施策

体系図施策番号1 人材バンクの充実と活用

人材を活かし、学びを地域に活かしていくためには、人材バンクの登録者を増やすこと及び登録者の活用を図ることが重要です。現在、登録者は増加しているものの活用が少ないことから、特に活用方法の開発に取り組みます。

体系図施策番号2 指導者の育成及び支援事業の充実

アンケート調査で、9割の市民が身につけた知識・技能を自分以外のために活かすべきであると考えており、6割を超える市民がその知識・技能を社会的に評価されることを望んでいます。

学んだことを指導者として活かしていくことにより、社会的にも評価されていくことになることから、支援事業を充実し、学ぶ機会、メニューの開発を進めます。

体系図施策番号3 市民の自主的な活動の促進

市民との協働による生涯学習社会を実現するため、市民が自主的に活動できる環境を整備し、市民の自主的な活動の促進を図ります。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 市民の生涯学習活動を支援する人材の育成・登録・評価と活用を図ります。
- ・ 学習の成果、経験等を地域社会に活かし、還元することができるよう、市民が生涯学習推進の主体として活動しやすい環境整備を進めます。
- ・ 市民による人材ネットワークの構築と、市民と市民をつなぐコーディネーター機能の活用を図ります。
- ・ 生涯学習コーディネーターの会は、市民が主体となって進める生涯学習の推進における要としての存在が期待されています。単に独自の講座実施だけでなく、行政と協力して更なる人材育成（養成講座だけでなく、各地域での人材育成等も）や生涯学習の推進を図るため、団体運営を支援していきます。
- ・ 人材バンクのより一層の活用を図るため、人材の把握や活用方法などが容易に検索できる人材活用のシステムの構築を進めていきます。
- ・ 図書館については、近隣自治体間との行政情報・行政資料の交換等相互連携を進め、行政運営において必要な情報（国・都・市行政資料等）が得られるように、情報収集体制の整備に努めます。このことにより、市民に生涯学習推進の基盤となる行政情報を提供するとともに、市職員が随時基礎的行政情報を確認できる場としても機能するようにします。

Ⅶ 【学びを創る】 社会参加活動の充実

重点施策

体系図施策番号1 支援事業の充実

アンケート調査結果から、生涯学習の成果を活かした活動の場の充実が必要なため、支援事業の充実を図り、市民の活動の場の充実を進めます。

体系図施策番号3 学習団体のネットワーク化の推進

各団体のネットワーク化により、情報交換や相互交流が活発となり、学習機会の増加にもつながるため、現在組織されている学習団体の連合体を含めて「（仮称）生涯学習推進連絡協議会」を設置し、ネットワーク化を進めます。

体系図施策番号4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実

学びの成果を発表する機会が増加することにより、市民の交流が図られ、人材の活用や学んだことを活かす機会の増加につながることから、「生涯学習フェスティバル」等の実施に取り組みます。

体系図施策番号5 奉仕活動等の社会参加活動の促進

青少年の健全育成は、社会全体の責任であり、地域が持つ教育力（人材）を活かし、青少年の奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ります。

体系図施策番号6 地域での活動機会の拡充

地域での活動機会の拡充することにより、市民の活動の場の充実を図ります。

《市民会議からの提案による取組み》

- ・ 協働による活動を目指す市民・団体の育成・連携・支援の充実を図ります。
- ・ これまでの団体活動支援に加え、地域活性化等につながる学習活動に対する支援制度等を設け、市民の活発な活動に対する支援に取り組みます。
- ・ 市民団体の主体性と自主性を尊重し、市民と行政の役割をそれぞれが確認しあいながら、パートナーシップを確立するとともに、市民団体自身が事業の企画立案・運営をはじめ、施設の管理運営についても積極的に参画できるよう、協働による活動を推進するための環境の整備に取り組みます。
- ・ 学習団体の連携と組織化を図るとともに、その具体的な支援策やリーダーの育成支援などの検討を進めます。

(体系図表面)

(体系図裏面)

第8章

「学びプランⅡ」の施策目標の課題、 施策の方向の評価と課題、重点事業、 そして3年後の目標

関連事業、推進事業、重点事業の位置づけ

生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」の273事業のうち、「学びプランⅡ」では次世代育成支援行動計画、男女共同参画プラン、教育基本計画で取り組む事業は関連事業として位置づけるとともに、すでに目的達成・終了した事業を除く204事業を推進事業とし、重点施策の中の97の事業を重点事業として進めます。

I 「学びをつむぐ」(学習機会提供の拡充)の課題

学習機会の提供について、市が実施する講座や教室等は、その目的・方法の違いにより担当部署ごとに別個に実施されることが多く、また、学習課題のつながりや学習方法の選択、学習の積み重ねなどができにくい状況は依然としてあります。しかし、共通・関連する課題について、関係部署の連携・協力による講座等も増えてきており、学習課題のつながりができつつあります。

さらに、社会教育関係団体や学習団体等により、さまざまな学習機会の提供が行われてきており、多様な学びの場が増えてきています。これにより、参加できる人の広がりや学習の広がりが見えてきています。また、市の新たな政策に基づく学習機会の提供にあたっては、例えば郷土の恵みの森構想に基づく「若宮子ども体験塾」事業等は、市の特徴である森をフィールドとして子どもと親を対象に地元町内会や地域の人たちの協力により行われるなど、地域の特徴を活かした学習内容等によりさまざまな場所で実施されるなど、学習機会の提供における地域的な格差も徐々に少なくなってきました。

また、対象についても、成人や高齢者など参加しやすい年齢層が中心となっているものの、親子を対象とした事業が増えてきているなど、家庭の役割や家庭における教育力の向上をねらいとした事業展開が特徴の一つとして捉えることができま

す。さらに図書館施設の充実等により個人の学習環境は整いつつあり、障がいのある方、外国人の方、若者にも利用されています。

しかしながら、ノーマライゼーション社会の中で、ハンデのある方々に対する集団学習や交流の場など、市民としてお互いを理解し、支えあっていくことのできる学習活動の場は少ない状況です。

そして、地域による学校活動支援の取組みも行われており、地域の持つ機能、教育力を学校教育に更に活かしていくことが求められています。また、中学生・高校生の自主・自立を支援する活動、体験的・奉仕的活動など、学校教育においてキャリア教育の推進が図られています。中学2年生全員が3日間、事業所等での職場体験を行ったり、体験先として体育館や公民館、図書館等の社会教育施設の活用が図られるようになりました。今後も、キャリア教育を活かした、地域等における奉仕活動の受入れや、中学生の活躍の場づくりが課題となっています。

また、厳しい経済状況など社会状況の変化により、大学卒業者が専門的知識を学ぶために専門学校へ再入学する状況などが多く見られるようになってきました。さらに、放送大学や大学による社会人入学の普及・拡大が進み、リカレント教育も広がりを見せています。そして、民間教育事業者や高等教育機関によるエクステンション講座などの生涯学習講座も活発になってきており、学習機会の提供されるスタイルは広がってきています。あきる野市においてもNHK学園との協力関係をもとに生涯学習講座が展開されており、市民それぞれが選択し、学ぶことができる環境が整っています。このような中で、行政として直接実施する学習機会の提供については、行政課題や地域課題の解決につながる学習内容を主眼として取り組む必要があります。

そして、学習機会提供の拡充については、行政だけでなく、市内や近隣で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業等とも連携・協力して役割を分担しあいながら実施する必要があります。更に、より多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供とともに、学習成果を活かした活動に対する支援施策が課題となっています。

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実（重点施策）

《評価・課題》 乳幼児期・小中学生期は、心身の発達が著しく、生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな人間性と社会性を身につける最も重要な時期です。

子どもの豊かな成長を支援する学習の充実については、学校教育を中心に、「生きる力」をつけ、豊かな心を育むことをねらいとして、実施してきました。幼児期においては、家庭における教育の必要性や子育て支援活動など親と子がともに成長することにつながる事業の展開を図ってきました。さらに、学童期においては、特別支援教育など、児童の心と身体の育成を願い、一人ひとりの

成長に応じた教育を実施してきました。また、家庭、学校、地域の連携による子どもの育成を支援する環境整備に取り組み、学校安全体制整備事業や放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業等を通してその実現に努めるとともに、家庭の教育力を高めるため、「家庭の日」推進事業や家庭教育学級等を開催し、子どもの健やかな成長を支援してきました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く状況は依然として厳しく、家庭や学校だけでは、安全で安心できる環境の維持が困難になってきている現状があります。また、中学生の地域社会とのかかわりが少なくなっていることなど、学校では、地域との関係づくりを積極的に進めており、職場体験等の受入れなど、学校教育へ「地域の教育力」を活かすための仕組みづくりが改めて必要となっ

てきています。

〈3年後の目標〉 教育委員会だけでなく、子育て支援担当部局や市民団体によるさまざまな学習機会が提供され、子育てに関する情報収集・提供が行われる中、子育て支援者からのサポートが受けられ、子育て中の親が子と楽しみながら子育てをしている状態を目指します。

〈各具体的施策における重点事業〉

具体的施策「家庭教育・地域教育を充実させます」

事業名	子どもの読書活動の機会の充実			展開	継続
目的・内容	資料や施設・設備の提供を行うと共に、読み聞かせ、映画会、原画展等児童サービス関連主催事業の実施により、子どもが身近な施設で本に親しむ機会の充実を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	おはなし会の実施 原画展・講演会の実施 文庫等への団体貸出の実施	⇒	⇒		

具体的施策「学校教育を充実させます」

事業名	郷土教育の充実			展開	継続
目的・内容	わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りを育むとともに、和楽器を整備し、多様な文化に対する理解を深める教育を推進します。			所管課	教育部指導室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	日本の伝統・文化理解教育推進委員会の実施	⇒	⇒		

事業名	特色ある学校づくりの推進			展開	継続
目的・内容	子どもや保護者の願いを実現できるよう、地域の環境や人材の活用等を通して、特色ある学校づくりと学校運営の改善を図ります。			所管課	教育部指導室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学校評価を活用した特色ある教育活動の推進	⇒	⇒		

事業名	家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実			展開	継続
目的・内容	家庭の役割を見直し、家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習の習慣化を図るため、資料配布等意識啓発事業を推進します。			所管課	教育部指導室、生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	「家庭の日」推進事業等の実施	⇒	⇒		

具体的施策「学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活用を推進します」

事業名	地域人材活用の推進			展開	継続
目的・内容	総合的な学習の時間をはじめ、部活動等教育活動を充実させ、自ら学び、自ら考える力を育成するため、地域の人材を積極的に登用し、地域と連携した学校づくりを推進します。			所管課	教育部指導室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各学校の実態に即した地域人材の活用	⇒	⇒		

事業名	総合的な学習の時間への資料・情報提供			展開	継続
目的・内容	自ら学び、自ら考える力の育成について、地域の人材や歴史、文化、生活などの資料や地域資源を積極的に提供します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生涯学習支援者バンクを活用した人材の紹介	⇒	⇒		

事業名	子ども読書活動推進事業の充実			展開	新規
目的・内容	読み聞かせ、読書会、研修会、映画会、原画展等主催事業の実施とともに、設備や資料の提供などを通して地域、学校、関係団体等との連携協力による図書館事業の充実を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各種講座・おはなし会等の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	パンフレット等による周知活動の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	図書館HPによる情報発信	⇒	第2次推進計画に基づき実施		

事業名	青少年健全育成事業の推進			展開	継続
目的・内容	青少年の健全育成を推進するため、「家庭の日」推進事業、「全国青少年健全育成」にちなむ啓発活動、青少年善行表彰式、青少年健全育成あきる野市大会や青少年委員との共催による青少年健全育成事業を実施します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	青少年健全育成啓発活動及び事業等の実施	⇒	⇒		

事業名	職業体験学習の受け入れ体制整備の推進			展開	継続
目的・内容	児童生徒に健全な勤労観、職業観を育むとともに、地域理解を深め、郷土愛を育むため、職業体験学習やインターンシップを通じた学習の機会として、地域の理解と協力による受け入れ環境の整備を進めます。			所管課	教育部指導室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	職場体験担当者連絡会による受け入れ先の情報提供	⇒	⇒		

事業名	青少年の各種交流事業の充実			展開	継続
目的・内容	国際姉妹都市マルボロウ市、友好姉妹都市宮城県栗原市、友好都市東京都大島町等との青少年の相互交流機会の充実を図り、互いの歴史・文化等の理解と友好を深め、次代を担う人材の育成につながる交流事業を充実させます。			所管課	教育部指導室、生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	交流事業の実施	⇒	⇒		

具体的施策「子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります」

事業名	青少年体験活動等支援センターの充実			展開	継続
目的・内容	学校支援地域本部事業等と連携し、青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	人材ネットワークの充実	⇒	⇒		

事業名	子どもの奉仕活動の推進			展開	継続
目的・内容	中学生の職場体験や社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」等奉仕活動の実施の受け入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進します。			所管課	教育部生涯学習推進課ほか各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	社会教育施設でのボランティアの受入促進	⇒	⇒		

事業名	各種体験活動の充実			展開	継続
目的・内容	自然や文化活動を通して、生きる力や豊かな人間性を育てる機会として、都市長会による子ども体験塾等を通じて体験活動の充実を図ります。			所管課	環境経済部環境の森推進室、教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	郷土の恵みの森「若宮子供体験塾」の実施 羽村市との合同による「大島子ども体験塾」の実施	⇒ ⇒			

事業名	図書館インターンシップ事業の充実			展開	継続
目的・内容	職業体験（インターンシップ）を希望する市内在住在学の中学生・高校生・大学生を積極的に受け入れ、インターンシップ事業を実施します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	中・高校生の職場体験受け入れ	⇒	⇒		

2 現実生活の向上につながる学習の充実

《評価・課題》 男女共同参画推進プランに基づき、この視点を踏まえて各種事業に取り組みました。男女がともにより良い生活を営むことができるよう「女と男のライフフォーラム」の開催や情報誌「エフ・ウェイブ」の発行等を通して、啓発と学習の機会の提供に努めました。今後は、市民の学習エリアの広域化に対応した情報提供が必要になっています。

《3年後の目標》 広域的な学習情報の提供の機会が増え、男女がともにより良い生活を営むことができるよう、啓発活動と学習活動が展開されている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「広域的な学習環境を整備します」

事業名	生涯学習活動の広域的支援の充実			展開	継続
目的・内容	近隣自治体と連携し、区域を越えた活動への支援の充実を図ります。			所管課	教育部各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	近隣市町村と連携した事業の実施 多摩子ども体験塾事業の実施	⇒	⇒		

3 社会の変化に対応するための学習支援の充実

《評価・課題》 高度情報化や少子高齢化など社会構造の変化が進み、物の豊富な時代を背景に市民の価値観が多様化してきています。こうした中、資格取得等学習志向の変化や生活を楽しむための活動志向等、ライフスタイルも大きく変化してきています。このような社会の変化に対応して、継続的に知識・技術を習得することが必要になるとともに、単に学習するだけではなく、その学習成果を職業に活かし、また地域社会の発展やボランティア活動等に活かしたいと考える人も多くなってきています。また、学習の方法も多岐にわたってきており、大学在学中や卒業後に、専門学校へ入学し、職業に応じた専門知識の習

得や資格取得のために勉強する人も増えています。一方、学習の場も個人が自分にあった方法を選択して学習することが浸透し、図書館施設の整備に呼応してその利用も増えています。さらに、行政だけでなく、さまざまな民間事業による学習の場づくりへの進出や、市民による学習成果を活かした自主的な学習の場づくりも盛んになり、NPO法人、コミュニティビジネスなど自らが主体となって学習を活かした地域活動、事業活動へ参画する場面も増えてきました。行政は、これら学習を活かした社会活動への展開を視野に入れた支援を行い、職業に活かすための学習環境の整備や、社会活動への展開のための環境整備等を通して、社会の変化に対応した学習を推進する必要があります。

《3年後の目標》 行政だけでなく、市民による学習の場づくりが盛んになり、NPO法人など、自ら主体となって学習を活かした地域活動や、コミュニティビジネスなどの展開が増えてきている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「情報化に対応した学習を推進します」

事業名	IT事業の推進			展開	継続
目的・内容	パソコン初心者講習会等の開催と市民講師による指導体制を充実し、IT事業の推進を図ります。		所管課	教育部公民館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	初心者パソコン教室の実施	⇒ 講座内容点検	⇒ ボランティア講師のレベルアップを図る		

具体的施策「高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実させます」

事業名	民間教育事業者との連携事業の充実			展開	継続
目的・内容	NHK学園との連携を促進するとともに、市内外の学習事業者と連携した事業を積極的に進めるための検討を行います。		所管課	教育部公民館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習事業者を活用した講座の実施	⇒	⇒		

事業名	大学等との公開講座・連携講座の推進			展開	継続
目的・内容	高校・大学などの公開講座の情報提供や公共的機関との連携による講座の開催の推進を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課、公民館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	大学等と連携した生涯学習活動・公開講座の後援、情報提供等の実施	⇒	⇒		

具体的施策「市民による学習の場づくりを支援します」

事業名	市民団体との協働による事業実施の検討			展開	継続
目的・内容					

目的・内容	市民の生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体、生涯学習コーディネーターの会等市民団体との協働による事業の実施方法等について検討します。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民団体が主体で行う活動に対する共催、後援	⇒	⇒		

事業名	社会教育関係団体等の活動支援の充実			展開	継続
目的・内容	市民の生涯学習活動を支援するため、社会教育関係団体等が行う事業について、後援等の支援方法の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	社会教育関係団体等の活動への支援、後援	⇒	⇒		

事業名	市民講座の充実			展開	継続
目的・内容	市民解説員・支援者バンク登録者をはじめ、市民が主体となって行う生涯学習事業の仕組みづくりについて検討するとともに市民が企画したり、講師となって講座等を開催する「市民講座」を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課、公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民企画講座、生涯学習コーディネーター運営講座の開催	⇒	⇒		

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

(重点施策)

《評価・課題》 平成19年3月に「めざせ健康あきる野21」計画が策定されました。現在、この計画に基づき、市民が健康で、生きがいのある生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる一貫した健康づくり施策が位置づけられました。市民のライフステージにあわせた健康教育や健康相談など、健康づくり事業が展開されています。特に、健康づくり推進協議会や市民が主体となって運営する21推進会議等の体制整備とともに、健康づくり市民推進委員などを中心に、地域におけるイキイキ元気づくり事業と連動した活動等が行われています。

また、スポーツは、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味等に応じて、身近なところで気軽に活動できることを目的に、「だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に親しみ、楽しむ」ことができる「生涯スポーツ」が求められています。地域総合型スポーツクラブの設置により、

競技スポーツとの両面にわたるスポーツ環境が整備されつつあります。さらに、平成25年に行われる「東京多摩国体くスポーツ祭東京2013」を契機として、見て・聞いて楽しむスポーツ活動を地域ぐるみで選手をもてなし、スポーツに親しみ地域の融和と交流の輪づくりを通して、生涯スポーツの振興をさらに進める必要があります。

今後は、市の特色を活かしたスポーツの振興を、あきる野市の特色あるまちづくり活動へと展開していくための環境整備を進める必要があります。そのためには、スポーツと健康づくりが施策として有機的に結びつき、相互に補完しあいながら市民が健康に暮らしていけるよう、生涯スポーツの振興と健康づくりの推進を図ることが必要です。

《3年後の目標》 平成25年の秋には「東京多摩国体くスポーツ祭東京2013」が市民一丸となって開催され、多くの市民がスポーツに親しみ、「めざせ健康あきる野21計画」やスポーツ振興計画に基づき、各種スポーツ、ウォーキングなどの健康づくりの活動が盛んになっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「健康づくりを推進します」

事業名	めざせ健康あきる野21事業の推進			展開	継続
目的・内容	国の「健康日本21」及び「東京都推進プラン21」の趣旨を踏まえ、健康増進法に基づき、策定した「めざせ健康あきる野21計画～ふれあい いきがい 元気なまち」により、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことを目的に、より地域に根ざした活動の展開を目指し、市民をはじめ、家族、地域、企業、学校、行政等が一体となって事業の推進に取り組みます。			所管課	健康福祉部健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	・めざせ健康あきる野21計画の推進 ・21推進会議の開催 ・計画の中間評価の実施	⇒ ⇒ 計画の見直し	⇒		

事業名	健康教育の充実			展開	継続
目的・内容	生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、健康の保持増進を図ります。			所管課	健康福祉部健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康教育の実施(生活習慣病予防・がん予防・病態別)	⇒	⇒		

具体的施策「生涯スポーツの振興を図ります」

事業名	スポーツ振興計画の策定			展開	新規
目的・内容	市民の生涯にわたるスポーツ振興を図るためスポーツ振興計画を策定します。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	計画策定の準備	計画の策定			

事業名	東京多摩国体「スポーツ祭東京」の開催			展開	新規
目的・内容	平成25年に開催される東京多摩国体「スポーツ祭東京」において、ソフトボール競技（少年女子）、自転車ロードレース、馬術競技をあきる野市で開催するため、諸準備、競技場の整備及び大会運営を行います。			所管課	教育部国体推進室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	実行委員会の運営 開催準備 競技施設の整備	⇒ ⇒ 東京多摩国体リハーサル大会の開催	⇒ 東京多摩国体（少年女子ソフトボール、自転車ロードレース、馬術競技）の開催		

事業名	総合型地域スポーツクラブの支援の充実			展開	新規
目的・内容	次世代を担う子どもから高齢者まで、多世代、多種目にわたって、身近な場でスポーツに親しむ機会と体制整備を図る総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、生涯スポーツの推進を図ります。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	総合型地域スポーツクラブ支援事業の実施 新たな地域での設立支援	⇒ 五日市地域での設立	⇒ 五日市地域での活動支援		

5 地域の課題解決につながる学習

《評価・課題》 市民が自ら安全で、快適な地域社会づくりを推進するための組織として、行政の呼びかけにより、平成20年に旧町村を単位とした「防災・安心地域委員会」が7つ組織されました。これらの活動が今後さらに市民の自主的・自発的組織として展開し、地域住民の安全を確保していくためには、様々な地域課題に関する学習や情報の共有化が必要であり、活動内容や運営方法等に関する学習機会が求められています。今後、さまざまな活動主体が連携し、活動が結びつき、市民自らが地域を守り育てていくための支援環境の整備が必要です。

《3年後の目標》 防災・安心地域委員会など、地域でさまざまな活動主体が連携し、地域課題等についての学習活動を通して、自らが地域を守り育てる活動が浸透している状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「地域の教育力の向上に資する学習活動を充実させます」

事業名	地域的課題に関する学習の充実			展開	継続
目的・内容	市民の学習ニーズに対応した地域的課題などに関する学習内容を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習機会の提供・運営の支援	⇒	⇒		

事業名	青少年体験活動等支援センターの充実（再掲）			展開	継続
目的・内容	学校支援地域本部事業等と連携し、青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	人材ネットワークの充実	⇒	⇒		

事業名	子どもの奉仕活動の推進（再掲）			展開	継続
目的・内容	中学校の職場体験や社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」の実施の受け入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進します。			所管課	教育部生涯学習推進課、各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	社会教育施設でのボランティアの受入促進	⇒	⇒		

業名	青少年健全育成事業の推進（再掲）			展開	継続
目的・内容	青少年の健全育成を推進するため、「家庭の日」推進事業、「全国青少年健全育成」にちなむ啓発活動、青少年善行表彰式、青少年健全育成あきる野市大会や青少年委員との共催による青少年健全育成事業を実施します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	青少年健全育成事業等の実施	⇒	⇒		

具体的施策「地域資源の活用による学習の場づくりを推進します」

事業名	地域資料・新聞情報等の収集と提供			展開	継続
目的・内容	市民の調査研究等に資するため、あきる野市に関する資料を積極的に収集・整理し、地域・行政資料の提供の充実を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	新聞記事の収集	⇒	⇒		
	新聞記事見出しのインターネット公開	⇒	⇒		
	行政資料の収集拡大	⇒	⇒		
	地域資料の迅速な整理・提供の実施	⇒	⇒		

事業名	地域資源を活用した事業の充実			展開	継続
目的・内容	あきる野市の自然、歴史・文化、産業など地域資源を活用した学習の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民解説員による地域資源を活用した講座の実施	事業の充実を図る	⇒		

事業名	関連機関の施設・人材を活かした学習の場づくりの推進			展開	継続
目的・内容	学校や企業の社会貢献活動と連携した学習プログラムの開発や施設、技術等の相互活用等を活かした学習の場づくりを推進します。			所管課	教育部各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	国や都の事業等を活用した学習機会の提供	⇒	⇒		

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実（重点施策）

《評価・課題》 秋川、平井川、秋川丘陵、草花丘陵そして緑あふれる山々は、あきる野市が誇る豊かな自然環境です。この自然環境を活かした環境都市あきる野のまちづくりを目指すものとして、「郷土の恵みの森構想」が平成21年度に策定されました。そして、里山の景観を残す地域の自然は、市民だけでなく、多くの人々の交流の場として親しまれており、このようなあきる野市の豊かな自然を活かしながら、地域文化の継承と創造を目指し、「あきる野」らしさを生み出す学習を推進する必要があります。また、市内に伝わる有形・無形の文化財の保護と活用に努め、文化財の公開・活用を推進し、郷土学習の機会を充実する必要があります。

《3年後の目標》 映画「五日市物語」の上映により、五日市地域を中心とした『東京のふるさと』としての景観を活かした取り組みや、温かなもてなしの心が定着し、「全国地芝居サミット」の開催や東京都文化財ウィークに合わせた文化財の公開が行われ、市の豊かな自然環境や伝統文化を活かした活動及び市民による文化振興活動が展開されている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「身近な自然を学ぶ機会を充実させます」

事業名	郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の推進			展開	新規
目的・内容	郷土の恵みの森構想に基づき、自然の特性を活かした自然環境教育を推進します。			所管課	環境経済部環境課、環境の森推進室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の実施	⇒	⇒		

事業名	自然を活かした学習内容の充実			展開	継続
目的・内容	菅生若宮子ども体験の森を活用し、実行委員会や地元町内会との協働で、里山体験や環境学習の機会を充実させます。			所管課	環境経済部環境の森推進室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	自然体験イベント、コミュニティ・スクールの実施	⇒	⇒		

具体的施策「地域の歴史・文化に関する学習を充実させます」

事業名	講座・体験教室等郷土学習の場の充実			展開	継続
目的・内容	歴史・民俗・習慣・自然などをテーマに、講習会、講演会、体験教室等を開催し、郷土学習の場の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課、公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	講座・体験教室の開催	⇒	⇒		

事業名	学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進			展開	継続
目的・内容	学習ボランティア(市民解説員)による市内文化財施設等での解説活動を通して、市民の郷土学習の機会を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課、公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民解説員による展示解説の実施	⇒	⇒		

事業名	伝統芸能振興事業の充実			展開	継続
目的・内容	地域に残る伝統芸能の保存・継承活動を支援し、その振興と発展のための活動の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	伝統芸能保存団体による保存継承活動への支援の実施 地芝居サミット開催準備	⇒	⇒ 地芝居サミットの開催		

事業名	有形・無形民俗文化財の保存活用の充実			展開	継続
目的・内容	市内に伝わる民俗儀礼や、風俗、習慣等にかかわる有形・無形の民俗文化財を調査するとともに、保存・公開し、市民の郷土学習の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	石造物調査の実施	民俗文化財の調査の実施	⇒		

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

【評価・課題】 高齢者等を対象にした学習の機会としては、公民館で行っている寿大学が代表的な事業であり、60歳以上の市民を対象に、秋川校、五日市校の2校が開校され、合計で800名近い受講者がおよそ半年間学んでいます。

あきる野市では、平成22年4月1日現在で65歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は、23.09%となっており、年々割合が増加しています。高齢者の単身世帯数も増加する中、高齢者が地域で安心して住みつづけられる環境づくりが課題となっています。平成22年3月に地域保健福祉計画が策定され、元気な高齢者が生きがいを持ち、健康を維持できるようにするため、就業、社会参加活動への支援や相談体制の充実等が位置づけられました。

また、障がいのある、なしにかかわらず、市民のだれもが普通に日常的生活を送ることができるノーマライゼーションに基づく社会づくりを目指した学習活動への参加支援、活動支援の充実が必要となっており、生きがいと心豊かな日常生活を送るためにも、学ぶ場は大きな役割を持っています。今後、元気な高齢者が自らの経験を活かした学習機会を創出するなど、主体的にかかわることができるような仕組みづくりを進める必要があります。

【3年後の目標】 高齢者や障がい者自らが主体となって、いきいきと学習活動する場が増えている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「高齢者の学習と社会参加の場づくりを充実させます」

事業名	高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実			展開	継続
目的・内容	総合型地域スポーツクラブへの支援等を通じ、高齢者に運動の機会を提供し、運動の楽しさを知ってもらう場の充実を図ります。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	総合型地域スポーツクラブ、体育指導委員による高齢者を対象とした各種講座等の実施及び支援	⇒	⇒		

具体的施策「障がい者の学習機会を充実させます」

事業名	障がい者の読書活動の充実			展開	継続
目的・内容	視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や、図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	対面朗読の実施 録音資料の作成 郵送等サービスの実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		

事業名	在宅学習機会提供の推進			展開	継続
目的・内容	ホームページやデジタルアーカイブなど、ITを活用し、障がい者が家にいながら学び、活動できる在宅学習機会の推進を図ります。			所管課	企画政策部 市長公室 教育部生涯学習推進課、図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市ホームページ及びデジタルアーカイブを活用した学習情報の提供	⇒	⇒		

事業名	特別支援教育の充実			展開	継続
目的・内容	特別な支援を必要とする児童生徒への学習環境の整備を進め、一人ひとりを大切に教育の推進を図ります。			所管課	教育部教育総務課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	特別支援学級の充実	⇒	⇒		

事業名	障がい者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実			展開	継続
目的・内容	障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、サポートする人達の支援の輪を広げるための講座等の充実を図ります。		所管課	教育部体育課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	講座等の充実を図る	⇒	⇒		

事業名	障がい児（者）の社会的体験の機会の充実			展開	継続
目的・内容	学童クラブへの障がい児の受け入れを促進し、障がい者の社会教育活動の場の充実を図ります。		所管課	健康福祉部 児童課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学童クラブへの障がい児の受け入れ促進	⇒	⇒		

Ⅱ 「学びをひろげる」（生涯学習推進体制の整備）の

課題

生涯学習の推進にあたっては、生涯学習が広く行政各部署にわたることから、全庁的な推進・調整組織として「生涯学習推進本部」を設置しました。さらに、推進部署を明確にするため、社会教育課を生涯学習推進課と変更し、推進体制を整備しました。

しかしながら、現段階ではそれぞれ担当部署によるそれぞれの施策目的に基づく学習機会の提供に留まり、学習のつながりや系統的な事業展開に至っていない状況が見受けられます。そのため、今後、計画改訂に合わせた取組みの中で、推進本部幹事会等において、見直しを図りながら、学習情報の取りまとめや体系的な生涯学習の推進を図る必要があります。

また、推進本部の事務局である教育委員会では、生涯学習を推進することの位置づけを明確にし、生涯学習を推進していく中心的役割を明確にする必要があります。さらに、市の施策を実現し、実行していくためには生涯学習の視点が必要であり、まちづくりにつながる学習の展開が必要であることを改めて計画に位置づける必要があります。

また、生涯学習を推進するためには、市民の視点に立った計画の推進を図る必要があります。平成22年6月に設置した生涯学習推進市民会議において、市民と行政が協働して生涯学習の進捗状況の検証や、計画的な推進を目指すことが大切であり、当面は、生涯学習推進計画改訂に対する意見や提案等を通して、計画改訂について協議・報告する場として活動を開始しました。

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

《評価・課題》 生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進本部を設置し、行政全体で取り組む体制を整備しました。各部署で推進が図られているものの、まだ十分な機能を果たすまでにはいたっていません。

また、市民の視点に立った生涯学習の推進を図るため、生涯学習コーディネーターの養成を行い、市民企画講座やシンポジウムの開催等市民が主体となって実行する推進組織作りを進めました。さらに、推進体制整備として、生涯学習推進市民会議を平成22年に設置し、計画改訂を契機として、市民が推進する生涯学習の実現を図っています。

《3年後の目標》 市民が主体となり、実行する推進組織の活発な活動が行われている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます」

事業名	生涯学習推進市民会議の運営			展開	継続
目的・内容	生涯学習推進市民会議を随時開催し、生涯学習施策の進捗状況について意見を求めるなど、市民とともに生涯学習の推進を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民会議の開催 推進状況のチェック	⇒	⇒		

具体的施策「生涯学習推進理解・啓発事業を充実させます」

事業名	生涯学習シンポジウムの開催			展開	継続
目的・内容	生涯学習コーディネーターの会と協働し、生涯学習を推進するため、講演会や意見交換等を内容としたシンポジウムの開催や生涯学習フェスティバルの実施を検討します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	シンポジウムの開催	⇒ 生涯学習フェスティバルの検討	⇒ 生涯学習フェスティバルの実施		

事業名	生涯学習ハンドブックの発行			展開	継続
目的・内容	市内の社会教育施設や関連機関、スポーツ・レクリエーション施設等の情報及び図書館利用情報、団体活動情報等生涯学習関連情報を市民に提供するため、生涯学習ハンドブックを作成します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
		ハンドブックの作成			

事業名	まちづくりのための学習の推進			展開	継続
目的・内容	地域における市民活動の向上のための学習活動を支援するため、市職員による「出前講座」等学習情報・機会の積極的な提供体制を整備し、まちづくりのための学習を推進します。			所管課	全課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各担当部署における積極的な情報提供の実施 出前講座の運営体制の検討	⇒ 出前講座の実施	⇒		

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

《評価・課題》 生涯学習推進のネットワーク化を図り、市民の生涯学習の拠点施設の明確化と役割分担を図ってきました。

また、学習で得た知識等を活かして講師をするなどの流れはできているものの、さらに生涯学習を推進するため、市民の学習成果を適切に評価するための評価システムの検討が必要です。

《3年後の目標》 中央公民館を中心とした学習支援ネットワークにより、五日市地域交流センターでも学習活動が活発に展開されている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「生涯学習推進拠点の運営体制を整備します」

事業名	学習拠点運営体制の整備の推進			展開	継続
目的・内容	生涯学習を推進するため、中央公民館を市民の学習拠点として位置付け、中央公民館を学習拠点とする各施設のネットワーク化を図り、活動の充実と地域の特色を活かした、利用しやすい運営体制を整備します。			所管課	教育部生涯学習推進課、公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習拠点としての中央公民館の整備 ネットワーク化の検討	⇒	⇒		

事業名	学習成果評価システム構築の検討			展開	継続
目的・内容	市民の学習活動を支え、学習やその成果をもとに社会的な活動を展開したい人への励みになるよう、関連機関の連動による学習成果の評価システムの構築を検討します。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習評価制度の検討	⇒ 学習ポイント制度の検討	学習評価制度の構築		

3 市民との協働による運営体制づくり（重点施策）

《評価・課題》 まちづくりは、行政だけでなく、市民自身が主体となって取り組むことによりその実現が図られることから、協働による取組が必要です。このような中、生涯学習についてはより一層協働による取組を進めてきました。行政主導の事業実施を見直し、実行委員会組織等による各市民団体間の協働も図りながら、事業展開に努めてきました。

今後、事業の運営に限らず、施設運営等についても協働によるまちづくりを進める必要があります。

《3年後の目標》 事業だけでなく、施設運営についても市と市民との協働による展開が始まっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「NPO等市民組織との協働を推進します」

事業名	市民組織との連携・協働の推進			展開	継続
目的・内容	NPO等の市民組織や民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進します。			所管課	全課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	連携・協働による事業の実施	⇒	⇒		

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース化

《評価・課題》 「あきる野市デジタルアーカイブ」を設置し、あきる野市の歴史・文化等に関する情報のデータベース化と市民との共有化を図ることができました。今後さらに、市民活動団体の情報の共有化ができるよう努める必要があります。

《3年後の目標》 市民活動団体や生涯学習情報がデータベース化され、市ホームページ等で情報の共有化が図れてきている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「生涯学習資源の共有化を進めます」

事業名	生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進			展開	継続
目的・内容	生涯学習活動を行っている団体、人材、施設・設備等の情報をデータベース化することにより、だれでも、どこでも、学習情報が得られるITを活用した情報の共有化を推進します。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	情報の共有化及び提供方法の検討	⇒	⇒		

5 民間との連絡調整の組織化

《評価・課題》 平成22年に生涯学習推進市民会議を設置し、計画改訂を契機に市民の学習活動を支援するための研究・協議を進めるよう連携協力体制を図りました。さらに、市民の自主的な学習活動を支援するための施策の検討を進める必要があります。

《3年後の目標》 生涯学習推進市民会議による進捗状況のチェックや施策評価、事業の見直し等が進められ、「(仮称)学びプランⅢ」の検討が進められている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「生涯学習推進連絡調整を充実させます」

事業名	生涯学習推進市民会議の運営(再掲)			展開	継続
目的・内容	生涯学習推進市民会議を随時開催し、生涯学習施策の進捗状況について意見を求めるなど、市民とともに生涯学習の推進を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民会議の開催	⇒	⇒		

事業名	市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援			展開	継続
目的・内容	市民の多様な学習ニーズに対応しながら、市民自らが積極的・自主的に多彩な生涯学習を実践できる組織づくりに向けた学習活動を支援します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民による市民のための学習の場づくりの支援	⇒	⇒		

Ⅲ 「学びを伝える」(学習情報の提供と相談体制の整備)

の課題

現在、学習情報の提供については、主に「広報あきる野」と「市ホームページ」で行っています。

市民の生涯学習を推進する上で、十分な情報提供の場が整備されているとはいえ、ない状況にあります。生涯学習情報提供システムの整備を重点事業として計画に位置づけたものの、厳しい財政状況の中、その実現には至っていません。このような中、図書館においては、蔵書検索はもちろん、予約についてもインターネットを利用した手続きができるよう整備されてきています。また、五日市憲法草案や市に関

係する歴史上の人物紹介、指定文化財等の情報がデジタルアーカイブにより自宅等にいながらにして得られる環境ができており、在宅学習環境の整備も進みつつあります。

そして、依然として市民が情報を得る手段として最も利用されているのが「広報」であり、講座等実施時の参加者アンケート等からも圧倒的に多いことがわかります。多世代の市民への情報提供については、ITを活用した情報の提供が必要です。広報の携帯版やイベント情報を含めた「あきる野ポケットガイド」が携帯端末で得られることができるようになり、今後は、このようなインフラを市民との協働による地域情報化手段として、市民自らが市民の得たい情報を、素早く正確に伝え、得られるような生涯学習に関する情報提供システムを整備していく必要があります。

さらに、市民の学習活動の場は単一の自治体区域内に留まらず、生涯学習環境はより広域化していることから、近隣自治体同士の連携・協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向け、検討を進めていく必要があります。

そして、学習相談についても恒常的な学習相談窓口の開設や情報通信手段を活用した相談体制についても市民との協働による運営体制づくりが必要です。

1 相談窓口の充実

《評価・課題》 現在、市民が学びたい事からや学ぶ場、仲間、そして活動内容等知りたいときに相談できる窓口として、生涯学習推進課をはじめ、公民館等が対応しています。また、図書館においては、レファレンス事業として相談窓口を設置しています。今後、さまざまな情報をつなげる場としての総合的な生涯学習相談窓口を設けていく必要があります。

《3年後の目標》 学習情報の提供とともに生涯学習市民リーダーとの協働による学習相談が行われている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「市民の学習相談窓口の充実を図ります」

事業名	学習相談窓口の開設			展開	継続
目的・内容	市民の多様な学習ニーズに対応する恒常的な相談窓口を開設します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習相談の方策の検討	学習相談窓口の開設準備	学習相談窓口の開設		

事業名	障がい者に対する情報提供体制の充実			展開	継続
目的・内容	点字版や音読版により市広報等を周知し、情報提供の充実を図ります。			所管課	企画政策部 市長公室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	音読版のプレクストーク対応によるDAISY化準備（ボランティア団体）	⇒ DAISY化	⇒		

2 カスタマーフォーカスによる意識改革

《評価・課題》 これまでの行政評価で取り組んだ成果を活かし、市民満足度調査結果等を活用して、市民の学習ニーズを的確に把握し、施策に反映していく必要があります。

《3年後の目標》 市民満足度調査結果や各施設の利用者、各事業の参加者アンケートなどを通じた意見が活かされて、事業が展開されている状態を目指します。

3 広域情報提供体制の確立

《評価・課題》 図書館においては、西多摩地域広域行政圏構成自治体だけでなく、八王子市、昭島市とも相互協定を締結し、市民の利便性の向上に努めてきました。今後さらに、利用できる大学図書館等を増やすことに取り組みます。今後、イベントや催事など学習情報の提供だけでなく、市民の活動情報の相互提供が必要です。

《3年後の目標》 秋川流域を中心とした学習情報の共有について協議が進められ、市民が利用できる大学図書館の数が増えている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「学習情報の広域的な提供を進めます」

事業名	広域情報提供体制の検討			展開	継続
目的・内容	秋川流域3市町村の連携体制づくりを進め、観光情報や地域資源を活用した広域的な地域づくりにつながる学習情報等の提供方法について検討する。			所管課	環境経済部 商工観光課、教育部 生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	秋川流域3市町村の連携方法の検討	観光情報、地域資源情報の把握	広域的学習情報の運用検討		

事業名	図書館ネットワークの構築			展開	継続
目的・内容	学校図書館、近隣大学図書館等との情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通と資料搬送の確保を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	相互貸借事業の充実	⇒	⇒		
	図書館連携事業の推進	⇒	⇒		
	大学図書館連携の拡充	⇒	⇒		

4 情報収集・提供手段の充実（重点施策）

《評価・課題》 これまで、さまざまな情報収集・提供手段の充実に努め、行政内部として、職員全員に端末が配備されるなど庁内IT環境の整備が図られました。さらに平成18年には市ホームページ（HP）をリニューアルし、新しい情報が提供できるよう運営の効率化を図ってきました。

また、公共施設空き情報・案内システムを導入し、一部の施設ではあるものの予約手続きもできるよう整備しました。さらに、図書館においてはインターネットを利用した蔵書の貸出予約もできるようになり、利便性の向上が図られました。また、地域資料のICタグの添付も進められ、あきる野市デジタルアーカイブの整備とともに、学習・読書環境の整備が進められました。

一方、電子会議室は、ネットセキュリティ面から導入を見送っており、さらに生涯学習情報システムについては経費面から導入できていないものもあります。

今後、生涯学習情報収集・提供について、さらに利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

《3年後の目標》 市ホームページやデジタルアーカイブの内容の充実が図られ、必要なときに必要な情報が得やすくなっている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「情報収集・提供手段を充実させます」

《重点事業》

事業名	あきる野市ホームページの充実			展開	継続
目的・内容	掲載する情報を市民の視点で検討し、利用しやすいホームページとして充実させます。			所管課	企画政策部 市長公室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	新着情報、イベントカレンダーで掲載	⇒	⇒		

事業名	図書館資料提供事業の推進			展開	新規
目的・内容	市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の図書館資料及び情報の提供を実施します。市内に所蔵のない図書資料については、都立図書館の協力貸出、都内市区町村立図書館との相互貸借により提供するほか、国会図書館や他県、さらに大学図書館などの相互貸借の調査を行い、提供に努めます。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	資料・情報提供の充実	⇒	⇒		
	協力貸出事業の実施	⇒	⇒		
	相互貸借事業の実施	⇒	⇒		
	協力貸出・相互貸借の貸出方式の改善 国会図書館等資料調査事業の実施	⇒	⇒		

事業名	情報化社会に対応した図書館の資料・情報の収集と提供の充実			展開	継続
目的・内容	地域の情報拠点として、図書資料に加えて電子化された資料の収集を進めると共に、オンラインデータベースをはじめインターネット上にある様々な情報が得られるよう取組みます。また、電子書籍の導入についても検討を進めます。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	電子化資料の整備	⇒	⇒		
	情報検索端末の提供	⇒	⇒		
	オンラインデータベースの提供	⇒	見直しを反映したDBの提供		
		提供データベースの見直し 電子書籍導入検討			

事業名	図書館レファレンス機能の充実			展開	継続
目的・内容	市民が必要とする資料や情報を効率よく入手できるように援助する（レファレンスサービス）とともに、電子化された情報の活用も含め、より専門的な情報が得られるよう支援します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	図書館利用者講座の実施	⇒	⇒		
	子どもレファレンスシートの作成・提供	⇒	⇒		
	レファレンスデータベースの作成	⇒	⇒		

事業名	市民参加による生涯学習情報システムの整備運営			展開	継続
目的・内容	市民がさまざまな分野において生涯学習が行えるよう、市民参加により、在宅学習の支援、双方向の情報収集・提供が可能な情報システムを構築し、運用を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	効率的な生涯学習情報システムの研究	⇒	生涯学習情報システムの運用		

事業名	障がい者に対する情報提供体制の充実（再掲）			展開	継続
目的・内容	点字版や音読版により、市広報を周知し、情報提供の充実を図ります。			所管課	企画政策部 市長公室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	音読版のプレクストーク対応によるDAISY化（ボランティア団体）	⇒ DAISY化	⇒		

Ⅳ「学びの環境をつくる」（生涯学習関連施設の整備と充実）の課題

生涯学習関連施設の整備については、東部図書館エル、中央図書館の建設をはじめ、公民館別館の増築、秋川体育館の耐震化、五日市会館のリニューアル等、良好な施設づくりを進めてきました。その施設の多くは、広く市民に利用され、有効に活用されています。一方、費用対効果の面から利用頻度が低いなどの施設も見受けられることから、これらの施設についてのあり方等について検討を行いました。

また、既存の施設の有効活用と適正利用を進め、学童クラブを設置するなど施設の有効活用を進めています。なお、ITを利用した施設の空き状況の検索や予約が一部の施設で始められており、市民に利用しやすい施設環境の整備を進めています。

平成21年度からは五日市ファインプラザとあきる野ルピアに指定管理者制度を導入しました。これにより、人件費の削減など経費の縮減と設備の入れ替えや新たな事業展開が図られ、利用増にもつながるなど、施設の効率的・効果的な運営に取り組んでいます。さらに、本庁舎1階のコミュニティホールは、平日の展示等の活動発表等のほか、日曜日に市民の音楽団体の活動の場として開放するなど、開かれた市役所づくりを進めています。

一方、学校施設については、公共施設の中でも耐震化工事を優先させ、平成23年度にはすべての校舎、体育館が耐震化される予定であり、児童・生徒の安全な学習環境整備が図られてきています。現在、校庭、体育館、武道場等を一般開放し、スポーツ・生涯学習の場として多くの団体に利用されています。

1 施設の積極的な開放を推進します

【評価・課題】 現在、学校開放事業として、市立小中学校の校庭、体育館、武道場等を一般開放し、主に市民のスポーツ活動の場として多くの団体の利用に供しています。また、庁舎1階のコミュニティホールは、平日には展示等の活動発

表のほか、日曜日には市民音楽団体の活動に開放するなど、開かれた市役所づくりを進めています。

【3年後の目標】 これまでより多くの市民が、一般開放を利用をしている状態を目指します。

2 適正な人員配置を推進します

【評価・課題】 公民館、図書館等の社会教育施設について、非常勤職員の配置についても社会教育主事や図書館司書有資格者の配置に努めました。

【3年後の目標】 市民の生涯学習活動を支援するために、専門的知識を持った職員がより多く配置され、市民リーダーとともに生涯学習を推進していている状態を目指します。

【具体的施策における重点事業】

具体的施策「適正な人員配置を推進します」

事業名	生涯学習推進のための適正な人員配置の推進			展開	継続
目的・内容	社会教育施設について、社会教育主事、図書館司書、学芸員有資格者等、市民の学習支援のための専門的知識を持った職員を配置し、効率的かつ効果的な生涯学習の推進を図ります。		所管課	総務部職員課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	適正配置の実施	⇒	⇒		

3 市民の利用しやすい施設の整備を進めます（重点施策）

【評価・課題】 生涯学習関連施設については、平成17年に東部図書館エルを、平成19年には中央図書館を開館し、図書館ネットワークを整備しました。また、公民館別館の増築、秋川体育館の耐震化、五日市会館のリニューアル等、既存施設の改修を進め、良好な施設づくりを進めました。また、行政改革の一環として運営の改善にも取り組み、五日市ファインプラザとあきる野ルピアに指定管理者制度を導入し、経費の縮減を図りながら、市民の利用しやすい施設づくりに努めてきました。また、五日市保健センターや市役所別館を学童クラブに活用するなど、既存施設の有効利用を図りました。また、ITを活用し、施設の空き状況の検索できる環境を整えてきました。さらに、体育施設の一部では予約もできるようにしていくなど、利用しやすい施設環境の整備を進めています。また、交流施設の一つである温浴施設「秋川溪谷瀬音の湯」は19年開館以来多くの方が利用しています。

【3年後の目標】 図書館や中央公民館など多くの市民に利用され、市民の学

習・交流の拠点となっており、また、体育施設・文化施設で市民との協働によりさまざまな事業が展開され、多くの市民が活動している状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「図書館を充実させます」

事業名	図書館情報システムの拡充			展開	継続
目的・内容	図書館ホームページによる、利用案内や図書館からのお知らせ、行事案内などの情報を発信するとともに、所蔵資料の検索や新着図書案内などの資料に関する情報や、資料の予約・取り寄せ、利用状況の確認、貸出期限の延長手続きなどの資料提供に関するサービスを拡充することにより、いつでも・どこでも・だれもが求める情報を手に入れられるよう、利用者の利便性の向上を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	HPの充実	⇒	⇒ H26リプレースに伴う新機能検討		

事業名	市域を網羅する図書館サービス網の整備			展開	新規
目的・内容	広い市域のどこからでも、誰もが利用できる図書館を目指し、サービス拠点から遠い地域における図書館サービスの提供について、インターネットの活用や物流を含め、効果的・効率的な方法を検討するとともに取組を進めます。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	物流システムの検討 提供拠点・方法の検討	提供拠点等の調整 提供開始	⇒		

事業名	効果的、効率的な図書館運営の推進			展開	継続
目的・内容	効果的、効率的な職人体制による図書館運営を行うため、職層毎の担当業務内容を整理・明確化するとともに、市民の高度で多様な要求に対応できる専門的職員の適切な配置を推進します。また、職員の資質・能力向上を図るため、継続的・計画的な研修機会の確保と拡充を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	業務区分の明確化 都立図書館等への研修派遣	業務マニュアルの再整備 ⇒	⇒		

事業名	市民ニーズを反映した図書館運営の推進			展開	継続
目的・内容	各種サービスの実施状況や到達度など図書館運営の各分野にわたる利用者アンケートを実施するとともに、サービス実績の分析、図書館協議会への諮問などによって、市民のニーズにあった図書館運営の推進に努めます。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	図書館協議会の運営 利用者アンケートの実施 図書館統計の作成・データ分析	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		

具体的施策「体育施設・文化学習施設等を充実させます」

事業名	スポーツ施設の充実			展開	継続
目的・内容	スポーツ施設の改良・改修・整備を進め、市民の生涯スポーツの拠点施設を充実させます。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	施設環境の整備	⇒	⇒		

▽ 「学びをつなぐ」（人材育成の充実）の課題

生涯学習を推進するための人材の育成に関しては、平成17年度から、生涯学習コーディネーター養成講座を開設し、生涯学習コーディネーター等市民リーダーとして生涯学習事業の企画・立案、活動調整、学習相談等に主体となって活動する人材が着実に育ってきています。そして、自主的に学び、学んだことを活かして地域等の活動に参画する場面も増えてきています。市民解説員や図書館ボランティア等が活躍する機会が増えています。さらに、経験や技術を持った市民が指導者・協力者として登録している生涯学習支援者バンク事業も確実に活用が継続されており、学校活動やPTA活動を中心に、派遣・紹介を行っています。しかしながら、登録者の高齢化や活用されない分野もあり、地域や施設等での活用を含め、多くの市民への働きかけとともに、学校支援ボランティアを含めた人材バンクへの充実が必要といえます。

人材育成については、これからの高齢化社会の中で、これまで培ってきた経験等を地域社会に活かし、還元することにより生きがいと地域づくりに貢献することが求められています。市民が学習や経験で得た成果を活かし、地域社会へ還元することにより自らを高めることにつながるものであり、今後積極的に推進していく必要があります。そのためには、行政として、市民が生涯学習推進の主体として活動しやすい環境整備を進めていく必要があります。さらに、市民による人材ネットワークの構築と市民と市民をつなぐコーディネート機能を活かし、まちづくりにつながる生涯学習活動を行政と市民との協働により実践していく必要があります。

1 人材バンクの充実と活用（重点施策）

《評価・課題》 学習や経験を活かした社会貢献、地域貢献活動に取り組もうとしている市民を人材バンクに登録し、指導等を必要としている人に紹介するなど、「知の循環型社会づくり」につながる活動の充実を図りました。しかしながら、現状として、登録者はあるものの、活動の場が一定の分野に限られており、利用

が進んでいない状況です。今後、地域による学校支援・教育支援が注目される中で、さらに内容の見直しと事業の充実を図ることが必要です。

【3年後の目標】 さまざまな分野にわたり、より多彩な支援方法を有する多くの市民が登録し、学校安全推進体制整備事業や学校支援地域本部事業、放課後子ども教室事業等の場で多くの市民が活動している状態を目指します。

【具体的施策における重点事業】

具体的施策「生涯学習支援者バンク等を充実させます」

事業名	生涯学習支援者バンク事業の充実			展開	継続
目的・内容	学校支援地域本部事業による学校ボランティアの把握を進めるとともに、青少年の体験活動等における情報提供、支援者の紹介等の充実を図るため、登録者の募集、支援活動の場の確保等、地域貢献につながる事業の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	登録者の募集 登録者の活用方法の検討	⇒ 学校支援ボランティアを含めた人材バンク事業の充実	⇒		

2 指導者の育成及び支援事業の充実（重点施策）

【評価・課題】 平成17年度から生涯学習の調整等リーダーとして活動する生涯学習コーディネーターの養成を進めてきました。現在およそ60名の市民が活動団体「生涯学習コーディネーターの会」を結成し、「学びプラン」に基づく「市民による市民のための市民による生涯学習」を市との協働により推進しています。市は事業委託等を行い、団体と連携した各種講座の開催や研修、シンポジウムの開催などの推進事業を展開しています。また、市民解説員は学習成果を活かした学習の実践に努め、自らが企画立案・運営する「地域めぐり」や「研究発表会」などを通して、まちづくりにつながる学習を推進しています。

そして、スポーツ活動については、NPO法人を取得したあきる野市体育協会の加盟団体によりリーダー及びジュニアの養成研修等、育成活動が取り組まれています。さらに、体育指導委員を中心に、身近なスポーツの紹介と体験の場づくりを進め、「市民一人が1スポーツ」を目指し取り組んでいます。さらに、性別や年齢に関係なく、すべての人々がスポーツに親しめる環境づくりとして、各市町村1つ以上の設置が求められている総合型地域スポーツクラブの設立・運営について、市として説明会や研修会を開催し、スポーツ関係者への理解に努め、あきる野市としてはじめての総合型地域スポーツクラブ「アスポルト」が誕生しました。現在、五日市地域での開設に向けた取り組みが進められています。

【3年後の目標】 学習や経験を活かして社会貢献活動を通して社会に還元する

活動が体育協会や文化団体連盟等の団体を含め、各分野で広く展開されている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります」

事業名	生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開催			展開	継続
目的・内容	市民による生涯学習を推進するために中心となって市民と市民をつなぐコーディネーターの人材を養成するため、指導者認定講座を開催します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生涯学習コーディネーター養成講座の開催	⇒ 指導者の育成	⇒		

事業名	市民解説員活動の充実			展開	継続
目的・内容	あきる野の歴史・文化に関する学習成果を活かした市民解説員の地域活動の場を確保し、学習成果をまちづくりに生かす活動の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	地域活動の場の拡充	⇒	⇒		

事業名	生涯学習指導者研修会の開催			展開	継続
目的・内容	生涯学習推進の主体となって活動する市民を対象に、生涯学習指導者研修会を開催します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生涯学習指導者研修会の開催	⇒	⇒		

事業名	スポーツ指導者の育成・支援			展開	継続
目的・内容	体育指導員をはじめ、体育協会加盟の各連盟指導者を育成・支援し、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	指導者を育成・支援する	⇒	⇒		

事業名	地域活動支援リーダーの育成（再掲）			展開	継続
目的・内容	青少年指導者講習会等の開催や青年を対象とした野外活動等の研修を通し、地域で中心になって活動するリーダーを養成します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	指導者講習会の開催	⇒	⇒		

事業名	学習ボランティア養成事業の充実			展開	継続
目的・内容	学習成果等を活かした社会貢献活動に関心のある市民が参加できるよう、市民解説員、ITボランティア等生涯学習ボランティア養成事業を充実させます。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民ニーズに応じた対応を検討する	⇒	⇒		

3 市民の自主的な活動の促進（重点施策）

《評価・課題》 市では、「市民との協働を進めよう」をスローガンに市民の自主的な活動をまちづくりに活かすための取り組みを行っています。例えば、「郷土の恵みの森構想」において、地域活性化に取り組む地元町内会・自治会等とともに子ども体験塾の実施、山林整備や昔道、散策路の整備等を行っています。また、キララホールでNPO法人と協働して事業を実施するなど、自主性と自発性を尊重し、パートナーシップに基づく活動が広がりつつあります。

《3年後の目標》 市民による自主的・主体的な活動が行政と協働して展開する仕組みづくりが進められている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「NPO等市民の自主的な活動を推進します」

事業名	市民組織との連携・協働の推進（再掲）			展開	継続
目的・内容	NPO等の市民組織と公的機関および民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進します。			所管課	全課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	連携・協働による事業の実施	⇒	⇒		

4 市職員研修の充実

《評価・課題》 職員は、市民サービスの向上に努めるため、常に日々研鑽に取り組むことが必要です。継続的な研修の機会として、課題別研修や職種別研修等市町村職員研修所等と連携し、実施しています。また、職場研修(OJT)も各課長を中心に日々の業務を円滑かつ正確に遂行するための研修として取り組んでいます。さらに、職務上あるいは行政課題等に必要な通信講座などに対する補助制度等を設け、資質の向上に努めています。今後、成果がいかにより市民サービスの向上に寄与しているかを検証しながら進めていく必要があります。

《3年後の目標》 職員による自主研修や職場研修が継続的に実施され、一般職員をはじめ、専門職員のスキルが高まり、市民サービスの向上につながっている状態を目指します。

Ⅵ 「学びを創る」（社会参加活動の充実）の課題

生涯学習は、個人の学習の営みを基本にしながら、その成果をもとに、グループや地域社会に広げ、まちづくりへと活かしていくことが求められています。

あきる野市においては、文化団体連盟、体育協会、郷土芸能連合会等の社会教育活動団体は個々の団体を含めると1,000団体近くになっており、さまざまな分野において市民の自主的な活動が活発に行われています。また、地域コミュニティ団体による地域住民の福祉、健康の向上のための取り組みも行われています。

その中で、団体によっては、高齢化等により、活動休止や存続ができなくなっている団体も出てきている一方、固定メンバーによるグループ活動から個人の意思を活動の基本としたゆるやかなグループ活動へと変化してきている活動形態も見受けられます。この点については、社会参加活動へのかかわり方、導入方法について、検討が必要となっています。また、「郷土の恵みの森構想」に基づく、子ども自然体験塾や昔道・尾根道づくり、里山植樹体験等、体験活動を伴う参加事業も増えてきており、多様な参加の機会がつけられています。

市では、平成20年に多くの市民が行政活動へ参画できる機会を増やす取り組みとして、市の所管である各種の委員会の委員等の選任に関する指針が定められ、再任の回数制限や兼任の制限等を行いました。

さらに、市では、市民との協働によるまちづくりを推進し、市民の自主的な活動と行政活動のそれぞれの役割を活かした協働による活動の推進を目指しています。今後は、これまでの団体活動支援に加え、地域活性化等につながる学習活動に対する支援制度等を設け、提案型・問題解決へ取り組む市民団体を支援することが必要です。そして、市民団体の主体性と自主性を損なうことなく、市民の果たす役割と行政の役割をそれぞれが互いに確認しあいながら、パートナーシップを確立し、事業の企画立案・運営をはじめ、施設の管理運営についても市民が積極的に参画できる体制を整えることができるよう、市民の社会参加活動を推進するための環境の整備に取り組む必要があります。

1 支援事業の充実（重点施策）

《評価・課題》 あきる野市には多くの生涯学習活動をしている団体があり、あらゆる分野において市民の自主的な活動が活発に行われています。それらの活動を支援することにより、より積極的な相互協力や市民文化の向上が図られ、心豊かな市民生活が営まれることにつながっています。

一方、学習ニーズの多様化、学習方法の選択肢が広がっている中で、学習形態も変化してきています。学習を活かした社会参加活動に対する支援や、その導入

方法について、これまでの社会教育関係団体等への活動支援に加え、個人の学習意欲を基本とした学習機会の設定に努めてきました。生涯学習コーディネーター養成講座の修了者により組織された生涯学習コーディネーターの会による「ふれあい市民塾」など、新たな形態による学習機会の取り組みが開始され、これまで参加してこなかった市民の活動が活発になってきています。

また、自分の住む地域の安全で安心できる環境づくりを目指し、町内会・自治会が中心となって「防災・安心地域委員会」が組織され、市として市民との協働による活動の推進を図っています。

【3年後の目標】 さまざまな分野で地域、各種団体による社会参加活動がしやすくなっている状態を目指します。

【具体的施策における重点事業】

具体的施策「市民の社会参加活動を支援します」

事業名	図書館ボランティアの育成			展開	継続
目的・内容	視覚障がい者への音訳、幼児に対する読書導入事業（おはなし会）をはじめ、図書館サービスの各分野において市民との協働を推進するため、各種ボランティアの養成講座等を開催して技術・知識の習得を支援します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	障がい者サービスボランティア養成講座の実施	⇒	⇒		
	児童サービスボランティア養成講座の実施	⇒	⇒		
	図書館業務ボランティア養成講座の実施	⇒	⇒		

事業名	地域コミュニティ活動の推進			展開	継続
目的・内容	町内会・自治会等をはじめ、地域のさまざまなコミュニティ活動助成等支援を充実し、地域社会の活性化を推進します。			所管課	総務部地域防災課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	活動の助成等支援の実施	⇒	⇒		

事業名	事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実			展開	継続
目的・内容	社会教育関係団体等市民組織が行う公益的活動に対し、共催・後援等により支援の充実を図ります。			所管課	総務部総務課 教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	共催、後援等による支援	⇒	⇒		

事業名	図書館ボランティアの活動支援事業の実施			展開	継続
目的・内容	児童サービスボランティア、障がい者サービスボランティア、図書館サービスボランティア等、各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、活動を行う上での課題解決や情報交換など、活動しやすい環境を整えるための事業を実施します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	活動の機会と場の提供 交流会等の実施	⇒ ⇒	⇒ ⇒		

2 学習グループ・サークル等の育成（重点施策）

《評価・課題》 学習グループ・サークルの育成については、学習相談や社会教育関係団体登録事務等において、求めに応じた指導・助言を行っています。そしてまた、新たな学習支援形態として、公民館では「市民企画講座」を設定し、さまざまな地域課題や社会課題に対し、市民自らが課題解決のためのプログラムを企画・立案して講座等を実施する機会を提供しています。

さらに、「健康あきる野21計画」では、健康づくり市民推進委員の協力により、市民で組織する健康づくり推進会議の開催や啓発班、食育班、ウォーキング班ごとの自主的な活動を展開しており、市と協働による計画に基づく健康づくり事業を展開しています。

《3年後の目標》 市民自らが課題解決のため、自らの企画・提案による事業展開が行われている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「学習グループ・サークルの育成を図ります」

事業名	市民の自主企画運営事業への支援の充実			展開	継続
目的・内容	市民学習グループや市民組織が行う自主企画事業に対する支援を充実するとともに、その制度化を検討し、市民の生涯学習活動を促進します。			所管課	全課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民企画講座の実施のほか新たな支援制度の検討	⇒	⇒		

事業名	自主グループの育成の充実			展開	継続
目的・内容	公民館事業等で結成されたグループが、自立した活動へつなげるための支援を行い、自主グループの育成の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	講座事業から自主活動グループの育成を図る	支援の充実を図る	⇒		

事業名	健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実			展開	継続
目的・内容	身近な地域での健康づくり活動を推進するため、健康自主グループや健康づくり市民推進委員の研修の場等を充実し、活動を支援します。			所管課	健康福祉部 健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康づくり市民推進委員等が地域で実施する健康活動の支援を実施	⇒	⇒		

3 学習団体のネットワーク化の推進（重点施策）

《評価・課題》 市内で活動する学習団体のネットワークの形成を目指し、団体等の連携による文化祭等の開催や生涯学習シンポジウム、人材バンク登録者との意見交流会等の開催を通してネットワークづくりに努めています。

《3年後の目標》 生涯学習の推進に取り組む団体の代表による（仮称）生涯学習活動団体連絡会が組織され、相互交流や相互連携が進んでいる状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「学習団体等のネットワークづくりを支援します」

事業名	生涯学習団体のネットワークの構築			展開	継続
目的・内容	市内で活動するさまざまな学習団体が連携協力し、生涯学習活動を推進するため、情報交換や連絡調整の場を整備するなど、ネットワークを構築します。			所管課	教育部生涯 学習関係各 課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ネットワークづくりの検討	⇒	ネットワークの構築		

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実（重点施策）

《評価・課題》 市民の交流と成果発表の場として、市民文化祭開催や市民スポーツ・レクリエーション大会、総合スポーツ祭、産業祭、リサイクルフェア等市民団体と実行委員会を組織し、協働による取組みとして展開しています。

さらに、新たな地域課題や行政課題に対し、市民参加による検討の場づくりに取り組んでいます。

《3年後の目標》 市民の交流の場としての市民文化祭、総合スポーツ祭、産業祭等の既存のイベントの充実を図るとともに、新たな生涯学習を通じた市民の活動発表の場として「（仮称）生涯学習フェスティバル」が開催されている状態を

目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「市民の交流と成果発表の場を充実させます」

事業名	各種学習発表会の充実			展開	継続
目的・内容	市民の各種学習成果の発表の機会を充実させます。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	文化祭等を活用した発表の機会の拡充を図る	⇒	⇒		

事業名	展示施設の積極的活用の推進			展開	継続
目的・内容	芸術文化活動団体が、ルビア展示室、公民館市民ギャラリー、五日市地域交流センター等展示施設を活用し、活動成果を発表する機会を積極的に推進します。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	展示施設の活用のほか芸術文化活動団体の事業を後援するなど発表の機会を推進	⇒	⇒		

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進（重点施策）

《評価・課題》 次代を担う青少年の育成にあたり、優しい気持ちや思いやりの心を育むための機会として学校等における奉仕活動・体験活動を支援しています。特に、学校では、事業所等の協力を得て、中学2年生全員が2日間の職場体験を行い、人の役に立つといった社会貢献活動の大切さを学ぶ機会を作っています。ある中学校では、保護者や地域の商店、事業所の協力を得て事前学習の場として、「職業を知る」といった活動を行っています。

《3年後の目標》 奉仕活動、自然体験や職場体験活動等を通じて、人と接する体験を通してコミュニケーションの大切さを理解し、優しい気持ちや心が育まれるようになっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「青少年の社会参加活動を促進します」

事業名	夏！体験ボランティア事業の支援			展開	継続
目的・内容	普段ボランティア活動に接する機会の少ない子どもや社会人を対象に、ボランティア体験を通して、やさしい気持ちや思いやりの心を育む体験の機会を支援します。			所管課	健康福祉部生活福祉課（社会福祉協議会）
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	体験事業実施の支援	⇒	⇒		

事業名	学校における奉仕活動の体験を活かした学習の充実			展開	継続
目的・内容	豊かな人間性を育むため、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉施設、地域等の協力により、地域の特性・条件を活かした奉仕活動を充実させます。			所管課	教育部指導室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	地域の資源を活用した総合的な学習の時間の充実	⇒	⇒		

事業名	奉仕活動・体験活動の機会の充実			展開	継続
目的・内容	青少年体験活動等支援センターにおいて人材の紹介、調整等を行い、子どもたちの奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生涯学習支援者バンクを活用した体験活動の推進	⇒	⇒		

事業名	図書館インターンシップ事業の充実（再掲）			展開	新規
目的・内容	職業体験（インターンシップ）を希望する市内在住の中学生・高校生・大学生を積極的に受け入れ、インターンシップ事業を実施します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	中・高校生の職場体験受け入れ	⇒	⇒		
	奉仕体験活動事業の受入	⇒	⇒		
	図書館司書実習の受け入れ	⇒	⇒		

6 地域での活動機会の拡充（重点施策）

《評価・課題》 地域における社会参加活動は、学習活動の成果を活かした社会貢献活動とともに、市民や各種団体相互の連携・協力による地域づくり活動への展開が求められています。今日の社会環境の中では、特に必要な取り組みであり、「防災・安心地域委員会」などをはじめ、推進していかなければならないものです。それらの活動を支えるのが生涯学習であり、生涯学習の役割は大きいものがあります。市と市民との協働はもとより、市民同士、市民団体同士の連携・協力による協働事業を定着させるための支援施策を充実する必要があります。

《3年後の目標》 生涯学習を通じた活動が「防災・安心地域委員会」の活動をより活発にしていくことにつながっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「地域における活動の機会を充実させます」

事業名	市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備			展開	継続
目的・内容	新たな組織づくりの基盤ともなる各種市民講座の充実を図り、市民活動の場の確保を支援し、誰でも自由に参加・活動できる環境を整備します。			所管課	関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各種市民講座等の開催により学習機会の提供を進め、市民活動の場の確保する	⇒	⇒		

事業名	地域情報化への市民参加の仕組みづくり			展開	継続
目的・内容	電子メールによる意見、提言、パブリック・コメントなどを行政の計画・施策に反映していくためのルール作りや制度面での参加の仕組みづくりを検討します。			所管課	企画政策部 市長公室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ホームページからの意見に回答し、内容充実	⇒	⇒		

第9章

「学びプランⅡ」の施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

施策の目標

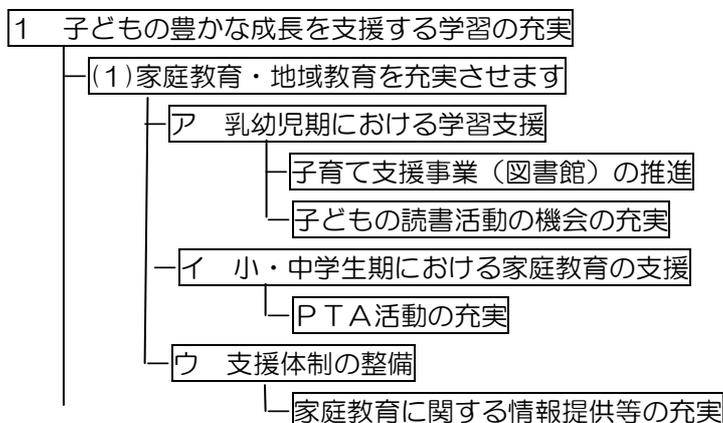
I 学びをつむぐ（学習機会提供の充実）

施策の方向と推進施策・推進事業

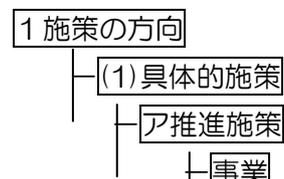
1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(1) 家庭教育・地域教育を充実させます

施策の体系



施策の体系の見方



※重点事業については、第8章で記載のため事業名のみ記載

ア 乳幼児期における学習支援

事業名	子育て支援事業（図書館）の推進			展開	新規
目的・内容	「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から絵本に親しめるよう、ブックスタート事業、子育て講座をはじめ各種事業を実施するとともに、子ども読書活動推進連絡会を開催して関係者・関係機関の連携強化を図り、子どもが成長する上で望ましい読書環境になるよう支援します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ブックスタート事業の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	子育て講座の支援	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	団体貸出の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	よみきかせ等事業の実施 推進連絡会の開催	⇒	第2次推進計画に基づき実施		

事業名	子どもの読書活動の機会の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	------------------------------	----	----

イ 小・中学生期における家庭教育の支援

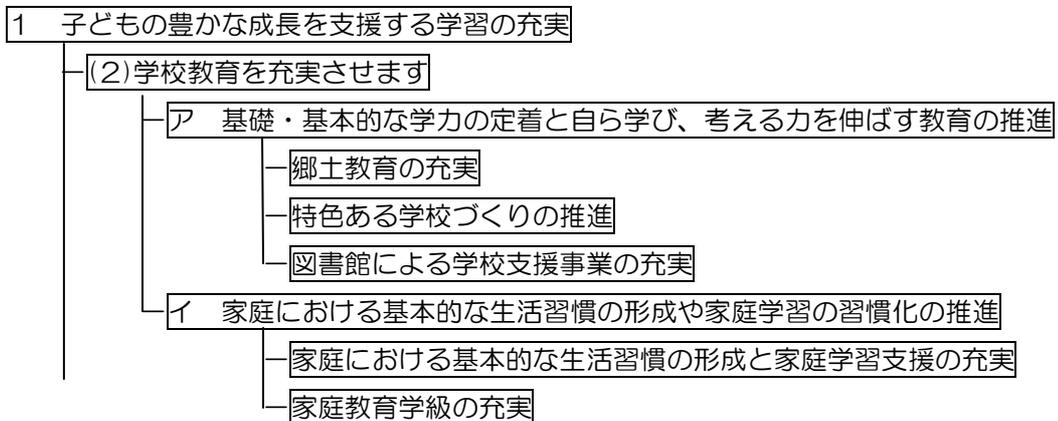
事業名	PTA活動の充実			展開	継続
目的・内容	学校と保護者が協力し、よりよい家庭教育や学校教育、さらに子どもが豊かに育つことができるような住みよい地域社会づくりを目指して行うPTA活動を充実させます。	所管課	教育部指導室		
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各学校の実態に即した学校とPTAの連携の強化	⇒	⇒		

ウ 支援体制の整備

事業名	家庭教育に関する情報提供等の充実			展開	継続
目的・内容	家庭教育に関するリーフレット等の配布などの情報提供や家庭教育学級を実施します。	所管課	教育部生涯学習推進課		
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	リーフレット等の配布 家庭教育学級の実施	⇒	⇒		

(2) 学校教育を充実させます

施策の体系



ア 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進

事業名	郷土教育の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------	----	----

事業名	特色ある学校づくりの推進 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------	----	----

事業名	図書館による学校支援事業の充実			展開	新規
目的・内容	教科学習や学級での読書に必要な資料の団体貸出、調べもの学習・総合的な学習の時間における資料提供と資料調査の支援事業を推進するとともに、学校図書館関係者連絡会の開催を通じて図書館と学校図書館及び各学校図書館間の協力・連携の強化を図るなど、学校支援の充実を図ります。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	図書館ガイダンスの実施	⇒	⇒		
	団体貸出の実施	⇒	⇒		
	学校図書館連絡会の開催	⇒	⇒		
	調べもの学習・総合的な学習支援	⇒	⇒		

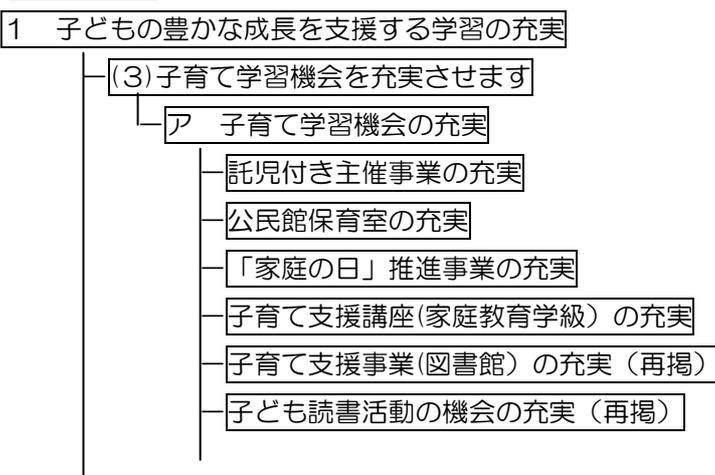
イ 家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化の推進

事業名	家庭での基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実【重点事業】	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

事業名	家庭教育学級の開催			展開	継続
目的・内容	児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を保護者自身が体系的・総合的に学習する場の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	家庭教育学級の実施	内容の充実	⇒ 家庭教育支援リーダーの育成		

(3) 子育て学習機会の充実を図ります

施策の体系



ア 子育て学習機会の充実

事業名	託児付き主催事業の充実			展開	継続
目的・内容	子育て中の親が、育児や子どもの成長に関する学習を受けられるよう、託児付き講座教室等を充実させます。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	家庭教育学級の実施	保育者数の充実	講座回数の充実		

事業名	公民館保育室の充実			展開	継続
目的・内容	子育て中の親が、活動や学習の機会が持てるよう公民館保育室の活用を促進し、その充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	保育室活用のPRを図る	⇒	⇒		

事業名	「家庭の日」推進事業の充実			展開	継続
内容・目的	「絵画」「作文」募集、親子観劇会等の事業を充実し、「家庭の日」の趣旨を市民に周知し、家族のあり方、家庭の大切さについて考える機会の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	親子観劇会等推進事業の実施	⇒	⇒		

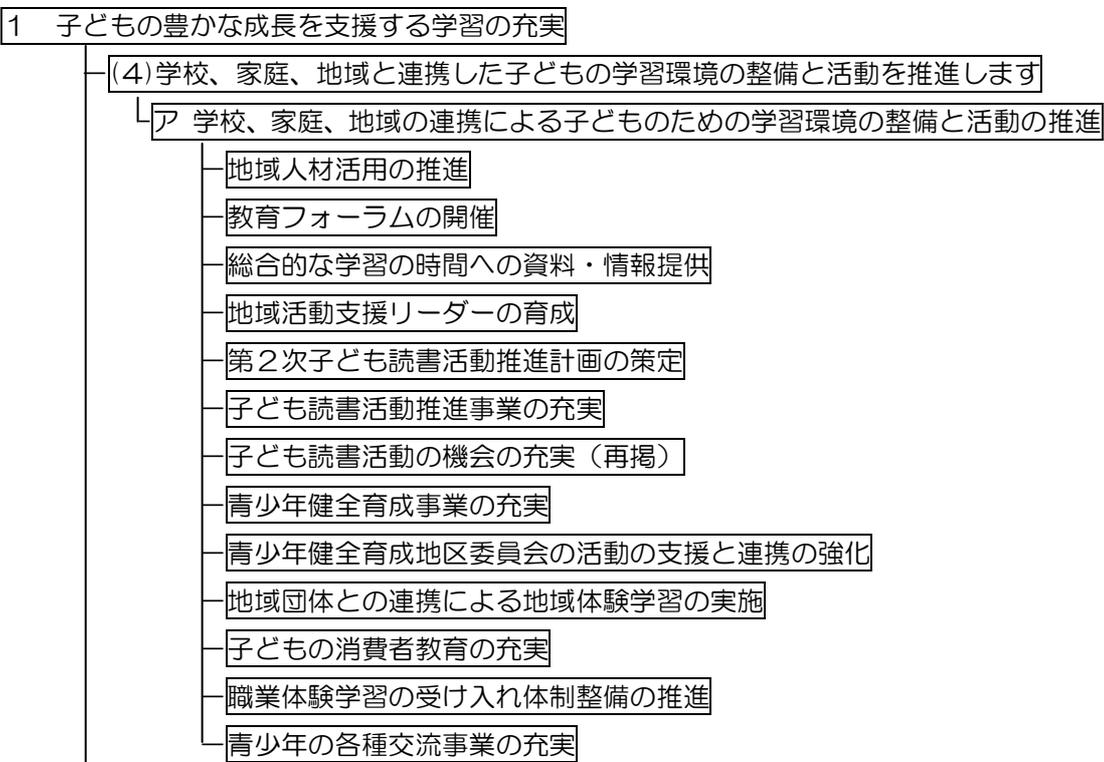
事業名	子育て支援講座(家庭教育学級)の充実			展開	継続
目的・内容	子育て支援に関する学習の機会として、家庭教育学級等学習の場を充実させます。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	子育て支援講座の実施	内容の充実	家庭教育支援リーダーの育成		

事業名	子育て支援事業(図書館)の推進(再掲)			展開	新規
目的・内容	「あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から絵本に親しめるよう、ブックスタート事業、子育て講座をはじめ各種事業を実施するとともに、子ども読書活動推進連絡会を開催して関係者・関係機関の連携強化を図り、子どもが成長する上で望ましい読書環境になるよう支援します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ブックスタート事業の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	子育て講座の支援	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	団体貸出の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	よみきかせ等事業の実施	⇒	第2次推進計画に基づき実施		
	推進連絡会の開催	⇒	第2次推進計画に基づき実施		

事業名	子どもの読書活動の機会の充実(再掲) 《重点事業》	展開	継続

(4) 学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します

施策の体系



ア 学校、家庭、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

事業名	地域人材活用の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------	----	----

事業名	教育フォーラムの開催	展開	継続
目的・内容	学校における体験活動の推進、家庭教育のあり方等の課題について、各層の市民が集い、話し合う場として開催します。	所管課	教育部指導室
実施年度	23年度 市P連と連携した教育フォーラムの開催	24年度 ⇒	25年度 ⇒

事業名	総合的な学習の時間への資料・情報提供 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	地域活動支援リーダーの育成 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------------	----	----

事業名	第2次子ども読書活動推進計画の策定			展開	新規
目的・内容	現行の「あきる野市子ども読書活動推進計画」の計画期間が平成24年度で終了することに伴い、国・東京都の第2次子ども読書活動推進計画に基づき、平成25年度以降の計画について検討・策定します。		所管課	教育部図書館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	第1次計画の実施状況調査 第2次計画の検討	⇒ 第2次計画策定	第2次計画の実施		

事業名	子ども読書活動推進事業の充実 《重点事業》	展開	新規
-----	------------------------------	----	----

事業名	子どもの読書活動の機会の充実（再掲） 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	青少年健全育成事業の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------	----	----

事業名	青少年健全育成地区委員会の活動の支援と連携の強化			展開	継続
目的・内容	それぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していけるように、市内12小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体が行う活動を支援するとともに共催による事業展開を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	青少年健全育成団体の活動の支援	⇒ 地域の特性に応じた運営組織体制の整備	⇒		

事業名	地域団体との連携による地域体験学習の実施			展開	継続
目的・内容	学校、家庭、地域が協力し、体験を通して課題の解決に取り組む事業を支援します。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	民俗芸能、祭り、どんど焼き等地域の伝統行事等に対する指導助言	⇒	⇒		

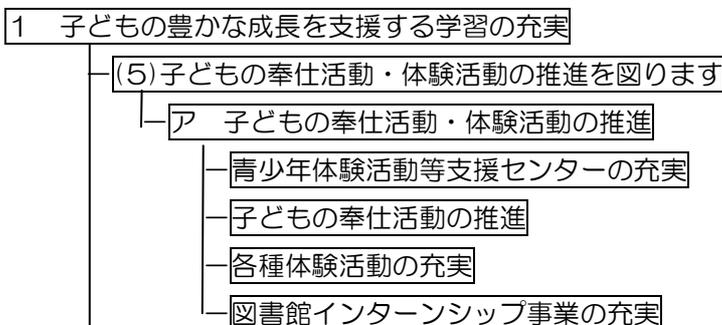
事業名	子どもの消費者教育の充実			展開	継続
目的・内容	子どもを対象に、学校での消費者啓発パネル展示等により、消費者としての意識を培う学習を充実させます。		所管課	環境経済部 商工観光課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	消費者啓発事業の実施	⇒	⇒		

事業名	職業体験学習の受け入れ体制整備の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	青少年の各種交流事業の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------------	----	----

(5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

施策の体系



ア 子どもの奉仕活動・体験活動の推進

事業名	青少年体験活動等支援センターの充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

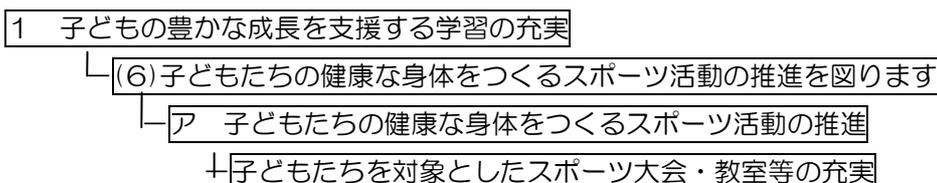
事業名	子どもの奉仕活動の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------	----	----

事業名	各種体験活動の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------	----	----

事業名	図書館インターンシップ事業の充実 《重点事業》	展開	新規
-----	--------------------------------	----	----

(6) 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進を図ります

施策の体系



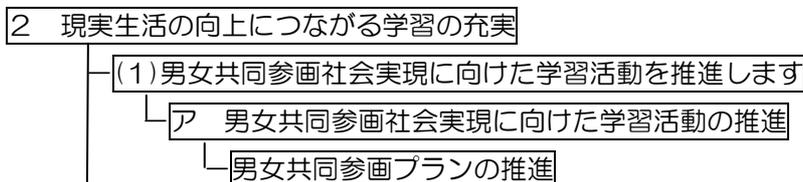
ア 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進

事業名	子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実			展開	継続
目的・内容	次世代を担う子どもたちが健康で心豊かな生活と体を動かす楽しみを知ってもらい生涯スポーツの基礎づくりの場を提供します。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各種大会・教室等の実施	⇒	⇒		

2 現実生活の向上につながる学習の充実

(1) 男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

施策の体系

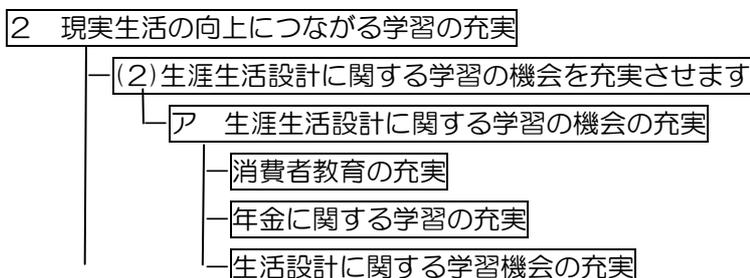


ア 男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

事業名	男女共同参画プランの推進			展開	継続
目的・内容	男女共同参画社会の実現を目指した新たな「あきる野男女共同参画プラン」を策定し、推進します。			所管課	全課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	新たなプランの策定	プランに基づく事業の推進	⇒		

(2) 生涯生活設計に関する学習の機会を充実させます

施策の体系



ア 生涯生活設計に関する学習の機会の充実

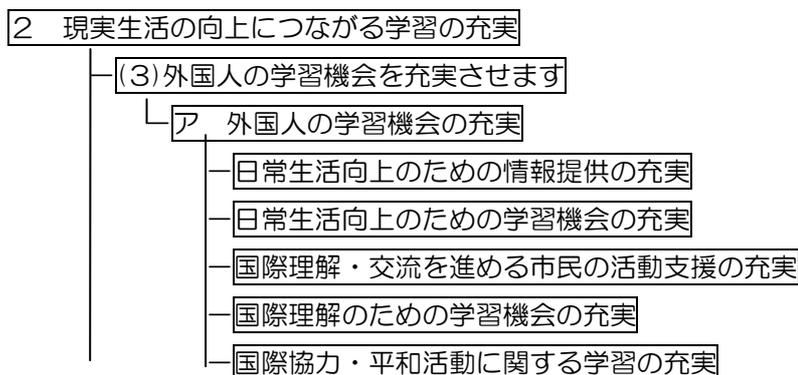
事業名	消費者教育の充実			展開	継続
目的・内容	ライフプランニング等の消費課題に関する講座等の充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	消費生活講座等の実施	⇒	⇒		

事業名	年金に関する学習の充実			展開	継続
目的・内容	市民の年金に対する理解を促進し、正しい年金制度の情報提供を行うため、市広報を活用し年金知識の充実を図ります。			所管課	市民部保険 年金課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	年金情報提供の充実	⇒	⇒		

事業名	生活設計に関する学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	男女共同参画の基盤となる生活設計に関する課題学習の機会として、ライフステージセミナー等の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課、公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	フォーラムの実施 情報誌の改編と発行回数増による周知の拡大	新たな男女共同参画計画の実行	⇒		

(3) 外国人の学習機会を充実させます

施策の体系



ア 外国人の学習機会の充実

事業名	日常生活向上のための情報提供の充実			展開	継続
目的・内容	外国籍の市民が生活情報や行政情報等を得やすい体制を整備し、その充実を図ります。（転入時に各課からの依頼によるパンフレット等の配布）			所管課	市民部市民課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生活情報等を得やすい体制の充実を図る	⇒	⇒		

事業名	日常生活向上のための学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	日本語習得のための学習やあきる野市を理解するための学習機会の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習に関する問合せ、相談に対する支援	⇒	⇒		

事業名	国際理解・交流を進める市民の活動支援の充実			展開	継続
目的・内容	国際交流活動団体の育成を図り、諸外国からあきる野市を訪れる人々のホームステイの受け入れや市民との交流活動に対する支援を充実させます。			所管課	企画政策部 企画政策課 教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民による交流活動の支援	⇒	⇒		

事業名	国際理解のための学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	市民が外国の文化を理解し、相互交流ができるよう、「国際理解講座」等学習機会の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民サークルの活用を図る	⇒ 市民サークル活動のPRを図る	⇒		

事業名	国際協力・平和活動に関する学習の充実			展開	継続
目的・内容	交流や相互理解を深めるための国際協力・平和活動に関する学習活動を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	青年海外協力隊など国際貢献活動に関する情報提供の実施	⇒	⇒		

(4) 広域的な学習環境の整備を図ります

施策の体系

2 現実生活の向上につながる学習の充実

└ (4) 広域的な学習環境の整備を図ります

└ ア 広域的な学習環境の整備

└ 生涯学習活動の広域的支援の充実

└ 図書館の広域利用の推進

ア 広域的な学習環境の整備

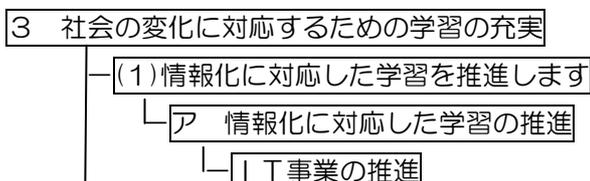
事業名	生涯学習活動の広域的支援の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------	----	----

事業名	図書館の広域利用の推進			展開	継続
目的・内容	市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館や大学図書館等との広域的連携を推進します。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	西多摩広域図書館連携の実施	⇒	⇒		
	八王子市・昭島市連携の実施	⇒	⇒		
	大学図書館連携の実施	⇒	⇒		

3 社会の変化に対応するための学習の充実

(1) 情報化に対応した学習を推進します

施策の体系

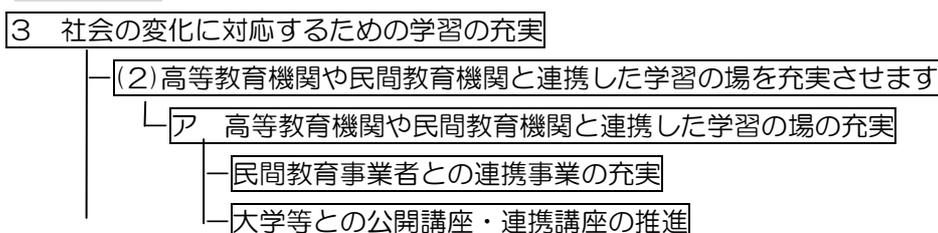


ア 情報化に対応した学習の推進

事業名	IT事業の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------	----	----

(2) 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実させます

施策の体系



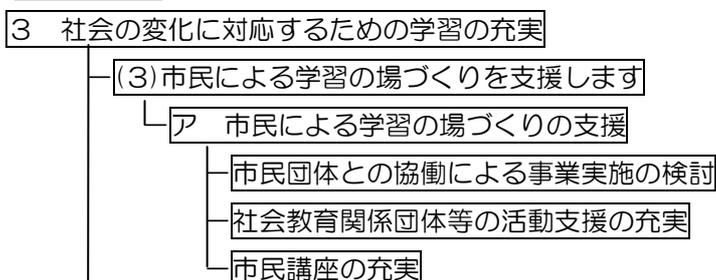
ア 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場の充実

事業名	民間教育事業者との連携事業の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	--------------------------------	----	----

事業名	大学等との公開講座・連携講座の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

(3) 市民による学習の場づくりを支援します

施策の体系



ア 市民による学習の場づくりの支援

事業名	市民団体との協働による事業実施の検討 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	社会教育関係団体等の活動支援の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

事業名	市民講座の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------	----	----

(4) 職業能力向上のための学習機会を充実させます

施策の体系

③ 社会の変化に対応するための学習の充実

└ (4) 職業能力向上のための学習機会を充実させます

└ ア 職業能力向上のための学習機会の充実

└ 就労・職業能力開発等のための資料の充実

└ 高齢者の就業に関する学習の場の充実

└ 新規就農者、新技術修得事業の充実

└ ハローワーク求人情報コーナーの充実

ア 職業能力向上のための学習機会の充実

事業名	就労・職業能力開発等のための資料の充実			展開	継続
目的・内容	科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に対応した就職、転職、職業能力開発のための図書資料及び情報の充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課 教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	あきる野ハローワーク等でのパンフレット配付を実施	⇒	⇒		

事業名	高齢者の就業に関する学習の場の充実			展開	継続
目的・内容	中高年齢者の就業に関する学習の場として労働セミナー等学習機会の充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課 教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	中高年齢者向けのセミナーの実施	⇒	⇒		

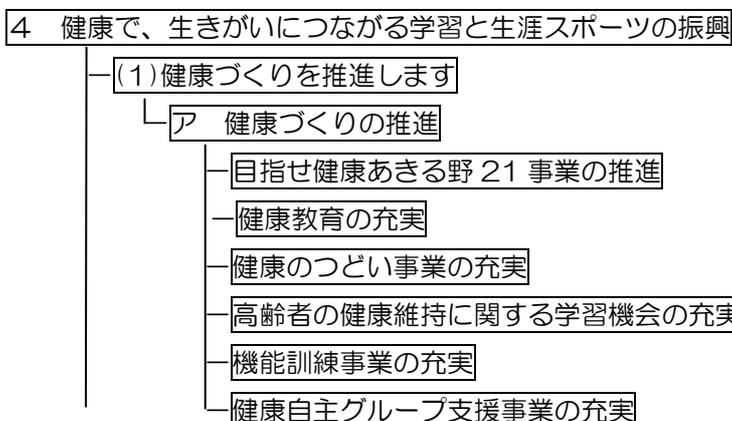
事業名	新規就農者、新技術修得事業の充実			展開	継続
目的・内容	講習会、先進地研修を通して、農業従事者のための学習を充実させます。			所管課	環境経済部 農林課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	講演会の実施 視察研修会実施 認定農業者へ支援	⇒	⇒		

事業名	ハローワーク求人情報コーナーの充実			展開	継続
目的・内容	市民が身近に就職情報が得られるようハローワークと連携し、求人相談コーナーの充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	求人相談コーナーのPRの強化	⇒	⇒		

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

(1) 健康づくりを推進します

施策の体系



ア 健康づくりの推進

事業名	目指せ健康あきる野 21 事業の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	健康教育の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------	----	----

事業名	健康のつどい事業の充実			展開	継続
目的・内容	健康についてのPR活動として、パネル展示、相談、講演会等を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、疾病を予防するための啓発を図ります。			所管課	健康福祉部 健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康のつどいの実施	⇒	⇒		

事業名	高齢者の健康維持に関する学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	高齢者の健康づくり教室等を開催し、健康維持に関する学習機会の充実を図ります。			所管課	健康福祉部 高齢者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康維持に関する学習機会の場充実を図る。	⇒	⇒		

事業名	機能訓練事業の充実			展開	継続
目的・内容	「地域参加型機能訓練」など、地域の中で住民との交流を通して生活の自立と社会性の回復を図ることを目的に実施します。			所管課	健康福祉部 健康課、高 齢者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	地域いきいき元気づくり事業の実施（高齢者支援課と共催）	⇒	⇒		

事業名	健康自主グループ支援事業の充実			展開	継続
目的・内容	健康に関する活動を行う自主グループを支援します。			所管課	健康福祉部 健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	既存グループの支援及び新規グループづくり支援の実施	⇒	⇒		

(2) 生涯スポーツの振興を図ります

施策の体系

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

(2) 生涯スポーツの振興を図ります

ア 生涯スポーツの振興

- スポーツ振興計画の策定
- 東京多摩国体「スポーツ祭東京2013」の開催
- スポーツ団体の支援の充実
- 各種スポーツ大会や講習会・教室等の開催
- 総合型地域スポーツクラブの支援の充実

ア 生涯スポーツの振興

事業名	スポーツ振興計画の策定 《重点事業》	展開	新規

事業名	東京多摩国体「スポーツ祭東京」の開催 《重点事業》	展開	新規

事業名	スポーツ団体の支援の充実			展開	継続
目的・内容	市民がスポーツに親しみ楽しめる環境作りを推進するため、関係団体の支援を図ります。青少年にスポーツの喜びとスポーツを通じた体と心を育てる場として、スポーツ少年団の育成を支援します。			所管課	教育部体育 課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	スポーツ団体への支援	⇒	⇒		

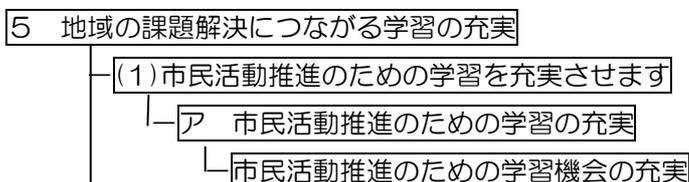
事業名	各種スポーツ大会や講習会・教室等の開催			展開	継続
目的・内容	各種のスポーツ大会や講習会・教室等を開催し、多くの市民がスポーツやレクリエーション活動を通じて健康・体力づくり、コミュニティ活動の場を提供します。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	各種大会、講習会等の開催	⇒	⇒		

事業名	総合型地域スポーツクラブの支援の充実 《重点事業》	展開	新規
-----	----------------------------------	----	----

5 地域の課題解決につながる学習の充実

(1) 市民活動推進のための学習を充実させます

施策の体系

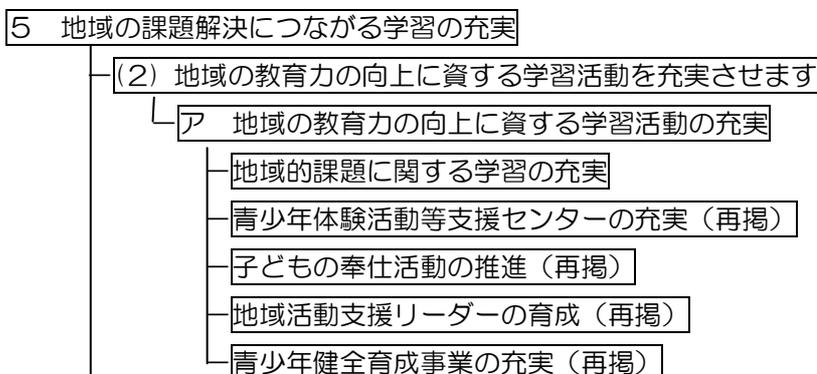


ア 市民活動推進のための学習の充実

事業名	市民活動推進のための学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	市民活動を推進するため、NPO等非営利団体の運営等に関する学習の場を充実させます。			所管課	関連各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民活動推進に関する情報収集と情報提供の実施	⇒	⇒		

(2) 地域の教育力の向上に資する学習活動を充実させます

施策の体系



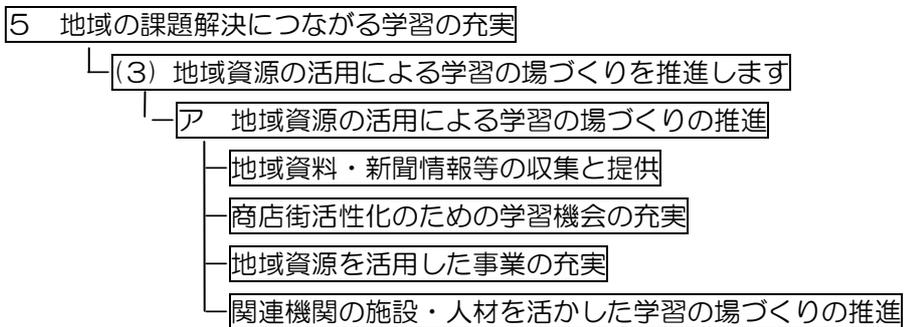
ア 地域の教育力の向上に資する学習活動の充実

事業名	地域的課題に関する学習の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	------------------------------	----	----

事業名	青少年体験活動等支援センターの充実（再掲）《重点事業》	展開	継続
事業名	子どもの奉仕活動の推進（再掲）《重点事業》	展開	継続
事業名	地域活動支援リーダーの育成（再掲）《重点事業》	展開	継続
事業名	青少年健全育成事業の推進（再掲）《重点事業》	展開	継続

(3) 地域資源の活用による学習の場づくりを推進します

施策の体系



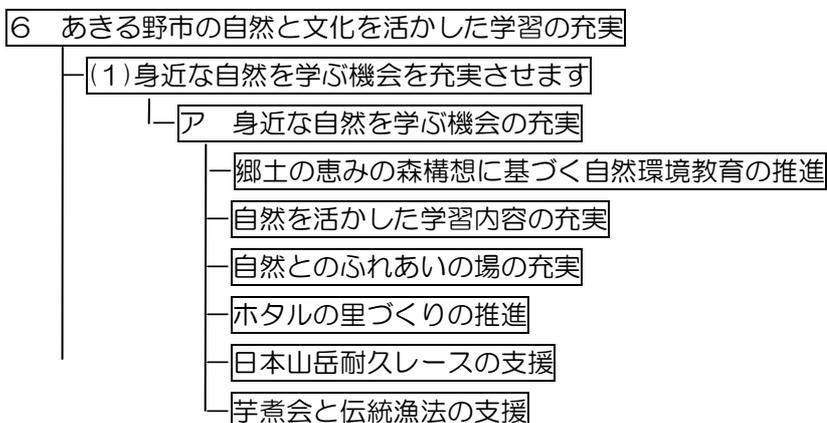
ア 地域資源の活用による学習の場づくりの推進

事業名	地域資料・新聞情報等の収集と提供 《重点事業》	展開	継続
事業名	商店街活性化のための学習機会の充実	展開	継続
目的・内容	商店街振興プランに基づき、商店街活性化のための学習機会の充実を図ります。	所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度
	商店街振興補助事業に伴う学習会の実施	⇒	⇒
事業名	地域資源を活用した事業の充実 《重点事業》	展開	継続
事業名	関連機関の施設・人材を活かした学習の場づくりの推進《重点事業》	展開	継続

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

(1) 身近な自然を学ぶ機会を充実させます

施策の体系



ア 身近な自然を学ぶ機会の充実

事業名	郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の推進 《重点事業》	展開	新規
-----	--------------------------------------	----	----

事業名	自然を活かした学習内容の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	------------------------------	----	----

事業名	自然とのふれあいの場の充実			展開	継続
目的・内容	「森の子コレンジャー」を組織し、森林レンジャーや地域の人と一緒に自然の中で学び、遊びながら森づくりをする活動を通し、人と自然とのふれあいを深める場の充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課、 環境課、環境 の森推進室
実施年度	23年度 自然観察、動植物調査や 自然体験学習	24年度 ⇒	25年度 ⇒		

事業名	ホタルの里づくりの推進			展開	継続
目的・内容	森づくりにおける清流保全対策として、ホタルの里づくりを推進します。			所管課	環境経済部 環境の森推 進室
実施年度	23年度 保全活動の取組への 支援	24年度 ⇒	25年度 ⇒		

事業名	日本山岳耐久レースの支援			展開	継続
目的・内容	奥多摩全山（71.5 km）のコースを 24 時間以内に走（歩）破する山岳耐久レースの運営を支援し、あきる野の自然をPRします。			所管課	環境経済部 商工観光課 （東京都山 岳連盟）
実施年度	23年度 事業運営支援の実施	24年度 ⇒	25年度 ⇒		

事業名	芋煮会と伝統漁法の支援			展開	継続
目的・内容	あきる野の伝統と自然に親しむ機会として実施される、芋煮会と鮎の伝統漁法の運営を支援します。			所管課	環境経済部 商工観光課 (観光協会)
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	事業運営支援の実施	⇒	⇒		

(2) 地域の歴史・文化に関する学習を充実させます

施策の体系

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

(2) 地域の歴史・文化に関する学習を充実させます

ア 地域の歴史・文化に関する学習の充実

文化財の指定及び保存・修復事業の推進

文化財の展示公開事業の充実

郷土史関係図書の発行、映像資料の作成

文化財の普及・啓発の推進

文化財調査・研究の実施

さわれる土曜日の充実

講座・体験教室等郷土学習の場の充実

学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進

伝統文化子ども教室の支援

伝統産業に関する学習機会の充実

五日市郷土館・二宮考古館事業の充実

伝統芸能振興事業の充実

有形・無形民俗文化財の保存活用の充実

ア 地域の歴史・文化に関する学習の充実

事業名	文化財の指定及び保存・修復事業の推進			展開	継続
目的・内容	市内にある文化遺産を文化財として指定することにより保存し、修復して後世に伝え、郷土学習のための活用を図ります。			所管課	教育部生涯 学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	文化財指定の実施	⇒	⇒		

事業名	文化財の展示公開事業の充実			展開	継続
目的・内容	指定文化財の適正な管理を図るとともに、東京文化財ウィーク事業への参加等を通して文化財の公開の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	指定文化財の適正管理の実施 東京文化財ウィーク事業への参加による文化財公開の推進	⇒	⇒		

事業名	郷土史関係図書の発行、映像資料の作成			展開	継続
目的・内容	市民の歴史・文化に対する理解と関心を深めるため、調査研究の成果を郷土史関係図書として発行し、郷土学習の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	「郷土あれこれ」・「古墳時代の須恵器」・「市内の石造物」の発行	「郷土あれこれ」を発行する。	⇒		

事業名	文化財の普及啓発の推進			展開	継続
目的・内容	文化財保護に対する市民の理解を深るため、文化財の解説パンフレットを作成すると共に、文化財説明板の維持・管理を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ステゴドンソウ等解説パンフレットの作成 文化財説明板の維持・管理	⇒	⇒		

事業名	文化財調査・研究の実施			展開	継続
目的・内容	市内に残された文化遺産の内容・特質を明らかにするために、その調査・研究を実施し、後世に保存するとともに、郷土学習の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	文化財調査の実施	⇒	⇒		

事業名	さわれる土曜日の充実			展開	継続
目的・内容	子どもたちをはじめ、市民が文化財に対する理解を深め、親しむ機会として、じかに文化財に触ることができる「さわれる土曜日」を実施し、郷土学習の場の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	「さわれる土曜日」の実施	⇒	⇒		

事業名	講座・体験教室等郷土学習の場の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

事業名	学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	--	----	----

事業名	伝統文化子ども教室の支援			展開	継続
目的・内容	あきる野市で活動する文化、芸能団体において、子どもが伝統文化を体験できる機会の充実を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	体験活動の支援	⇒	⇒		

事業名	伝統産業に関する学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	軍道紙等、あきる野に残る伝統産業を保存・継承する活動を支援し、郷土学習の機会を充実させます。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	軍道紙保存伝承活動の支援の実施	⇒	⇒		

事業名	五日市郷土館・二宮考古館事業の充実			展開	継続
目的・内容	収蔵資料を整理・復元し、展示・公開等の充実を図り、旧市倉家住宅を活用して郷土学習の機会の充実を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	五日市郷土館・二宮考古館の資料の整理・展示公開、旧市倉家住宅の活用の推進	⇒	⇒		

事業名	伝統芸能振興事業の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------	----	----

事業名	有形・無形民俗文化財の保存活用の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

(3) 芸術文化活動の振興を図ります

施策の体系

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

└ (3) 芸術文化活動の振興を図ります

└ ア 芸術文化活動の振興

— あきる野市スポーツと音楽のまち振興協会への助成

— 若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進

— アートスタジオ五日市を拠点とした版画芸術家のネットワークづくりの推進

— 秋川キララホール事業の充実

— 芸術文化振興の学習機会の充実

— 市内在住芸術家の発表機会の充実

ア 芸術文化活動の振興

事業名	あきる野市スポーツと音楽のまち振興協会への助成			展開	継続
目的・内容	あきる野市スポーツと音楽のまち振興協会への助成を通じて、市民の音楽・スポーツの振興を図ります。			所管課	教育部秋川キララホール
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	市民のスポーツ・音楽活動の支援 推進体制の検討	⇒	⇒		

事業名	若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進			展開	継続
目的・内容	若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進のため、アーティストインレジデンス事業、秋川キララホールにおける音楽振興事業を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課、秋川キララホール
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	事業の継続実施 推進体制の検討	⇒	⇒		

事業名	アートスタジオ五日市を拠点とした版画芸術家のネットワークづくりの推進			展開	継続
目的・内容	アートスタジオ五日市を拠点として、外国人アーティストと日本人アーティストの交流を図ることにより、版画芸術家のネットワークづくりを推進します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	招聘アーティストによるネットワーク形成の支援	⇒	⇒		

事業名	秋川キララホール事業の充実			展開	継続
目的・内容	子どもから高齢者までが、音楽や演劇等に親しむことができるよう、市民要望や特色を活かした自主事業の充実及び市民団体との共同事業の充実を図るとともに、日頃の成果を発表する場の充実を図ります。			所管課	教育部秋川キララホール
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	主催事業の充実と実施 共同事業の実施	⇒	⇒		

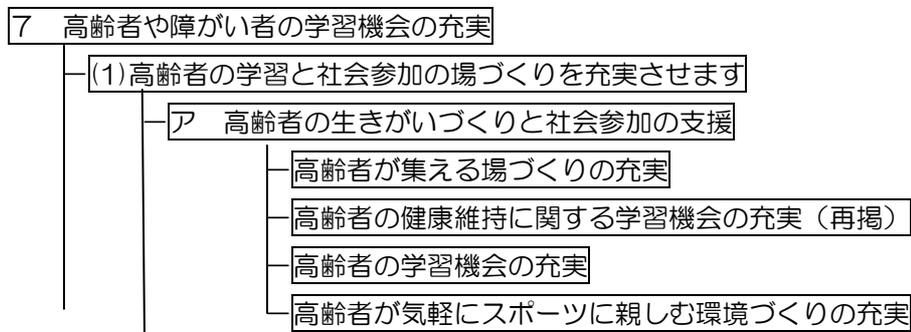
事業名	芸術文化振興の学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	主催事業の充実とともに、市民の公民館活動の支援を積極的に行うとともに、音楽、演劇、舞踊など、芸術鑑賞の機会の提供を図り、市民の芸術文化に対する関心を高め、活動支援を充実させます。			所管課	教育部生涯学習関係各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	主催事業の充実 市民団体の芸術文化活動の支援	⇒	⇒		

事業名	市内在住芸術家の発表機会の充実			展開	継続
目的・内容	市内在住の芸術家に作品発表の機会を提供することにより、市民の芸術鑑賞と芸術文化の向上を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	絵画展、写真展等作品展の実施	⇒	⇒		

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

(1) 高齢者の学習と社会参加の場づくりを充実させます

施策の体系



ア 高齢者の生きがいつくりと社会参加の支援

事業名	高齢者が集える場づくりの充実			展開	継続
目的・内容	健康で生きがいのある生活の支援に向けて、閉じこもりがちな高齢者が集える場であるデイサービスにおける学習機会の充実を図ります。			所管課	健康福祉部 高齢者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	高齢者が集える場の充実を図る。	⇒	⇒		

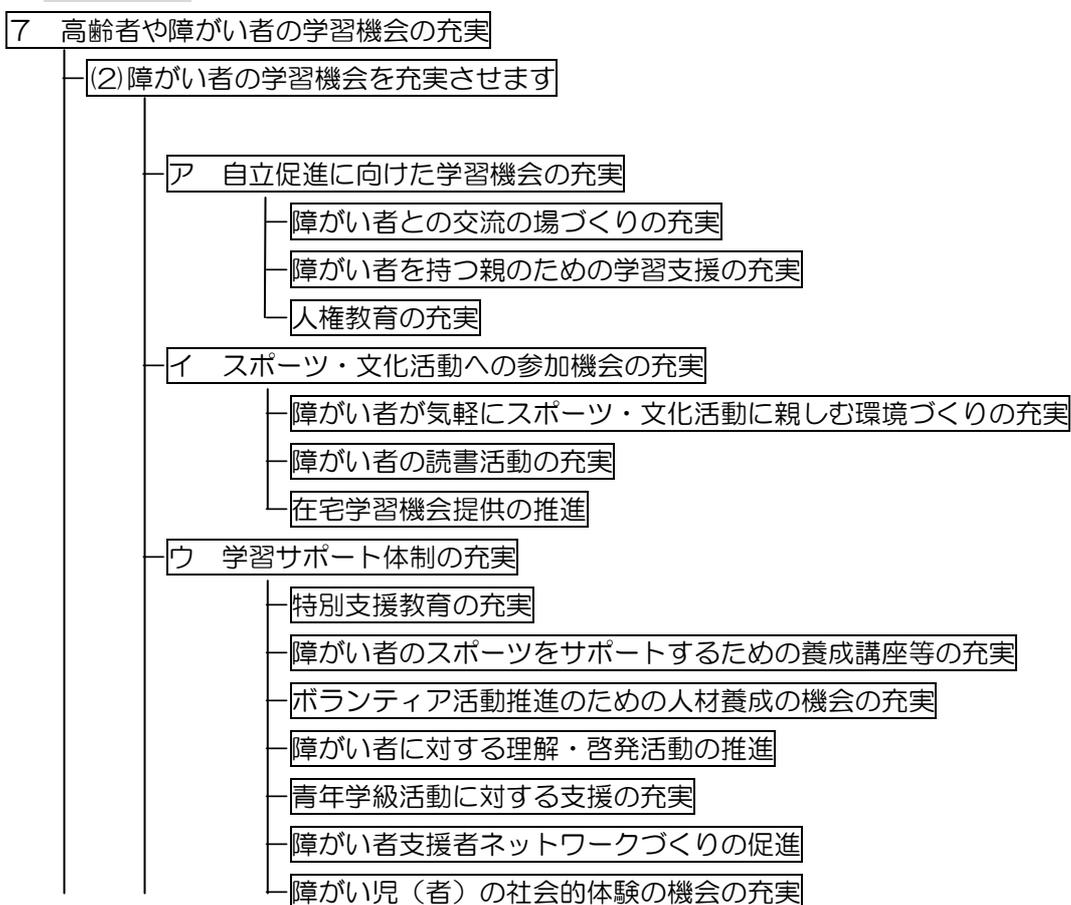
事業名	高齢者の健康維持に関する学習機会の充実（再掲）			展開	継続
目的・内容	高齢者の健康づくり教室等を開催し、健康維持に関する学習機会の充実を図ります。			所管課	健康福祉部 高齢者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康維持に関する学習機会の充実を図る。	⇒	⇒		

事業名	高齢者の学習機会の充実			展開	継続
目的・内容	寿大学等高齢者講座の充実を図ります。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	講座内容充実を図る	大学等と講師派遣の提携を検討	⇒		

事業名	高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------------	----	----

(2) 障がい者の学習機会の充実を図ります

施策の体系



ア 自立促進に向けた学習機会の充実

事業名	障がい者との交流の場づくりの充実			展開	継続
目的・内容	「社会福祉講座」、イベント等の開催、社会福祉協議会が実施する「夏！体験ボランティア」に対する支援等を通して、障がい者との交流と社会参加の促進を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	交流の場づくりの支援	⇒	⇒		

事業名	障がい者を持つ親のための学習支援の充実			展開	継続
目的・内容	地域自立支援協議会における子ども支援プロジェクトなどにより、障がい者を持つ親のための勉強会等を実施します。		所管課	健康福祉部 障がい者支援課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学習支援の実施	⇒	⇒		

事業名	人権教育の充実			展開	継続
目的・内容	障がいがあることなどによって差別を受けたりすることのないよう、広報活動や福祉教育を通して基本的人権に対する理解を深めるための教育の充実を図ります。		所管課	市民部市民課 総務部総務課 健康福祉部 障がい者支援課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	人権教育の実施	⇒	⇒		

イ スポーツ・文化活動への参加機会の充実

事業名	障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ環境づくりの充実			展開	継続
目的・内容	障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ場を提供するとともに、各種団体が開催するイベントへの参加の促進等余暇活動の充実を図ります。		所管課	教育部体育課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	促進等充実を図る	⇒	⇒		

事業名	障がい者の読書活動の充実《重点事業》			展開	継続
-----	--------------------	--	--	----	----

事業名	在宅学習機会提供の推進《重点事業》			展開	継続
-----	-------------------	--	--	----	----

ウ 学習サポート体制の充実

事業名	特別支援教育の充実《重点事業》			展開	継続
-----	-----------------	--	--	----	----

事業名	障がい者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実《重点事業》			展開	継続
-----	-----------------------------------	--	--	----	----

事業名	ボランティア活動推進のための人材養成の機会の充実			展開	継続
目的・内容	社会福祉協議会が実施する手話通訳者、点字通訳者、音訳者等養成のための学習機会の場の充実を支援します。			所管課	健康福祉部 生活福祉課 (社会福祉協議会)
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	養成事業の実施	⇒	⇒		

事業名	障がい者に対する理解・啓発活動の推進			展開	継続
目的・内容	障がい者福祉に関する広報活動や福祉教育を推進し、市民の障がい者に対する理解と交流を深めます。			所管課	健康福祉部 障がい者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	障がい理解・啓発活動の実施	⇒	⇒		

事業名	青年学級活動に対する支援の充実			展開	継続
目的・内容	心身にハンディキャップを持つ青年の仲間づくりと社会参加を目的に活動する青年学級活動団体に対する助成と支援ボランティアの育成を図ります。			所管課	教育部生涯 学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	活動経費の補助、ボランティアの育成支援	⇒	⇒		

事業名	障がい者支援者ネットワークづくりの促進			展開	継続
目的・内容	地域自立支援協議会を中核として、地域の関係機関によるネットワークを構築します。			所管課	健康福祉部 障がい者支援課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	ネットワークの構築	⇒	⇒		

事業名	障がい児(者)の社会的体験の機会の充実 《重点事業》			展開	継続
-----	-----------------------------------	--	--	----	----

施策の目標

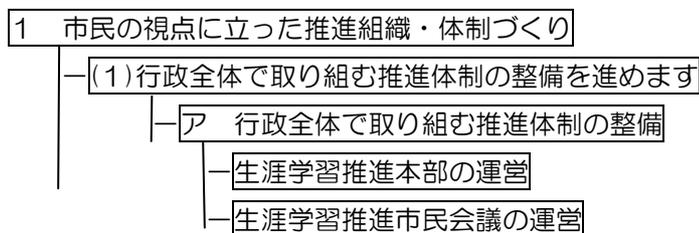
Ⅱ 学びをひろげる（生涯学習推進体制の整備）

施策の方向と推進事業

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

(1) 行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます

施策の体系



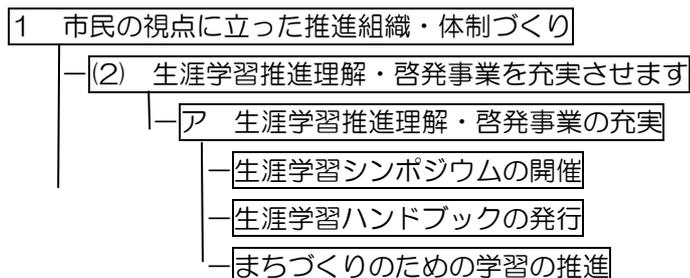
ア 行政全体で取り組む推進体制の整備

事業名	生涯学習推進本部の運営			展開	継続
目的・内容	生涯学習関係施策の総合調整等に関し協議を行い、生涯学習に関する施策の総合的推進を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	生涯学習推進本部の開催	⇒	⇒		

事業名	生涯学習推進市民会議の運営（重点事業）	展開	継続

(2) 生涯学習推進理解・啓発事業の充実を図ります

施策の体系



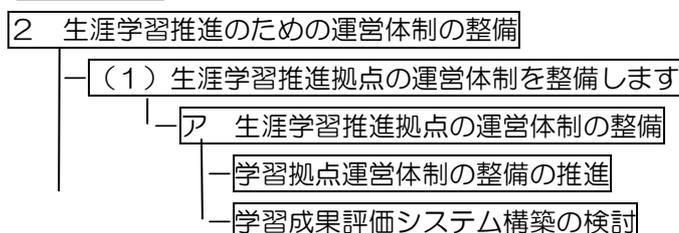
ア 生涯学習推進理解・啓発事業の充実

事業名	生涯学習シンポジウムの開催 《重点事業》	展開	継続
事業名	生涯学習ハンドブックの発行 《重点事業》	展開	継続
事業名	まちづくりのための学習の推進 《重点事業》	展開	継続

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

- 生涯学習推進拠点の運営体制を整備します

施策の体系



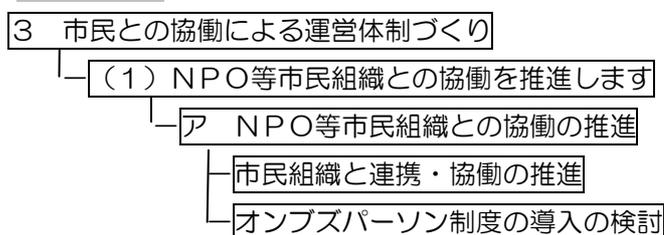
ア 生涯学習推進拠点の運営体制の整備

事業名	学習拠点運営体制の整備の推進 《重点事業》	展開	継続
事業名	学習成果評価システム構築の検討 《重点事業》	展開	継続

3 市民との協働による運営体制づくり

- NPO等市民組織との協働を推進します

施策の体系



ア NPO等市民組織との協働の推進

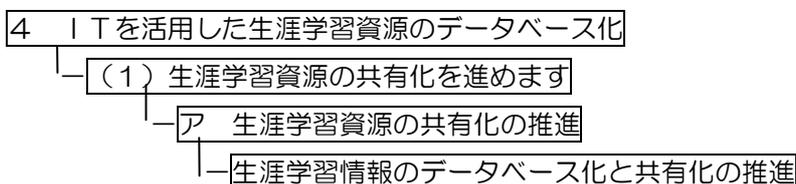
事業名	市民組織との連携・協働の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	------------------------------	----	----

事業名	オンブズマン制度の導入の検討			展開	継続
目的・内容	市民の行政サービスの苦情等を公正かつ中立的な立場から迅速に処理するオンブズマン制度の導入を検討します。		所管課	関連各課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	制度導入の検討	⇒	⇒		

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース化

- 生涯学習資源の共有化を進めます

施策の体系



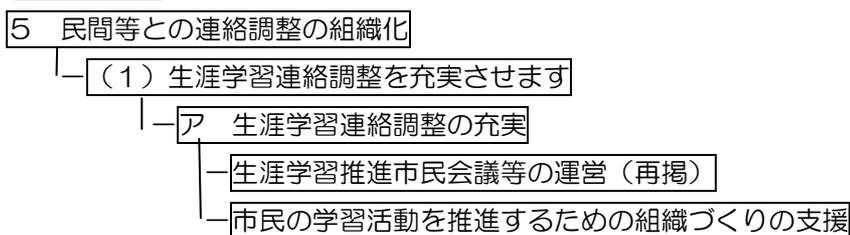
ア 生涯学習資源の共有化の推進

事業名	生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------------	----	----

5 民間等との連絡調整の組織化

- 生涯学習連絡調整の充実を図ります

施策の体系



ア 生涯学習連絡調整の充実

事業名	生涯学習推進市民会議の運営（再掲） 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

事業名	市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------------	----	----

施策の目標

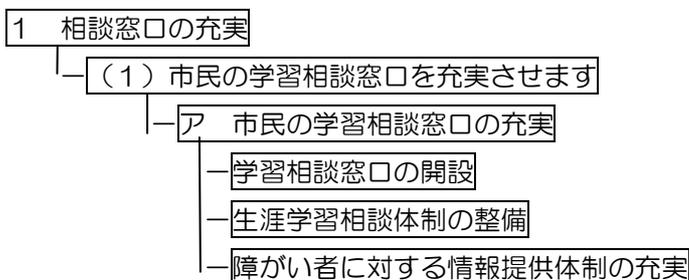
Ⅲ 学びを伝える（学習情報の提供と相談体制の整備）

施策の方向と推進事業

1 相談窓口の充実

- 市民の学習相談窓口の充実を図ります

施策の体系



ア 市民の学習相談窓口の充実

事業名	学習相談窓口の開設 〈重点事業〉	展開	継続
-----	-------------------------	----	----

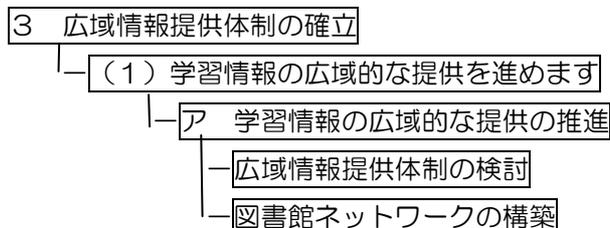
事業名	生涯学習相談体制の整備			展開	継続
目的・内容	生涯学習活動に関する情報や相談に対する窓口として、生涯学習情報センターの設置など、相談体制の整備を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	恒常的な相談体制の検討	学習相談員等人材の養成	学習相談の運営		

事業名	障がい者に対する情報提供体制の充実 〈重点事業〉	展開	継続
-----	---------------------------------	----	----

2 広域情報提供体制の確立

- ・ 学習情報の広域的な提供を進めます

施策の体系



ア 学習情報の広域的な提供の推進

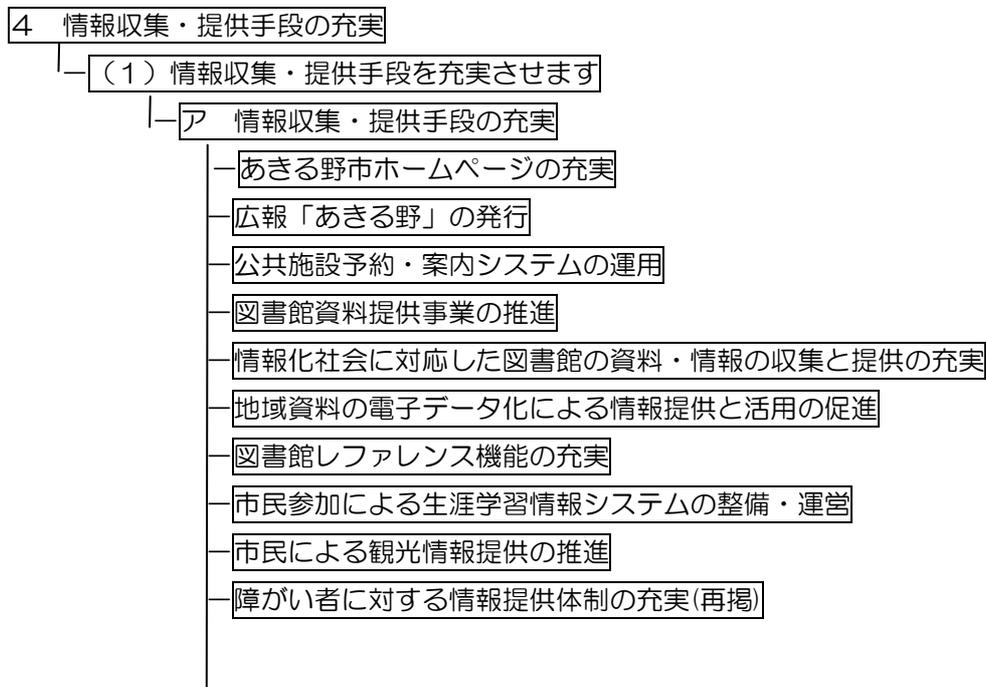
事業名	広域情報提供体制の検討 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------	----	----

事業名	図書館ネットワークの構築 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------	----	----

3 情報収集・提供手段の充実

- ・ 情報収集・提供手段の充実を図ります

施策の体系



ア 情報収集・提供手段の充実

事業名	あきる野市ホームページの充実 《重点事業》	展開	継続
-----	------------------------------	----	----

事業名	広報「あきる野」の発行			展開	継続
目的・内容	広報「あきる野」を発行し、行政情報、学習情報を市民に提供します。			所管課	企画政策部 市長公室
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	紙面の充実	⇒	⇒		

事業名	公共施設予約・案内システムの運用			展開	継続
目的・内容	公共施設予約・案内システムの運用により、施設の利用促進を図ります。			所管課	総務部情報 システム課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	公共施設予約・案内システムの運用	⇒	⇒		

事業名	図書館資料提供事業の推進 《重点事業》			展開	新規
-----	----------------------------	--	--	----	----

事業名	情報化社会に対応した図書館の資料・情報の収集と提供の充実 《重点事業》			展開	継続
-----	--	--	--	----	----

事業名	地域資料の電子データ化による情報提供と活用の促進			展開	新規
目的・内容	五日市憲法草案をはじめとする地域資料を、劣化・散逸させないよう電子データ化することにより保存・整備します。また、通常では閲覧することのできない資料を、インターネットを通じて情報提供することにより地域資料の活用を促進します。			所管課	教育部図書 館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	保存事業の実施	⇒	⇒		
	デジタルデータ化の推進	⇒	⇒		
	アーカイブへの追加公開	⇒	⇒		
	保存・掲載資料の収集	⇒	⇒		

事業名	図書館レファレンス機能の充実 《重点事業》			展開	新規
-----	------------------------------	--	--	----	----

事業名	市民参加による生涯学習情報システムの整備・運営 《重点事業》			展開	継続
-----	---------------------------------------	--	--	----	----

事業名	市民による観光情報提供の推進			展開	新規
目的・内容	市の観光情報について、市民が名所やイベントなどを紹介するホームページを作り、市民の手による観光情報の発信を推進します。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	観光ボランティアガイドの確立	内容の充実	⇒		

事業名	障がい者に対する情報提供体制の充実（再掲） 《重点事業》			展開	継続
-----	-------------------------------------	--	--	----	----

施策の目標

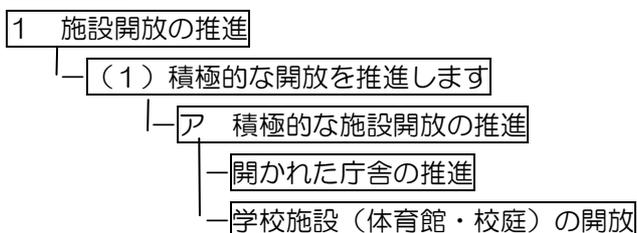
Ⅳ 学びの環境をつくる（生涯学習関連施設の整備と充実）

施策の方向と推進事業

1 施設開放の推進

- ・ 施設の積極的な開放を推進します

施策の体系



ア 積極的な施設開放の推進

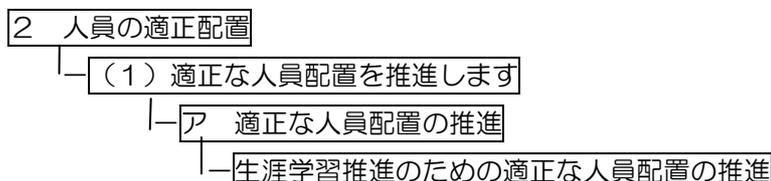
事業名	開かれた庁舎の推進			展開	継続
目的・内容	市庁舎の高度利用を進め、市民サービスの中核施設として、コミュニティホールの活用、市民コーナーの利用促進など開かれた庁舎づくりを推進します。			所管課	総務部総務課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	日曜開放・展示等の利用促進の実施	⇒	⇒		

事業名	学校施設（体育館・校庭）の開放			展開	継続
目的・内容	社会体育の普及や青少年の健全な育成を図るため、学校施設（体育館・校庭）を開放します。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学校施設の開放の実施	⇒	⇒		

2 適正な人員配置の推進

- 適正な人員配置を推進します

施策の体系



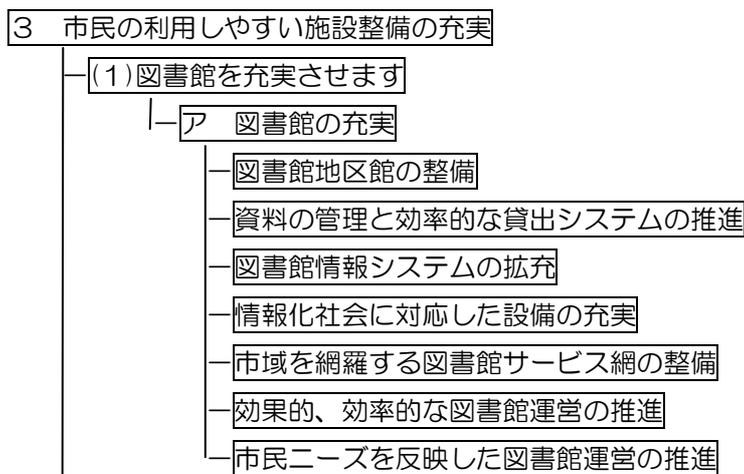
ア 適正な人員配置の推進

事業名	生涯学習推進のための適正な人員配置の推進 〈重点事業〉	展開	継続
-----	------------------------------------	----	----

3 市民の利用しやすい施設整備の充実

- (1) 図書館を充実させます

施策の体系



ア 図書館の充実

事業名	図書館地区館の整備			展開	新規
目的・内容	施設の耐震化やバリアフリー化など、生涯学習の拠点施設として、市民が安心して利用できるよう、施設の整備を進めます。			所管課	教育部図書館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	五日市図書館耐震診断 耐震工事検討	耐震等工事			

事業名	資料の管理と効率的な貸出システムの推進			展開	新規
目的・内容	図書館資料の迅速な提供と適正な管理を行なうため、資料のICタグ化を推進します。さらに自動貸出機によって、利用者自ら貸出手続きを行なえるよう取り組みます。		所管課	教育部図書館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	中央：一般書ICタグ化 東部エル：ICタグ化検討	児童書ICタグ化 東部エル：IC用アンテナ設置	⇒ 中央：自動貸出導入検討 一般書ICタグ化 五日市・増戸：ICタグ化検討		

事業名	図書館情報システムの拡充 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------	----	----

事業名	情報化社会に対応した設備の充実			展開	新規
目的・内容	情報化社会に対応し、いつでも・どこでも・だれもが求める情報を手に入れられるよう、インターネット情報検索用の端末を整備・提供するとともに、利用者用インターネット環境の充実について検討を進めます。		所管課	教育部図書館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	情報検索端末の整備	⇒	⇒ 有線LAN提供の検討 フリースポットの検討		

事業名	市域を網羅する図書館サービス網の整備 《重点事業》	展開	新規
-----	----------------------------------	----	----

事業名	効果的、効率的な図書館運営の推進 《重点事業》	展開	新規
-----	--------------------------------	----	----

事業名	市民ニーズを反映した図書館運営の推進 《重点事業》	展開	新規
-----	----------------------------------	----	----

(2) 体育施設・文化学習施設等の充実を図ります

施策の体系

3 市民の利用しやすい施設整備の充実

- － (2) 体育施設・文化学習施設等を充実させます
 - － ア 体育施設・文化学習施設等の充実
 - － 学校施設（体育館・校庭）の開放（再掲）
 - － 中央公民館の整備事業の推進
 - － スポーツ施設の充実
 - － 五日市郷土館・二宮考古館の施設・設備の整備
 - － アートスタジオ五日市の地域利用の促進
 - － あきる野ルピアの施設・設備の充実と学習室のIT環境の整備
 - － コミュニティ会館・学習等供用施設の充実

ア 体育施設・文化学習施設等の充実

事業名	学校施設（体育館・校庭）の開放（再掲）			展開	継続
目的・内容	社会体育の普及や青少年の健全な育成を図るため、学校施設（体育館・校庭）を開放します。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	学校施設の開放の実施	⇒	⇒		

事業名	中央公民館の整備事業の推進			展開	継続
目的・内容	生涯学習の拠点として必要な施設・設備の改善を進めるとともに、新たな市民ニーズに対応した施設機能の充実を図るための整備事業を推進します。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	高度情報化社会に適用した設備等の検討	施設整備計画の策定	施設整備を図る		

事業名	スポーツ施設の充実（重点事業）			展開	継続
目的・内容					
実施年度	23年度	24年度	25年度		

事業名	五日市郷土館・二宮考古館の施設・設備の整備			展開	継続
目的・内容	収蔵資料の展示公開、施設・設備の老朽化等に応じた改修等の整備を進めます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	五日市郷土館の耐震診断の実施	五日市郷土館の耐震補強工事の実施	⇒		

事業名	アートスタジオ五日市の地域利用の促進			展開	継続
目的・内容	施設を活用した芸術文化事業を充実し、市民が版画制作の場として活用できるよう版画教室等地域利用の促進を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	版画教室の開催	⇒	⇒		

事業名	あきる野ルピア施設・設備の充実			展開	継続
目的・内容	指定管理者による施設・設備の適正な運用の指導を進めるとともにあきる野ルピアの施設・設備を充実させます。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	施設環境整備の検討	施設の整備			

事業名	コミュニティ会館・学習等共用施設の充実			展開	継続
目的・内容	コミュニティ活動、地域活動を促進するための施設の充実を図ります。			所管課	総務部地域防災課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	施設の計画的な改修の実施	⇒	⇒		

施策の目標

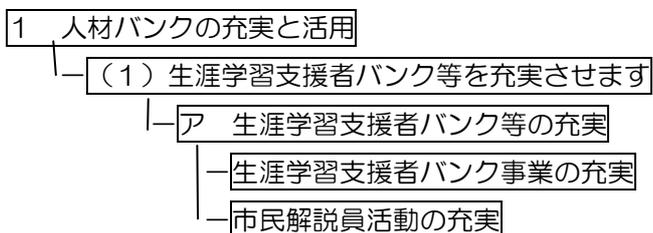
▽ 学びをつなぐ（人材育成の充実）

施策の方向と推進事業

1 人材バンクの充実と活用

- ・ 生涯学習支援者バンク等の充実を図ります

施策の体系



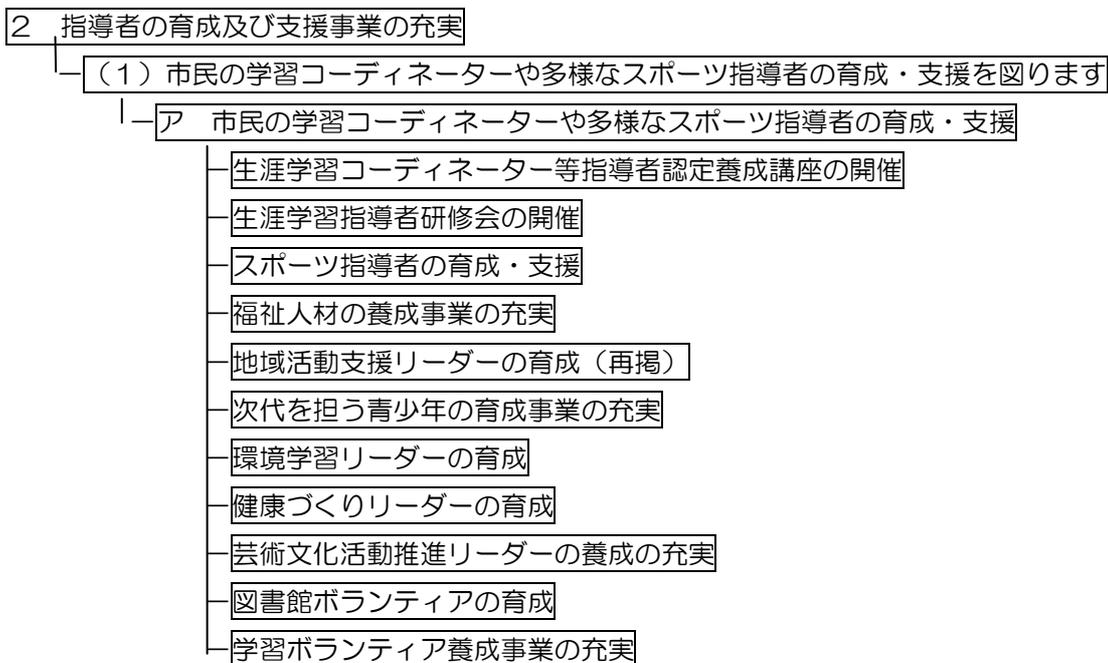
ア 生涯学習支援者バンク等の充実

事業名	生涯学習支援者バンク事業の充実 《重点事業》	展開	継続
事業名	市民解説員活動の充実 《重点事業》	展開	継続

2 指導者の育成及び支援事業の充実

- 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

施策の体系



ア 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

事業名	生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開催 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------------	----	----

事業名	生涯学習指導者研修会の開催 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------	----	----

事業名	スポーツ指導者の育成・支援 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------	----	----

事業名	福祉人材の養成事業の充実			展開	継続
目的・内容	福祉関係委員や相談員の研修等を行い、地域福祉を推進する人材を養成します。			所管課	健康福祉部各課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	養成事業の実施	⇒	⇒		

事業名	次代を担う青少年の育成事業の充実			展開	継続
目的・内容	青少年健全育成活動や国際化を推進する青年団体への支援等を通して、次代を担う青少年の育成事業の充実を図ります。		所管課	教育部生涯学習推進課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	青少年健全育成団体への活動支援	⇒	⇒		

事業名	環境学習リーダーの育成			展開	継続
目的・内容	日常生活の中で環境保全のための取り組みを実践する環境学習リーダーの育成を図ります。		所管課	環境経済部環境の森推進室	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	森の子コレンジャーの育成、森林ボランティア等による担い手の育成	⇒	⇒		

事業名	健康づくりリーダーの育成			展開	継続
目的・内容	健康づくり推進等地域における健康づくりを推進するための人材の育成を図ります。		所管課	健康福祉部健康課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康づくり市民推進委員を中心とした地域の健康推進リーダー育成の実施	⇒	⇒		

事業名	芸術文化活動推進リーダーの養成の充実			展開	継続
目的・内容	市民の芸術文化活動を支援し、サポートできる人材の養成を充実させます。		所管課	教育部秋川キララホール	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	協力員制度の充実と推進	⇒	⇒		

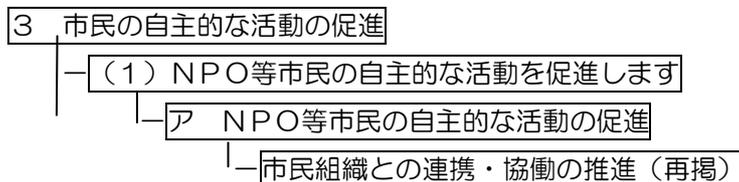
事業名	図書館ボランティアの育成 《重点事業》			展開	継続

事業名	学習ボランティア養成事業の充実 《重点事業》			展開	継続

3 市民の自主的な活動の促進

- ・ NPO等市民の自主的な活動を促進します

施策の体系



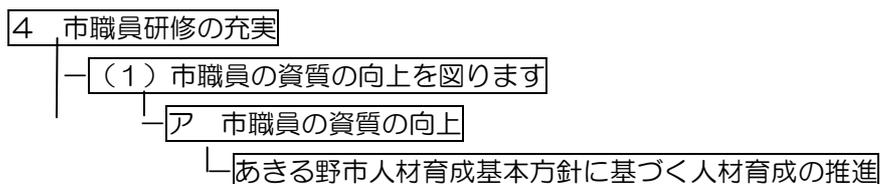
ア NPO等市民の自主的な活動の促進

事業名	市民組織との連携・協働の推進（再掲） 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

4 市職員研修の充実

- ・ 市職員の資質の向上を図ります

施策の体系



ア 市職員の資質の向上

事業名	あきる野市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進			展開	継続
目的・内容	あきる野市人材育成基本方針に基づき、市民と協働のまちづくりを推進し、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出していく職員を育成します。			所管課	総務部職員課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	人材育成事業の実施	⇒	⇒		

施策の目標

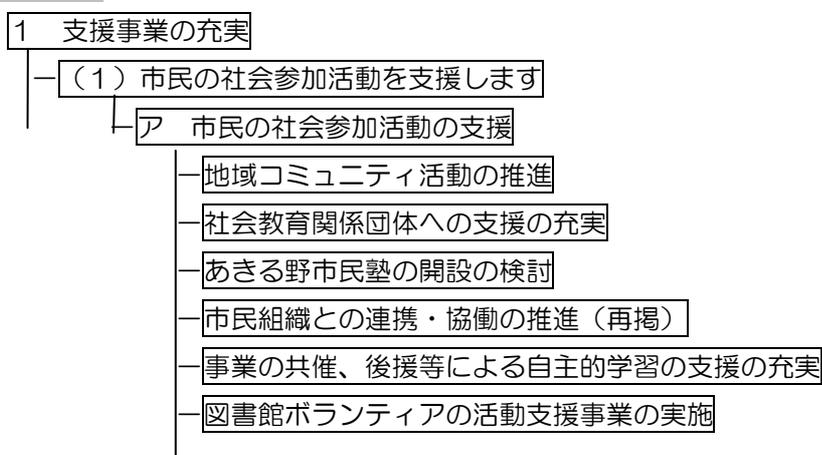
Ⅵ 学びを創る（社会参加活動の充実）

施策の方向と推進事業

1 支援事業の充実

- ・ 市民の社会参加活動を支援します

施策の体系



ア 市民の社会参加活動の支援

事業名	地域コミュニティ活動の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------------	----	----

事業名	社会教育関係団体への支援の充実			展開	継続
目的・内容	文化団体連盟、体育協会、市立小中学校PTA連合会、郷土芸能連合会等全市的に活動する市民の自主的活動団体への助成等、社会教育活動に対する支援の充実を図ります。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	社会教育関係団体への助成及び活動支援	⇒	⇒		

事業名	あきる野市民塾の開設の検討			展開	継続
目的・内容	「TAMA市民塾」を参考に市民による市民のための学習推進組織として、あきる野市民塾の開設について検討します。			所管課	教育部生涯学習推進課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	開設の検討	市民塾の開設	⇒		

事業名	市民組織との連携・協働の推進（再掲）			展開	継続
目的・内容	NPO等の市民組織と公的機関および民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進します。		所管課	全課	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	連携・協働による事業の実施	⇒	⇒		

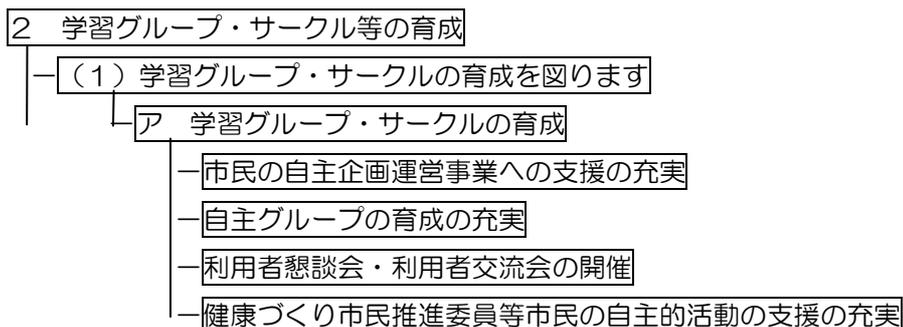
事業名	事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------------	----	----

事業名	図書館ボランティアの活動支援事業の実施 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------------------	----	----

2 学習グループ・サークル等の育成

- ・ 学習グループ・サークルの育成を図ります

施策の体系



ア 学習グループ・サークルの育成

事業名	市民の自主企画運営事業への支援の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

事業名	自主グループの育成の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------	----	----

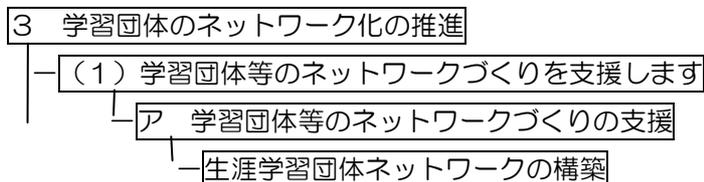
事業名	利用者懇談会・利用者交流会の開催			展開	継続
目的・内容	公民館、体育館等利用団体の交流と、利用者および事業参加者からの提案ができる場として開催します。		所管課	教育部公民館	
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	開催の検討	⇒	⇒		

事業名	健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	--	----	----

3 学習団体のネットワーク化の推進

- ・ 学習団体等のネットワークづくりを支援します

施策の体系



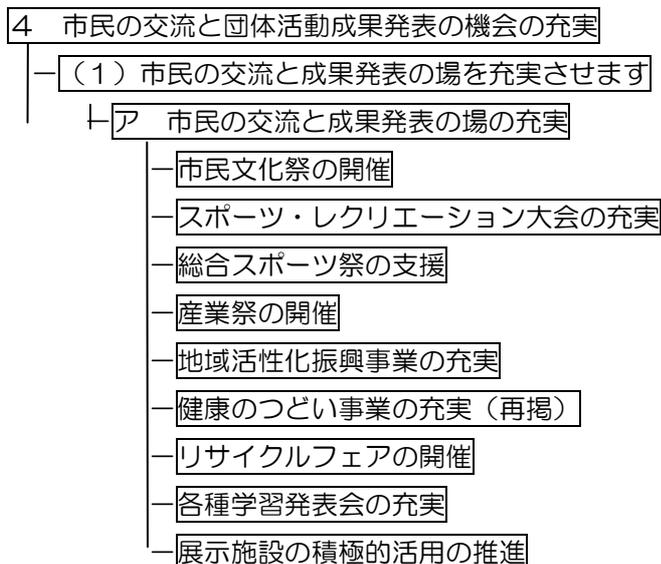
ア 学習団体等のネットワークづくりの支援

事業名	生涯学習団体のネットワークの構築 《重点事業》	展開	継続
-----	--------------------------------	----	----

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実

- ・ 市民の交流と成果発表の場を充実させます

施策の体系



ア 市民の交流と成果発表の場の充実

事業名	市民文化祭の開催			展開	継続
目的・内容	社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表しあい、市民文化の交流と振興を図るため、市民文化祭を開催します。			所管課	教育部公民館
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	文化祭の実施	⇒	⇒		

事業名	スポーツ・レクリエーション大会の充実			展開	継続
目的・内容	市民が地域連帯の輪を通じて一堂に会し、体を動かすことによって体力の向上への一助となるようスポーツ・レクリエーション大会を充実させます。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	大会の充実	⇒	⇒		

事業名	総合スポーツ祭の支援			展開	継続
目的・内容	体育協会加盟団体が市民を対象に行う、総合スポーツ祭を支援し、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。			所管課	教育部体育課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	総合スポーツ祭運営の支援	⇒	⇒		

事業名	産業祭の開催			展開	継続
目的・内容	地場産業の振興と事業の発表の機会として産業祭を開催します。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	産業祭の開催	⇒	⇒		

事業名	地域活性化振興事業の充実			展開	継続
目的・内容	「夏まつり」「ヨルイチ」など地域活性化振興事業の充実を図ります。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	地域活性化振興事業の実施	⇒	⇒		

事業名	健康のつどい事業の充実（再掲）			展開	継続
目的・内容	健康についてのPR活動として、パネル展示、相談、講演会等を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、疾病を予防するための啓発を図ります。			所管課	健康福祉部 健康課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	健康のつどいの実施	⇒	⇒		

事業名	リサイクルフェアの開催			展開	継続
目的・内容	環境問題への関心を高め、ごみの減量を推進するため、リサイクルフェアや環境問題啓発ポスター展を開催します。			所管課	環境経済部 環境課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	リサイクルフェアの開催	⇒	⇒		

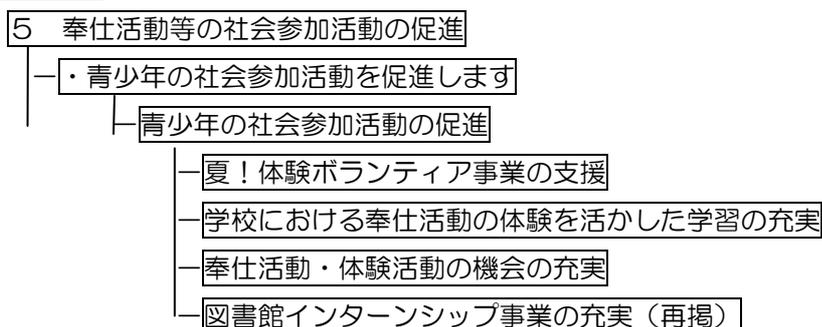
事業名	各種学習発表会の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	--------------------------	----	----

事業名	展示施設の積極的活用の推進 《重点事業》	展開	継続
-----	-----------------------------	----	----

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進

- ・ 青少年の社会参加活動を促進します

施策の体系



ア 青少年の社会参加活動の促進

事業名	夏！体験ボランティア事業の支援 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------	----	----

事業名	学校における奉仕活動の体験を活かした学習の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	---------------------------------------	----	----

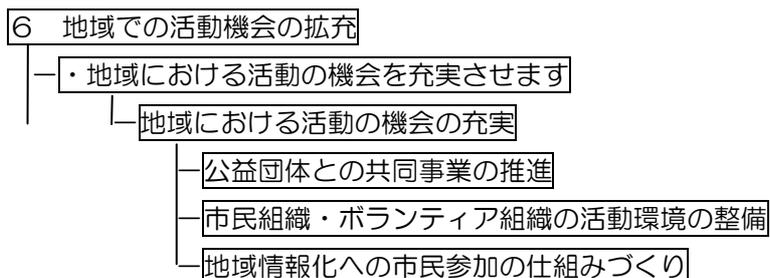
事業名	奉仕活動・体験活動の機会の充実 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------	----	----

事業名	図書館インターンシップ事業の充実（再掲） 《重点事業》	展開	新規
-----	------------------------------------	----	----

6 地域での活動機会の拡充

- ・ 地域における活動の機会を充実させます

施策の体系



ア 地域における活動の機会の充実

事業名	公益団体との共同事業の推進			展開	継続
目的・内容	あきる野商工会、観光協会、漁業協同組合、森林組合等公益団体と連携協したまちづくりにつながる学習活動を推進します。			所管課	環境経済部 商工観光課
実施年度	23年度	24年度	25年度		
	連携の強化	⇒	⇒		

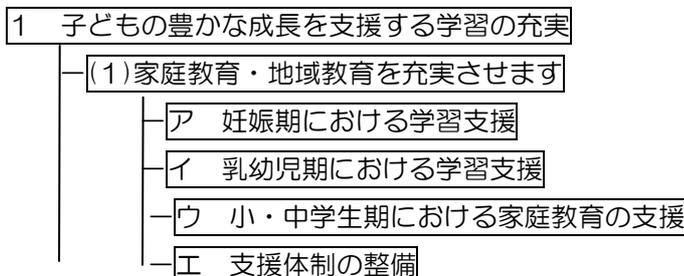
事業名	市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備 《重点事業》	展開	継続
-----	-------------------------------------	----	----

事業名	地域情報化への市民参加の仕組みづくり 《重点事業》	展開	継続
-----	----------------------------------	----	----

関連事業として位置づける事業

1 「あきる野市次世代育成支援行動計画」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）



ア 妊娠期における学習支援

事業名	目的・内容	所管課
栄養指導の充実	妊産婦及び乳幼児に対する栄養指導の充実を図ります。	健康福祉部健康課
母親学級・両親学級の充実	初産の妊娠16週から29週までの妊婦及びその配偶者等初めて親となる夫婦や子育て経験の少ない世代を支援するために、基本的な情報提供と子育てや乳幼児の健康に関する相談を通して安心して子育てができる環境を充実させます。	健康福祉部健康課

イ 乳幼児期における学習支援

事業名	目的・内容	所管課
子育てひろば事業の充実	保育所等の機能を活用して、子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成及び支援等を行います。	健康福祉部子育て支援課
幼児クラブの充実	2・3・4歳児の親子を対象に、集団活動を通して幼児の遊びと母親同士の子育ての交流の場として実施する児童館幼児クラブの充実を図ります。	健康福祉部児童課児童館係
子育て活動への支援	子育てグループの形成や運営を支援し、地域組織化を図る活動の場を提供するとともに、子育てグループとの共催による講習会の実施等を通して、子育て活動を支援します。	教育部公民館
育児相談の充実	未就学児を対象に育児に関する相談事業として、安心して子育てができる環境を充実させます。	健康福祉部健康課
私立幼稚園教育振興費補助、園児保護者負担軽減補助事業の充実	幼稚園や園児保護者への助成を行い、経費負担の軽減を図ることにより、子どもの育成体制の充実と幼児教育の振興を図ります。	健康福祉部児童課
子ども家庭支援センター事業の充実	地域子育て支援の中核的な機関として、子どもや家庭に関する総合相談、支援サービスの調整、子育てグループの育成及び支援等を行います。	健康福祉部子育て支援課
保育所、認証保育所等の運営の充実	児童を心身ともに健やかに育成するため、保育が困難な乳幼児を保護者代わりに保育します。	健康福祉部児童課

イ 乳幼児期における学習支援

事業名	目的・内容	所管課
乳幼児一時保育事業の充実	家庭における子育ての精神的・肉体的負担を軽減するため、子どもの保育が一時的に困難な場合に、児童福祉施設で預かる体制の整備の充実を図ります。	健康福祉部子育て支援課
病後児保育事業の充実	保育所に通所している児童で、病気の回復期にあることから集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務等により家庭で育児にあたるのが困難な時に一時的に保護者に代わって子どもを預かる病後児保育事業を充実させます。	健康福祉部子育て支援課
乳幼児短期保護事業の充実	保護者が疾病等の理由により、乳幼児の保育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって子どもを一定期間施設に保護する、短期保護事業の充実を図ります。	健康福祉部子育て支援課
休日保育事業の充実	保育所に通所している児童で、保護者の就労等により休日における家庭での保育に欠ける児童を預かり、保護者の子育てと就労との両立を支援します。	健康福祉部児童課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の充実	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行います。	健康福祉部子育て支援課

ウ 小・中学生期における家庭教育の支援

事業名	目的・内容	担当課
学童クラブの充実	放課後家庭において、保護者の労働や疾病などにより、適切な監護が受けられない児童のための児童育成会、学童クラブの充実を図ります。	健康福祉部児童課
児童館事業の充実	遊びを通じた子どもの健全な育成につながる児童館事業の充実を図ります。	健康福祉部児童課
放課後対策事業の充実	児童館が設置されていない小学校区に設置されている児童クラブを充実し、子どもの遊び場を確保します。	健康福祉部児童課
幼稚園・保育園における児童預かり事業支援の充実	幼稚園・保育園等における学童期の預かり保育事業に対する支援を充実させます。	健康福祉部児童課

エ 支援体制の整備

事業名	目的・内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の整備	育児の援助を受けたい人と行いたい人が助けあい、保育園の送迎等、仕事と育児の両立を支援するシステムを整備します。	健康福祉部子育て支援課
子ども家庭支援連絡調整会議の充実	子どもの育ちにかかわる関係機関の連携及び問題意識の共有化を図ります。	健康福祉部子育て支援課
児童虐待防止ネットワーク事業の推進	児童相談所、保健所、警察などの関係機関や医師、弁護士などの専門家を含めた連携組織を設置します。	健康福祉部子育て支援課

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

└ (3) 子育て学習機会の充実を図ります

└─ 子育て学習機会の充実

子育て学習機会の充実

事業名	目的・内容	担当課
母親学級・両親学級の充実（再掲）	初産の妊娠16週から29週までの妊婦及びその配偶者を対象に、乳幼児の子育ての基本的な知識について学ぶ場として、母親学級の充実を図ります。	健康福祉部健康課
子育て講座の充実	「初めての赤ちゃんとのかかわり」等初めて親となる両親等を対象に実施します。	健康福祉部児童課

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

└ (5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

└─ 子どもの奉仕活動・体験活動の推進

子どもの奉仕活動・体験活動の推進

事業名	目的・内容	担当課
児童館事業の充実	こどもの遊びの拠点として、さまざまな体験を通じた事業の充実を図ります。	健康福祉部児童課

2 「あきる野市教育基本計画」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

└ (1) 家庭教育・地域教育を充実させます

└─ ア 小・中学生期における家庭教育の支援

└─ イ 支援体制の整備

ア 小・中学生期における家庭教育の支援

事業名	目的・内容	担当課
教育相談の充実	教育相談所、子ども家庭相談所を中心とした総合的な教育相談の充実を図ります。	教育部指導室 健康福祉部児童課

イ 支援体制の整備

事業名	目的・内容	担当課
小学校、幼稚園、保育所の連絡体制の整備	子どもの育成環境を小学校、幼稚園、保育所が連携して取り組むための連絡体制を整備する。	教育部教育総務課、指導室

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(2)学校教育を充実させます

- ア 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進
- イ 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進
- ウ 特別支援教育の充実
- エ 就学援助・奨学金制度の充実
- オ 教育相談体制の充実

ア 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

事業名	目的・内容	担当課
人権尊重教育の推進	子どもたちが、社会生活の基本的なルールを身につけ、「思いやり」や「助けあい」の心を育むことができるよう、心の教育と地域社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献しようとする教育を推進します。	教育部指導室
道徳授業地区公開講座の推進	道徳の時間の授業を広く保護者や市民に公開し、よりよく生きるために、家庭・学校・地域がともに考え、話し合う場として全小・中学校、全学年・学級で実施します。	教育部指導室
総合的な学習の時間の充実	「生きる力」の育成を目指し、各学校がそれぞれ創意工夫を活かし、自ら学び、自ら考える力の育成と学び方や調べ方を身に付けることなどをねらいとして、自ら課題を設けて行う学習や将来の生き方を考える学習を充実させます。	教育部指導室

イ 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進

事業名	目的・内容	担当課
基礎的・基本的な学力の定着と、自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進	基礎的・基本的な学力の定着調査を実施し、子どもの自ら学び、自ら考える力を伸ばし、「生きる力」を育むために、個に応じた多様な教育を推進する。学力の定着・向上のために、家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化を図ります。	教育部指導室
指導法改善の推進	少人数指導や、チームティーチングなどを導入し、児童・生徒への指導法の改善に努めます。	教育部指導室
教職員の資質の向上	子どもの教育の基盤となる教員の資質向上を図るために、各種委員会、研修会の企画運営及び研究奨励事業を推進し、ライフステージに応じた研修を一層充実させます。個性を生かす学校教育の充実を図ります。	教育部指導室
学校図書館の充実	学校図書館用図書を整備し、読書を通じた人間形成を図ります。	教育部指導室
コンピューター活用教育の充実	各小・中学校に配置されているコンピューターを活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報処理能力の向上を図ります。	教育部指導室
国際理解教育の推進	AET(Assistant English Teacher：英語指導助手)の派遣と外国語指導員派遣事業を通して、異文化体験等の推進を図ります。	教育部指導室
通学区域弾力化の推進	地域の実情と保護者の意向に配慮し、通学区域制度の周知や相談体制を整備し、小・中学校の通学区域制度の弾力的運用を推進します。	教育部指導室

ウ 特別支援教育の充実

事業名	目的・内容	担当課
あきる野市特別支援教育体制の検討	特別支援教育への移行についての基本的考え方及び指針を検討します。	教育部指導室
小・中学校の特別支援学級の充実	心身に障がいのある子どもが、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級の充実を図ります。	教育部指導室
通級指導学級の充実	学習障がいや多動、また情緒的に不安定で心理的問題をもつ子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう通級指導学級の充実を図ります。	教育部指導室
特別支援教育就学援助制度の充実	就学奨励として、保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し援助の充実を図ります。	教育部指導室
特別支援学級交流教育の充実	障がいのある児童・生徒の幅広い交流を促進するとともに、特別支援学級のない学校との交流の促進に努めます。	教育部指導室
就学指導委員会・入級相談委員会の運営	障がいの種類・程度等に応じた適切な教育の内容及び方法について、専門家の意見や保護者の意見を聴いて、児童・生徒にとってふさわしい教育を行うことを目指し、就学指導委員会・入級相談委員会運営を充実させます。	教育部指導室

工 就学援助・奨学金制度の充実

事業名	目的・内容	担当課
就学援助費支給事業の充実	就学奨励として、保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費支給事業の充実を図ります。	教育部教育総務課
奨学推進事業の充実	高校、大学などに進学する生徒、学生に修学に必要な資金を貸付し、有用な人材を育成します。	教育部教育総務課

才 教育相談体制の充実

事業名	目的・内容	担当課
相談体制の充実	教育におけるさまざまな問題を早期発見し、解決するため、教育相談所における相談体制を充実させます。	教育部指導室
適応指導教室の充実	不登校児童・生徒の学校不適応感解消のため、適応指導教室（せせらぎ教室）を充実させます。	教育部指導室
スクールカウンセラー（SC）と教育相談員の配置	児童生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力」を育てるため、児童生徒の人間形成に関わる諸問題に対して援助していくスクールカウンセラーと教育相談員の配置を充実させます。	教育部指導室

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

- (4) 家庭、学校、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します
 - 家庭、学校、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

家庭、学校、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

事業名	目的・内容	担当課
学校評議員制度の充実	家庭や地域の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況を周知するなど、開かれた学校作りを推進するために、学校評議員制度を充実させます。	教育部指導室
開かれた学校づくりの推進	学校を拠点とした市民の生涯学習を推進するため、地域が学校教育を支援し、学校の人材等学校資源を活かすとともに、開かれた学校づくりを推進します。	教育部指導室
道徳授業地区公開講座の推進（再掲）	小・中学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育を推進します。	教育部指導室

3 社会の変化に対応するための学習の充実

- (1) 情報化に対応した学習を推進します
 - 情報化に対応した学習の推進

情報化に対応した学習の推進

事業名	目的・内容	担当課
コンピューター活用教育の充実（再掲）	各小・中学校に配置されているコンピューターを活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報処理能力の向上を図ります。	教育部指導室

3 「あきる野市地域保健福祉計画」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

- └健康づくりを推進します
- └健康づくりの推進

ア 健康づくりの推進

事業名	目的・内容	担当課
健康相談の充実	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康の保持増進を図ります。	健康福祉部健康課
健康手帳の交付事業の充実	健康診査結果等を記録する手帳の配布を通して市民の健康意識を高めます。	健康福祉部健康課

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

- └(1)高齢者の学習と社会参加の場づくりを充実させます
- └ア 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援
- └イ 介護保険制度に関する学習機会の充実

ア 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

事業名	目的・内容	担当課
高齢者の活動支援の充実	社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ等への助成等を通して、高齢者の自発的活動を支援し、社会参加のための学習機会の充実を図ります。	健康福祉部高齢者支援課

イ 介護保険制度に関する学習機会の充実

事業名	目的・内容	担当課
介護保険制度の情報提供の充実	市の広報等により、介護保険に関する情報提供を充実させます。	健康福祉部高齢者支援課
要支援・要介護状態とならないための学習機会の充実	健康教育、健康相談、健康手帳の交付等により、高齢者の生活習慣病の改善や健康の保持・増進を図り、疾病を予防するための学習や相談を充実させます。	健康福祉部各課

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

- └(2)障がい者の学習機会を充実させます
- └自立促進に向けた学習機会の充実

自立促進に向けた学習機会の充実

事業名	目的・内容	担当課
障がい者の社会復帰促進のための学習機会の充実	社会福祉協議会が実施する障がい者に対する集団生活指導や社会適応訓練等への支援の充実を図ります。	健康福祉部障がい者支援課

4 「あきる野市男女共同参画プラン」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

2 現実生活の向上につながる学習の充実

└男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

└男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

事業名	目的・内容	担当課
男女共同参画の視点に立った学習の充実	女性の就業促進、職業能力の開発等、ライフステージに沿ったセミナー等学習活動を充実させます。	教育部公民館
男女共同参画啓発事業の充実	女と男のライフフォーラムの開催、情報誌「f・wave」の発行を通して、男女共同参画社会実現に向けた意識の高揚を図ります。	教育部公民館、生涯学習推進課
男女平等観に立った学習グループの育成・支援	生活課題の解決に取り組む団体や生活学校等学習グループの活動や交流を支援します。	教育部生涯学習推進課
男女平等観に立った職業・就業に関する学習の推進	起業、転職など就業や職業に関する課題学習講座やワーキングセミナーなどを開催します。	環境経済部商工観光課
男女平等観に立った家庭教育・福祉教育の推進	生活的自立を目指した学習講座等の充実を図り、子育て・介護教室等を充実させます。	健康福祉部各課
男女平等観に立った学習機会の場の確保	子育て中の親でも学ぶことができるよう、参加している間子どもを預かる託児付きの講座、講習会を充実させます。	教育部公民館

3 社会の変化に対応するための学習の充実

└(2)職業能力向上のための学習機会を充実させます

└職業能力向上のための学習機会の充実

職業能力向上のための学習機会の充実

事業名	目的・内容	担当課
男女平等観に立った職業・就業に関する学習の推進	ワーキングセミナー、労働セミナーなどを開催し、職業・就業に関する学習を推進します。	環境経済部商工観光課

資料編

あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

あきる野市生涯学習推進本部委員名簿

あきる野市生涯学習推進本部幹事会名簿

用語解説

法律及び答申等（要点及び抜粋）

あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱

(平成22年3月25日通達第22号)

(目的及び設置)

第1条 あきる野市における生涯学習社会の振興及び総合的な生涯学習を市民とともに推進するため、あきる野市生涯学習推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、市長から生涯学習の推進状況についての報告を受け、市長に生涯学習の推進に関する提言又は助言を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、市長が委嘱する委員12人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体の代表者

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 第2条に規定する事項の検討を行うため、市民会議の下に部会を設置することができる。

2 前項の部会に関する事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、教育部生涯学習推進課において処理する。

あきる野市生涯学習推進市民会議委員名簿

構成	氏名	所属等
識見を有する者	◎ 滝口 富夫	前あきる野市社会教育委員の会議議長
識見を有する者	中澤 和男	都留文科大学非常勤講師
市民の代表	羽生田 紘治	公募委員
市民の代表	持田 晃子	公募委員
各種団体の代表者	河田 博夫	あきる野市社会教育委員の会議副議長
各種団体の代表者	坂上 洋之	あきる野市文化団体連盟会長
各種団体の代表者	○ 吉田 栄久夫	あきる野市体育協会専務理事
各種団体の代表者	木下 守	あきる野市社会福祉協議会副会長
各種団体の代表者	近藤 寛	あきる野市商工会理事
各種団体の代表者	佐藤 洋介	生涯学習局オープンスクールセンター長
各種団体の代表者	安藤 之大	あきる野市生涯学習コーディネーターの会会長
各種団体の代表者	高橋 志夫	あきる野市小学校校長会会長(多西小学校校長)

◎委員長、○副委員長

任期：平成22年6月1日から平成25年5月31日まで

あきる野市生涯学習推進本部設置要綱

(平成16年11月16日通達第38号)

(目的及び設置)

第1条 あきる野市における生涯学習社会の振興を目指し、あきる野市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進施策の総合的推進を図るため、あきる野市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (1) あきる野市生涯学習推進計画の推進に関すること。
- (2) 生涯学習関係施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習関係施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 副市長
- (2) 副本部長 教育長
- (3) 本部員 部長級の職員

2 本部長は、本部を代表し、総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が本部長の職務を代理する。

(会議)

第4条 本部は、必要の都度開催するものとし、本部長が招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、前項の調査及び検討の結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、市長が任命する職員(以下「幹事」という。)をもって組織する。

2 幹事の数及び人員は、本部長が定める。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、それぞれ幹事の中から互選する。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会の下に実務担当者会を設置することができる。

6 幹事会及び実務担当者会に関する事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

あきる野市生涯学習推進本部委員名簿

	職 名	氏 名
本部長	副 市 長	萩原豊吉
副本部長	教 育 長	宮林 徹
本部員	企画政策部長	尾崎喜己
本部員	総務部長	青木 勇
本部員	市民部長	篠原正人
本部員	環境経済部長	浦野治光
本部員	健康福祉部長	佐藤栄次
本部員	子育て担当部長	森田 勝
本部員	都市整備部長	丹生重吉
本部員	会計管理者	大口安雄
本部員	議会事務局長	前野栄作
本部員	教育部長	萩島邦彦
本部員	指導担当部長	新村紀昭
本部員	生涯学習担当部長	山田雄三

平成23年6月1日現在

あきる野市生涯学習推進本部幹事会名簿

所属部	職 名	氏 名
企画政策部	企画政策課長	田 中 信 行
	市長公室長	平 野 光 彦
	財政課長	宮 田 賢 吾
総務部	総務課長	荒 井 浩 之
	地域防災課長	山 本 常 雄
	施設営繕課長	石 川 英 次
市民部	市民課長	乙 津 成 実
環境経済部	環境課長	平 野 泰 弘
	環境の森推進室長	吉 澤 桂 一
	商工観光課長	小 山 裕
健康福祉部	生活福祉課長	小 林 正 文
	障がい者支援課長	中 村 茂
	高齢者支援課長	窪 島 成 一
	児童課長	市 川 勤
	児童館担当課長	沼 田 宏 徳
	健康課長	榎 本 秀 雄
都市整備部	都市計画課長	岡 部 進
教育部	指導担当部長	新 村 紀 昭
	生涯学習担当部長	山 田 雄 三
	教育総務課長	鈴 木 恵 子
	生涯学習推進課長	関 谷 学
	公民館長	岡 野 要 一
	体育課長	木 下 義 彦
	国体推進室長	橋 本 恵 司
	図書館長	森 下 正
	秋川キララホール館長	逢 坂 郁 生

平成23年6月1日現在

用語の解説

あ

◇IT（アイ・ティー）

情報技術。インターネット、通信、コンピューターなど情報に関する技術のこと。さまざまな場で進むITを活用した革新は、従来の生活、社会のあり方も変化させた。瞬時に空間を越えた大量の一体作業が可能になり、携帯端末とネット機能を使えば、家にいながらにして買い物や株取引ができる。この変化は家庭や地域社会、都市や国のあり方にまで波及しており、IT革命とよんでいる。この流れを加速させるため、国においては、IT戦略会議が設置され、市町村においてもIT化が推進されている。

◇アスポート

Asport（一般社団法人 あきる野総合スポーツクラブ）

あきる野市におけるスポーツ人口の増加、青少年の健全育成、生涯スポーツ社会の実現のため、平成22年2月に設立された。地域住民が主体的かつ自立的にスポーツができる、多世代・多種目及び多様なレベルに対応する総合型地域スポーツクラブ。

◇生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力などを指す。

◇五日市物語

あきる野市市制15周年記念事業の一環で、長い歴史の中で優れた文化が花開いた五日市を題材に、東京のふるさとの物語として平成22年度に製作された映画。平成23年7月30日より公開。

◇インターネット

世界規模のコンピュータ・ネットワーク。接続方法や機種等にとらわれない共通の通信手段で接続した「ネットワークのネットワーク」

◇インターンシップ

学生・生徒が在学中に自らの専攻やキャリアに関連した職業体験を行うこと。一般的に、企業等において、一定期間の実務を含む実習や研修的な就労体験を行うことを指す。

◇エクステンション講座

高等教育機関(大学等)などで行われる、資格取得やキャリアアップを目的とした講座。

◇NPO(エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称である。日本では、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月1日に「特定非営利法人促進法(NPO法)」が施行された。組織が意思決定機関をもち、一定の規約に基づいて活動しているという「形式性」、政府から独立した存在である「非政府性」、収益がすべてその組織の活動に再投資されるという「非営利性」、がその主な要件とされている。NPOの活動領域は、医療・福祉、国際協力・交流、環境、文化・芸術、スポーツ、教育、まちづくり、人権・平和、災害救援など多方面に広がり活発化している。

◇エフウェイブ：*f・wave* (あきる野市男女協働参画情報誌)

f…family (家族)、*freedom* (自由)、*future* (未来)、*f* (強く) を意味し、環境の変化の波(*wave*)を紙面を通じて伝え、男女が生き生きと暮らせる未来をめざすコミュニケーション誌。

◇オープンスクール

一般的には、個人の能力や適性に依りて個別に教育計画を立て、開放された空間で自主的な学習を進める教育形態、あるいは、そうした教育を行う学校を言う。NHK学園の通信講座教室公開講座として、昭和51年スタートしたオープンスクールは、あきる野ルピアのほか、国立、西宮等6箇所ある。「あきる野ルピア教室」は、あきる野市との連携・協力による共同事業として平成7年度から開設されている。

か

◇学習情報システム

コンピューターなどの電子機器を活用して、さまざまな学習に必要な情報を収集、処理、伝達し、それによって学習情報を円滑に提供できる目的で組織された情報管理機能。

◇学習ニーズ

人々が持つ学習に対する要求・欲求・欲望、学習要求、学習需要等。「〇〇を学びたい」といった形で表される。「市民の〇〇にこたえる」などに使われる。

◇カスタマーフォーカス

企業における顧客に焦点をあてた経営手法・考え方。顧客のニーズを満足させるためのサービスをどのように提供していったらいいかを第一に考えて行うこと。近年、行政サービスの向上を図る中で、市民の立場から事務の見直しの視点として注目されている。

◇学習資源（教育資源）

学習資源（教育資源）とは、人材、施設・設備、教材・教具のことをいい、生涯学習の推進にあたっては社会教育資源、学校教育資源の相互活用が求められている。

◇家庭の日

あきる野市では、豊かな心の育成、明るい家庭づくりをスローガンに、毎月第2日曜日を「家庭の日」と定めている。親と子の対話や家族の団らんを通して、家族のふれあいを大切にし、楽しい家庭づくりとあわせ、青少年の健全育成を図ることを目的としている。この一環として絵画・作文コンクールや観劇会等の事業を行っている。

◇キャリア教育

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」（平成11年12月の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」）

◇行政評価

行政諸活動の状況や成果を客観的に測定・評価することにより、政策決定の適正化やアカウントタビリティ（説明責任）の明確化を図るための手法。

◇協働

同じ目的のために協力して働くことをいう。近年、社会福祉やNPO活動でよく使われ、生涯学習の分野でも使われるようになった。

◇郷土の恵みの森構想

市域の6割を占める森を市全体の「共通の財産」捉え、この財産を有効活用した森づくりの方向性と、利活用のプランなどを示し、平成22年3月に策定。構想の基本は、森の多面的機能（きれいな空気、おいしい水をつくる、木材を産出する、郷土愛を育む教育の場づくりなど）全体の向上を図る「環境の森づくり」、さらに、各地区の森の特長を活かす「類型別森づくり」の推進と、類型には、清流、経済、郷土教育、歴史文化、健康、観光の6つの森を設定し、構想の実現を目指している。

◇コーディネート（コーディネーター）

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を担うこと（人）。特に、生涯学習の振興を図るために、さまざまな学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担うこと。今これらの人材が求められている。

◇コミュニティ・スクール

地域と一体で教育活動を展開する学校。1930年代の後半にアメリカで提唱されたコミュニティ・スクール活動を原点としたもの。地域社会の教育文化センターとして学校をとらえ、地域社会と学校の結びつきを重視している。日本では1970年代以降、急速に進展。

◇コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

な

◇自己実現

自己に潜在する能力や特徴を実現化し、真の自己であろうとする。

◇市民解説員

あきる野生涯学習センター事業として、平成8年から実施されている「ふるさとあきる野市民カレッジ（歴史・文化コース）」において、市に関係する歴史・文化について学び、所定の単位を修得した市民が認定を受けている。わがまち、わが地域の風土・歴史・文化の再発見につとめ、地域における生涯学習の推進を図るため、中心となって活動する学習ボランティア。

◇社会人入学

一般社会人のために特別枠を設け、書類選考や論文・面接試験など特別な選抜方法で社会人を高等教育機関(大学等)に入学させる制度。全国で500を超える大学が社会人入学制度を実施している。

◇生涯学習コーディネーターの会

「あきる野市生涯学習推進計画“あきる野学びプラン”」（平成16年3月策定）に基づき、「生涯学習コーディネーター養成講座」（平成17年～）の修了者によって、平成18年5月に設立。会員自ら学習するとともに、生涯学習の周知、研究、支援や指導等を通じて市民の生涯学習振興に寄与することを目的に活動中。「生涯学習コーディネーター養成講座」や「生涯学習シンポジウム」など、市民を対象に教育委員会との協働による講座や会独自の自主企画講座の企画・運営にあたっている。

◇生涯学習指導者

生涯学習に関わる指導者の総称。社会教育主事等の社会教育関係の専門職員、指導員などのほか、現在では、住民主体の生涯学習を推進するにあたって、その中心的役割を担う住民によるアドバイザー・コーディネーターなどの学習ボランティアをいうことが多い。

◇人材バンク

生涯学習を支援するため、さまざまな分野ですぐれた知識や技術を有する人たちを指導者や協力者として登録しておき、求めに応じて情報を提供したり、講師を紹介したりする制度。あきる野市では、平成13年度より「生涯学習支援者バンク事業」を実施している。

◇シンポジウム

特定のテーマについて、異なった立場から討議が深まるよう、数人の学識経験者（講師）などが司会者の指示に従って参加者に対して順に提案を行い、さらに補足説明を行う。そして、討論を深めるために登壇者同士で討議をし、その後で一般参加者からの質疑等に答えながら参加者を含めての全体討議を行い、最後に司会が全体の整理をする。

◇全国地芝居サミット

全国の農村などで演じられてきた地芝居（農村歌舞伎）の保存団体のネットワークづくりや、地域文化の活性化及び地芝居保存団体の交流を目的として、社団法人全日本郷土芸能協会が主催して毎年1回、全国各地の保存団体や自治体の協力のもとで開催されている。

た

◇男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画する機会が確保され、それぞれが均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、また男女ともに責任を担うべき社会をさす。

◇デジタルアーカイブ

博物館や図書館等の資料を電子データとして保存し、インターネットを通じて共有・鑑賞できるようにすること、またはその構想。あきる野市では、「あきる野デジタルアーカイブ(<http://archives.library.akiruno.tokyo.jp/>)」において、市に係わる「歴史・ひと・情報」を収集・保存し公開している。

◇データベース

一定の目的で集積された情報群をいい、コンピューターを利用し、大量の情報を必要なときにすぐ取り出せるような形に集合蓄積したものをさす。学術や洋書検索情報、新聞記事情報等のデータベースのほか、自治体の中には講師や指導者・施設に関する情報、学級・講座情報等の生涯学習に関するデータベースを整備しているところも多い。

◇電子会議室

電子会議室は、インターネットを利用して自治体におけるまちづくりなどについて、市民相互の意見交換・情報交換を広く活発に行うことを目的に開設されている。（あきる野市は未設置）

◇電子メール

コンピュータ・ネットワークを使って、手紙（メッセージ）をやりとりできる仕組み。Eメール、単にメールともいう。インターネットを利用して国内外などの地理的な条件とは関係なく、即時に送受信したり、複数の人に同時にメッセージを送付することができる。ペーパーレス等環境配慮面からも活用されてきている。

◇東京多摩国体〈スポーツ祭東京 2013〉

2013年（平成25年）に東京都を会場に行われる第68回国民体育大会（国体）と第13回全国障害者スポーツ大会の総称。あきる野市については、第68回国体における「ソフトボール競技（少年女子）」と「自転車競技ロードレース（成年男子・少年男子）」の開催が決定しており、さらに「馬術競技」の開催が決定される見込みとなっている。国体は毎年、都道府県持ち回り方式で開催され、スポーツ振興法に定められる重要行事の一つであるとともに、国内最大の国民スポーツの祭典である

◇東京文化財ウィーク

より多くの方に文化財を身近に感じてもらうことを目的とし、東京都教育委員会が文化財の所有者に呼びかけて毎年行っている文化財公開事業。都内にある約450件の文化財を一斉に公開する「公開事業」と、文化財めぐりや講座などを行う「企画事業」の2つを柱とし、毎年秋頃に開催されている。あきる野市では、例年20箇所以上で公開事業が行われる。

な

◇ノーマライゼーション

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

◇ネットワーク

網状組織の意。個々の人や関係機関とのつながり、情報の交換を行うグループのこと。

一般的には、テレビ・ラジオでの組織や放送網、あるいは複数のコンピュータを結び、データなどを共有し、情報処理の効率を図るシステムのことをいう。

は

◇パートナーシップ

女性と男性、行政とNPOなど、それぞれの立場の違いを認めながら対等な立場で、一定の目的を達成するために、自らの役割を果たすことをいう。

◇パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。特に、国の行政機関が新たな規制を設けようとしたり、それまで行っていた規制の内容を改めたり、規制を廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことが閣議決定（平成11年3月23日）され、平成11年4月から実施している。

◇放送大学

放送を主たる教授媒体としている、公開性をもった遠隔大学。大学教育の機会を広く人々に提供するために設立された。一般的に、テレビやラジオなどによる放送と、印刷教材を併用して授業を行う。

◇放課後子ども教室

学校の施設などを利用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの自主的な活動を通して、放課後の環境づくりと子どもたちの安全で安心できる活動場所を提供するもの。小学校1年生から6年生までの児童を対象としている。

◇ホームページ

www（ワールドワイドウェブ）の中で、最初に表示される「トップページ」のことを指すが、一般的にはインターネット上で表示される画面を総称して呼ぶことが多い。

ま

◇めざせ健康あきる野21

あきる野市民がより豊かな人生を送るための一つの手段として、健康づくりをどのように進めていくかを市民の方々と共に考えた健康づくり計画。少子高齢化が進み、深刻化してきた生活習慣病や介護等に関する状況の改善のために、国が平成15年5月に健康増進法を制定。市では、これに基づいて平成17年か

ら、あきる野市健康増進計画市民検討委員会や市民ワーキングチームとともに具体的な事業の実施に向けての計画策定に取り組み、あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」を策定した。

ら

◇ライフスタイル

生活の様式や営み方。また、人生観や価値観、習慣等を含めた、個人の生き方を指す。

◇ライフステージ

ひとの生涯にわたる発達を、年齢的特徴によって捉える各時期(幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など)のことを指す。

◇リカレント教育

recurrent education 高等教育を、ある年齢以上になってからでも、また繰り返してでも受けることが広く許されるようなシステムをいう。近年、大学などの高等教育機関において、生涯教育理念の学校制度への適用例として行われるようになった。

◇レファレンス事業

図書館利用者が必要な資料や情報を効率よく集められるよう、図書館員が手伝うサービスを行う事業。本や資料そのものの情報提供はもちろん、検索の仕方や調べものの仕方のご案内等もこれにあたる。広義には、図書館利用案内の作成や検索システムの充実など、利用者が情報収集しやすい環境の整備も含む。

わ

◇若宮子ども体験塾

「郷土の恵みの森構想」実現への第一歩として、市が所有する菅生若宮地区の森林を活用し、体験的な環境学習などができる「子ども体験塾事業」として平成21年度より実施している。この事業により、地域の方々や市内の小・中学校と連携して、子どもたちが「感動」を発見できるよう、かつての里山遊びを再現している。

法律及び答申等（要点及び抜粋）

◇ 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

（通称「生涯学習振興法」）

（平成2年6月29日法律第71号）

最終改正 平成14年3月31日法律第15号

（目的）

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（施策における配慮等）

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（生涯学習の振興に資するための都道府県の事業）

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
 - 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
 - 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

（市町村の連携協力体制）

第十一条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

◇「教育基本法【抜粋】」

(昭和22年法律第25号)

最新改正 平成18年12月22日法律第120号

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

◇「社会教育法【抜粋】」

(昭和24年6月10日法律207号)

最終改正 平成20年6月11日法律第59号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適

切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

◇図書館法

(昭和25年4月30日法律118号)

最終改正 平成20年6月11日法律第59号

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

◇「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」

(昭和46年4月30日社会教育審議会答申)

2 生涯教育と社会教育

(1) 社会の変動と生涯教育

——生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会ではいかに高度な学校教育を受けた人であっても次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。(略) 今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているとあってよい。——

◇「生涯教育について」

(昭和56年6月11日中央教育審議会答申)

1 生涯教育の意義として、

——今日、変化の激しい社会にあつて、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

◇「教育改革に関する第4次答申(最終答申)」

(昭和62年8月7日臨時教育審議会答申)

第二章 教育改革の視点

2 生涯学習体系への移行

——我が国が今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の

登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかねばならない。

—

◇「教育改革に関する当面の具体化方策について」

(昭和62年10月6日閣議決定)

教育改革推進大綱

今次教育改革の推進にあたっては、臨時教育審議会答申に示された教育の基本的在り方及び教育改革の視点を踏まえつつ、広範多岐にわたる諸提言について相互の関連及び既存の施策との整合性等を図りながら、それらの着実な推進に努める必要がある。このため、当面、下記方針により、総合的観点から所要の改革方策の検討、立案等を進め、逐次その実現に努めるものとする。(以下略)

◇「生涯学習の基盤整備について」

(平成2年1月30日中央教育審議会答申)

第一 生涯学習の基盤整備の必要性

—このように、今日の我が国においては、学校、地域、職場等を通じて多種多様な学習機会が提供されており、今後ともそれぞれの学習機会をより充実し、人々の学習活動をより活発にしていくことが必要である。

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要がある。

- ①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意図に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行うものであること。
- ③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。(以下略)

◇「地域における生涯学習機会の充実方策について」

(平成8年4月24日生涯学習審議会答申)

- I 社会に開かれた高等教育機関
- II 地域に根ざした小・中・高等学校
- III 地域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設
- IV 生涯学習に貢献する研究・研修施設

◇「新しい時代を拓く心を育てるために」

(平成10年6月30日中央教育審議会答申)

――次代を担っていく子どもたちが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活気に満ちた豊かな国と社会をつくる営みや地球規模の課題に積極果敢に取り組み、世界の中で信頼される日本人として育てていくよう、社会全体で子どもたちが「生きる力」(自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力)を身に付けるための取り組みを進めていくことが大切である。――

◇「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」

(平成10年9月17日生涯学習審議会答申)

(要旨)

自由闊達な社会教育行政を展開するために必要な支援方策として、

- ①地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開
- ②生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性
- ③民間の諸活動との連携
- ④総合的なネットワーク型の行政の構築

などがあげられています。

このように、生涯学習の振興は、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実が必要であり、住民参加の下で魅力ある社会教育行政が行われ、活力ある地域づくりにつながるものであるとしています。

◇「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ」

(平成11年6月9日生涯学習審議会答申)

――日本の子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、さまざまな体験活動の機会を子どもたちに「意図的」「計画的」に提供する必要があり、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するため、具体的な緊急施策を提言することとしました。――

◇教育改革国民会議報告(抜粋)－教育を変える17の提案－

平成12年12月22日

教育改革国民会議は、内閣総理大臣のもと、平成12年3月に発足し、この度報告を取りまとめた。私たちは以下の17の提案について、速やかにその実施のための取り組みがなされることを強く希望する。

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

- 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を

◇ 「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について～具体的な改正の方向」 (平成15年3月20日中央教育審議会答申)

教育基本法改正

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すため、これからの教育は、

- 自己実現を目指す自立した人間の育成
- 豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- 「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- 新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

の5つの目標の実現に取り組むことが必要であるとしています。そして、今の教育基本法にうたわれている「個人の尊厳」「人格の完成」「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法

に則った普遍的なものとして今後とも大切にしながら、これからの教育の目標の実現を目指すために今日極めて重要と考えられる「信頼される学校教育の確立」、「大学改革の推進」、「家庭の教育力の回復」、「公共心」、「伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心、国際性」「生涯学習の推進」などの重要な教育理念や原則を明確にするために、教育基本法を改正すべきとの提言がなされています。

◇ 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」

(平成 19 年 1 月 30 日 中央教育審議会答申)

第 3 章 青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために－重視すべき視点と方策－

1. 家庭で青少年の自立への意欲の基盤を培おう

視点

- 家庭の役割を強く自覚し、家族全員で子どもに積極的にかかわる
- 学校や企業、地域社会が家庭での自立への基盤づくりを支援する

方策

- ◎求められる基本的な生活習慣や基礎的な体力の重要性について、実践的な調査研究等を通じて啓発する
- ◎家庭での基盤づくりを進める国民運動を展開し、地域での取組を支援する

2. すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤切磋琢磨（せっさたくま）を見守り支えよう

視点

- 多様な体験活動の機会を提供し、体験活動をすべての青少年の生活に根付かせる
- 体験を通じた青少年の試行錯誤切磋琢磨（せっさたくま）を大人が見守り支援する

方策

- ◎青少年の生活圏内に多様な体験を提供する場や機会をつくる
- ◎青少年教育施設等を中核として、教育効果の高い体験活動を計画的に提供する

3. 青少年が社会との関係の中で自己実現を図れるよう、地域の大人が導こう

視点

- 社会との関係への興味・関心を育て、社会との関係の中での自己実現を導く
- 地域の大人が青少年の育成に積極的にかかわっていくという価値観を醸成する

方策

- ◎社会との関係の中で自己実現を図った大人の生き方から学ぶ機会を提供する
- ◎青少年の努力や社会貢献を積極的に評価する
- ◎地域の大人が地域の青少年の成長に継続してかかわることのできる場や機会を広げ、その連携を進める

4. 青少年一人ひとりに寄り添い、その成長を支援しよう

視点

○ガイダンスの発想に立ち、青少年一人ひとりの成長を支援する

方策

◎ガイダンスの発想に立って青少年を支援できるよう、指導者の意識の涵養（かんよう）と指導力育成に努める

◎学校における教育相談体制の整備や関係機関が連携したサポート体制の充実などにより、一人ひとりの成長をきめ細やかに支援する

◇新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

～知の循環型社会の構築を目指して～

（平成20年2月19日 中央教育審議会答申）

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興の要請－高まる必要性和重要性

（持続可能な社会の構築の要請）

○また、近年、地球規模の様々な課題が深刻化する中、世界的にも「持続可能な社会」の構築が求められており、そのような社会を構築するための教育の必要性・重要性も国際社会で提唱されており、国連において「持続可能な発展のための教育の10年（DESD：Decade for Education of Sustainable Development）」が推進されているところである*2。

持続可能な社会では、各個人が社会の構成員として、人間・社会・環境・経済の共生を目指し、生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら、それぞれが社会で責任を果たし、社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる。したがって、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤となり、その構築にも貢献するものと考えられる。

*2 国連「持続可能な発展のための教育の10年」2005年～2014年。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が主導機関として指名されている。

◇今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について

（平成23年1月31日 中央教育審議会答申）

第5章 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

○第1章のキャリア教育・職業教育の基本的方向性で示したように、学びたい者が、いつでも、職業に必要な知識・技術等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に必要な能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、生涯学習の観点に立ち、キャリア形成支援の充実を図ることが必要である。

○キャリア形成の支援を必要とする者としては、学校から社会・職業へ移行した後、更に必要

な知識・技能を身に付けることを希望する者等が考えられる。

○また、中途退学者や無業者等、学校から社会・職業への移行が円滑に行われなかった者や、その後、早期離職等により職業生活からいったん離れてしまった者が考えられる。このような者は、平成19年度から平成22年度の各調査から推計すると、その後進学や就職をする者も含め、前期中等教育段階から約2万人、後期中等教育段階から約24万人、高等教育段階から約41万人存在するとみられる。

○このような状況を踏まえ、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の在り方について、学校から社会・職業へ移行した後の学習者に対する支援、中途退学者や無業者等のキャリア形成のための支援の観点からの検討が必要であり、このようなニーズにこたえるために学習機会を充実させていくことが必要である。

**あきる野市生涯学習推進計画
あきる野学びプランⅡ**

ダイジェスト(概要)版

平成23年(2011)7月

発行 あきる野市

編集 あきる野市教育委員会教育部
生涯学習推進課

あきる野市二宮350

電話 (042) 558-1111